

平成 25 年度 課程博士学位申請論文

他者を要する動詞述語文の研究

熊本県立大学大学院 文学研究科
博士後期課程 日本語日本文学専攻
学籍番号 1165001
氏名 佐藤 友哉

指導教員 半藤 英明

序

本研究は、他者を要する動詞述語文に関する理論的研究である。

文とは、情報伝達上の基盤的要素であり、単語はその構成素であるが、文の基本的な構成とは、最も典型的には主述関係である。いわゆる「主語」(内容的に様々なものがあるが、基本的には動作主、属性主など、述語から見た「主体」と「述語」との結びつきは、山田孝雄博士が説いた「主位観念」と「賓位観念」によるものであり、それらによって構成されるものが文の基本的単位であることは論を俟たない¹⁾。

他方、文の構成を豊かにし、文の情報を補完するためのものとして「修飾語」がある。多様な「修飾語」の中で、文の構成に必要なものとしての優先順位をつけるならば、格関係の構成素がその筆頭になる。北原保雄博士が格成分を文意に必要な「補充成分」としてしているのは、そのことの反映である。「主語」を構成することになる「主格」が格成分の中では、前述のように文の基本的な構成をなすが、次いで重要なものの一つが「対格」である。「対格」は「主格」と述語からなる文の構成に新たな関係性を与える。「主格」と「対格」の備わった文は、文法的に「主格」と述語で完結する関係性では表すことのできない動作性を持つことになる。即ち、「対格」を持つ文は、文の構成としては主述関係に次ぐ原初的なものであり、しかも、文法的テーマを豊かにする文であるといい得る。具体例を示そう。

- (1) 子どもが泣く。
- (2) 空が晴れる。
- (3) 赤ん坊が立つ。
- (4) 太郎が次郎を殴る。

(1)(2)(3)では、動作主である「子ども」「空」「赤ん坊」と述語「泣く」「晴れる」「立つ」とが結びつき、主体の動作・事態が表されている。各述語は主体以外の存在との関係から独立して成り立つ動作・事態を表す(これらは一般に自動詞とされる)。一方、(4)の「殴る」は、動作主が必要なのはもちろんのこと、その動作の対象も必ず必要となる(これは一般に他動詞とされる)。

このような主体以外にその存在が前提となる文の成分は、対格に表される名詞句だけではない。

- (5) 花子がその方針に同意する。
- (6) 親が子供を働かせる。

(7) 次郎が太郎に殴られる。

(5)(6)で「同意する」「働かせる」動作は主体の他に「その方針」「妻」といった対象が必要となる。(7)は受身文であるが、「殴られる」という受動的動作が実現するには、受身文の主語に立つ主体の他に殴る主体(太郎)が要求される。(4)～(7)における「次郎」「その方針」「妻」「太郎」は、いずれも動作・事態の実現にとって欠かせないものであり、主体以外に前提となる存在である²⁾。この他の主体以外が存在が前提となる動詞述語文を挙げよう。

(8) 私は水が飲みたい。

(9) 彼が街に行く。

(10) AさんがBさんと話し合う。

(11) 私はあなたにもっとがんばってほしい。

(12) CさんがDさんに助けてもらう。

(8)の「水」は願望の対象、(9)の「街」は動作の目標であり、(10)の「Bさん」、(11)の「あなた」、(12)の「Dさん」はそれぞれ「話し合う」相手、「もっとがんばってほしい」という願望を向ける相手、「助けてもらう」際の相手であり、これらも動作・事態実現にとって主体以外に必須な存在である。(4)～(12)における主体以外が存在は、動作の対象((4)(5)(6)(8)の下線部)、動作の目標((9)の下線部)、主体にとって相手と見なせるもの((7)(9)(10)(11)(12)の下線部)であるが、本研究ではこれらを「他者」という概念で捉えることにしたい。そうすることで、これを持つ文の文法的問題を押し広げられると考えるからである(詳細は後述)。

次に示す例では、主体以外が存在は認められるものの、(4)～(12)と同様の見方はできない。

(13) 犬が道を歩く。

(14) 彼女は運動場で走る。

(15) 私は居間にいる。

(16) 男が玄関から出る。

(13)の「道」、(14)の「運動場」、(15)の「居間」、(16)の「玄関」は、主体以外が存在ではあるが、「道」は歩く経路、「運動場」は走る場所、「居間」は主体がいる(存在する)場所、「玄関」は主体の出どころである。つまり、これらは主体が関係する場所であり、(4)～(12)に挙げた他者と違い、主体に相対するものではなく、主体を背景から支える要素のため、これらを本論では他者とは別の存在と見なすことにする。

ここで他者と、主体以外が存在でありながら他者でないものとの差異について別の観点から考える(用例の出典となる作品名の最初の文字を用例右に示す。出典のないものは(1)～(16)を含め、筆者による作例。以下の章も同様)。

(17) 私は健康のために毎日歩いています。

(18) その三年間に、荒木は監督渡辺忠の“走って鍛える”方針を守り、じつによく走った。(初)

(19) だが、おそらく圭介は車で連れ去られている。車で連れ去った人物がいる。(学)

(20) 笙子は、一階に下りて、庭へ出た。(な)

上記四例では、歩く経路、走る場所、主体がいる場所、主体の出どころは、(13)～(16)とは違い、動詞と共起可能であるものの示されていない。その理由は、これらが自明だから省略されているのではなく、はじめから問題とされていない、つまり、当該動作成立にとって動作とこれらとの関係が前提とされていないからと考えるべきである。即ち、(17)では、どこを歩くかは全く重要ではなく、歩くという行為自体が重要である。(18)(19)でも、走ること、「車で連れ去った人物がいる」こと、それ自体の描写で充分であり、走る場所、主体がいる場所は問題とならない。(20)で主体の出どころは、例えば「玄関から」「ベランダから」「裏口から」等、複数考えられるが、ここではどこから出たかは問題となっていない。

一方、他者を要する動詞「殴る」の場合はどうか。

(21) (前略) 身体的虐待には三つの段階があるという。「第一段階は自分の手足で殴つたり蹴ったりする。(以下略)」(日)

先に(4)で「殴る」の例を挙げ、動作の対象たる「次郎」は他者であると述べたが、(21)では他者となる存在は示されていない。前文に「身体的虐待」とあることより、他者は子どもの身体であることが明らかだが(そのため、示されていないのだろう)、ここでの他者は問題とされていないのではなく、むしろ重要な情報と読み取れる。この例で他者は非言語化されているが、(17)～(20)における主体以外の存在と違い、動詞との関係が問題とされるものである。

「殴る」の例以外の、(5)～(12)のような他者を要する文でも、(使役動作を含めた)動作の対象、動作の目標、及び主体にとっての相手は、動詞に必須のものとして内在し、常に動詞との関係が問題となる³⁾。即ち、(4)～(12)に示した他者は、動詞と常に関係を有し、その関係のあり方を問われるのに対し、主体以外の存在でありながら他者でないものは、動詞との関係のあり方を必ずしも問われないという違いがある⁴⁾。この点に、他者と、主体以外の存在でありながら他者でないものとを区別する意義があると考ええる。

これまでは叙述文について考察してきたが、動詞述語文には聞き手に対し何ごとかを投げかけるタイプのものもあり、次に、このタイプの文を見してみる⁵⁾。

(22) 走れ。

(23) 泣くな。

(24) この本、読みましたか。

(25) 一緒に行こう。

(26) その本、貸してくれよ。

(22) (23)は命令文、(24)は疑問文、(25) (26)はそれぞれ相手を勧誘する意、相手に依頼する意を表す文であり、いずれも話者が相手たる聞き手に発話している。このとき聞き手は文の最も中心的存在である話者に相対するものであり、また、その文の成立にとって欠かせない存在である。叙述レベルの他者がその文の最も中心的存在である動作主に相対するもので、かつ、その文、ないし動作・事態の成立に必須のものであることからすれば、(22)～(26)で発話を受ける聞き手は、いわば言語行為レベルにおける他者と呼べる存在である⁶⁾。

以上をまとめると、本研究でいう「他者」とは、叙述レベルでは、動作の対象、動作の目標、あるいは主体にとって相手と見なせるものであり、言語行為レベルでは、話者にとっての相手たる聞き手ということになる。

叙述レベルの他者、言語行為レベルの他者がともにことがら・文の成立にとって欠かせない存在であることに目を向ければ、他者とその他の文の要素との具他的関係性や他者の性質等が問われることになる。したがって、叙述レベルでは、その動詞の表す動作と他者との具体的関係、動作並びに他者の性質、さらにはその文が成り立つ構文論的条件等が、言語行為レベルでは、話者と聞き手たる他者との関係が文意に及ぼす影響や使用される動詞の性質、さらに文の基本的機能等が本研究の考察内容となる。そのため、本研究の目的は、それぞれのことごとについて詳細に記述すること及び、叙述レベルと言語行為レベルでは他者にまつわる様々な現象にどのような違いが見られるかを考察することにある。

ここで、二つのレベルにおける他者の質的な違いについて述べておこう。叙述レベルにおける他者は、述語が描く事態の内部に存するものであるのに対し、言語行為レベルにおける他者は、対話の場面での話者から見たときの相手たる聞き手という、述語が描く内容の外部に存するものである。ただし、ここでの聞き手は、そのような存在であると同時に述語のもとになる動詞が表す動作の主格に立つべき主体でもあり得、この意味において言語行為レベルにおける他者には述語の内部要素としての性質を認めることができる。

本研究では他者を要する動詞述語文について叙述レベルでは、相互の連関が強い(4)「太郎が次郎を殴る。」、(5)「花子はその方針に同意する。」、(6)「親が子供を買い物に行かせる。」、(7)「次郎が太郎に殴られる。」のそれぞれが属する文型、即ち、「を」と「に」の対象表示用法、使役文、受身文を取り上げる。そして言語行為レベルでは、(22) (23)のような命令文を取り上げる。というのは、命令文の場合、聞き手たる他者が有情物か非情物か、その場にいるかいないかといった他者の性質・あり方と文意との関係が比較的深く、他者にまつわる考察が文法的問題の重要な位置を占めると考えられるからである。

以下、①各文型が表す動作並びに他者の性質、②動作と他者、または話者と他者に見られる関係性、③文の成立条件、基本的機能などを詳しく分析していくことにする。

注

- 1) 山田(1936)では、文が主位観念と賓位観念から構成される例として、「月は清し。」「花が咲く。」「月 明らかなり。」「花 紅なり。」を挙げる (p. p. 678-679)。
- 2) (5)の「同意する」も(4)の「殴る」と同じく対他的な動きを表すが、対象を「に」で表すために、自動詞として扱われるのが一般的である。ここでは、その動詞が自動詞か他動詞かという分類によらず、主体以外の存在を前提とする動きを表すか否かに基準を置いている。
- 3) ある成分が動詞に必須のものとして内在しているか否かは青木(1994)に詳しい。青木によれば、動詞にとって必須な成分、即ち格成分は主格、対格、使役格、受身格、目標格の5種である (p. 74)。主格以外のものと本研究との関わりを示すと、対格は例文(4)、使役格は(6)、受身格は(7)、目標格は(5)(9)(10)の各下線部に示した名詞句に該当する。
- 4) 「AさんがBさんと走る。」の例で「Bさん」はAさんから見ての相手である。ただし、この文は「AさんがBさんと一緒に走る。」とほぼ同義であり、「Bさんと」は動作実現にとって必要度の低い成分であるため、このようなものを本研究では他者とは扱わないことにする。
- 5) 動詞述語文、あるいは文を、聞き手の存在を前提とするか否かによって二分する考え方はいくつかの先行研究が既に説くところである。例えば、仁田(1991)では、文の存在様式たる発話・伝達のモダリティを、〈表出〉〈述べ立て〉〈働きかけ〉〈問いかけ〉の四タイプに分け、〈表出〉(水が飲みたい)、〈述べ立て〉(子供が運動場で遊んでいる)は必ずしも聞き手の存在を前提としないが、〈働きかけ〉(こちらへ来い)、〈問いかけ〉(彼は学生ですか)は聞き手の存在を前提とするという見方を示している (p. 22)。また、丹羽(2005)では、動詞述語文を、事柄を客観的に叙述するものと、質問や命令などを聞き手に投げかけて、返事や同意、あるいは行動などの反応を要求するものとに分けている (p. 10)。
- 6) (24)の「この本」、(26)の「その本」は叙述レベルにおける他者である。ただし、本研究において聞き手の存在を前提とする文を考察する際、話者と言語行為レベルにおける他者(聞き手)との関係に焦点を当てるため、文中に叙述レベルにおける他者が存在してもそれと動詞との関係は不問に付すことにしたい。

目次

序	3 頁
注 7	
第 1 部 叙述レベルにおける他者を要する動詞述語文	12
第 1 章 格助詞「を」と「に」の対象表示用法	13
1 はじめに	13
2 先行研究概観	14
3 動詞の分類	16
4 動作及び対象の性質の差異	18
5 補論	20
6 まとめ	21
注 21	
第 2 章「を」使役文と「に」使役文	25
1 はじめに	25
2 「を」と「に」の対象表示用法について	26
3 「に」使役文と意志性との関係	28
4 意味的差異の問題	31
5 まとめ	32
注 33	
第 3 章 「に」受身文と「によって」受身文の成立条件	35
1 はじめに	35
2 「に」受身文の成立条件	35
2.1 直接受身	35
2.2 間接受身	38
2.3 属性叙述受動文	40
2.4 潜在的受影者が想定される受身文	42
3 「によって」受身文の成立条件	43
3.1 「によって」受身文とインヴォルヴメント	43
3.2 「によって」受身文の分類と考察	44

4 まとめ 47

注 47

第2部 言語行為レベルにおける他者を要する動詞述語文 50

第4章 命令形を取る文の基本的機能51

1 はじめに 51

2 先行研究概観 51

3 命令文の基本的機能 53

4 補論—過ぎたことを責める意味を表す命令文 60

5 まとめ 62

注 62

第5章 否定命令文の基本的機能65

1 はじめに 65

2 先行研究概観 65

3 否定命令文の基本的機能 67

3.1 「な」がつく動詞の制約 67

3.2 〈命令〉及び〈願望〉を表す否定命令文 70

3.3 動作が完了している場合 71

4 補論—「よ」との関わり 72

5 まとめ 73

注 74

第6章 話者自身に発話する命令文77

1 はじめに 77

2 動詞の分類 77

3 非話者に発話する命令文として成り立つか 79

3.1 動詞A（無意志動詞 発話の相手=非話者） 79

3.1.1 動詞Aの命令形 79

3.1.2 動詞Aの禁止形 80

3.2 動詞B（意志動詞で心理的・抽象的な動作を表すもの 発話の相手=非話者）
80

3.2.1 動詞Bの命令形 80

3.2.2 動詞Bの禁止形 80

3.3 動詞C（意志動詞で物理的・具体的な動作を表すもの 発話の相手=非話者）
81

4 話者自身に発話する命令文として成り立つか 81

4.1 動詞A（無意志動詞 発話の相手=話者自身） 81

4.1.1	動詞Aの命令形	81
4.1.2	動詞Aの禁止形	81
4.2	動詞B(意志動詞で心理的・抽象的な動作を表すもの 発話の相手=話者自身)	82
4.2.1	動詞Bの命令形	82
4.2.2	動詞Bの禁止形	82
4.3	動詞C(意志動詞で物理的・具体的な動作を表すもの 発話の相手=話者自身)	83
5	発話の相手を異にする二種の命令文の違い	83
6	話者自身に発話する命令文として成り立つ例について	84
7	発話の相手を異にする二種の命令文の共通性	85
8	まとめ	86
	注	87
	結び	89
	各章と既発表論文との関係	93
	用例出典	94
	参考文献	96

1 頁当たりの字数:1400 字 (40 字×35 行)

第 1 部

叙述レベルにおける 他者を要する動詞述語文

第 1 章

格助詞「を」と「に」の対象表示用法

1 はじめに

「序」では、叙述レベルにおける他者の一つに動作の対象を挙げた。この動作の対象を表示する助詞としては「を」がその代表といって良いと思われるが、「に」も対象を表示する用法を有する助詞である。参考までに、「を」と「に」の用法を以下に列挙しよう（両助詞の用法は松尾（1969）p. 338 及び p. p. 343-345 による。具体例は筆者によるもの。なお、表記を一部私に改めた）。

・「を」の用法

◎①動作の対象を表す。 太郎を殴る。

②移動の意を表す用言に対して、経由する場所・時を示す。

砂浜を歩く。家を出る。三年を過ごす。

③使役の意を表す語に対して、その動作をするものを表す。

皆を驚かせる。

・「に」の用法（ちなみに、松尾によれば、次の①～⑥は「に」に上接する語を重視する分類であり、⑦～⑫は「に」に続く用言の意味を重視する分類である。）

①場所 田舎に住む。

②時間 七時に起きる。

◎③動作感情の対象 その人に執着する。

④相手 太郎を次郎に紹介する。

⑤目的 釣りに出かける。

⑥状態 直角に曲がる。

⑦帰着点 駅に着く。

- ⑧変化の結果 荒地になる。
 ⑨原因 あまりのことに驚いた。
 ⑩比較の基準 右に同じ。
 ⑪受身・使役に対しその動作をするもの。 太郎に殴られる。子供に本を読ませる。
 ⑫用言と同じ動詞の連用形につき、強調。 泣きに泣く。

このように、「を」では「動作の対象」、「に」では「動作感情の対象」と若干の記述の違いはある。が、「を」でも「犯人を憎む」のごとく、感情の対象を表し、感情も動作の一つに他ならないため、「を」と「に」は動作の対象を表すという共通の用法を持つことになる¹⁾。一方では「を」、また一方では「に」と、異なる助詞で対象を示す以上、二つの用法には何らかの違いがあるはずである。そこで、本章ではその使い分けの基準を探るべく、各動作の性質や、動作と対象との関わり方の違いを考察していくことにする。

2 先行研究概観

まずは先行研究を概観し、論点を整理しよう。

寺村（1982）では、「を」で対象表示する動詞は「働きかけ」を表すとし、さらに「働きかけ」を「物理的働きかけ」「ある対象を目ざしての感覚・感情の動き」「創る行為」の三つに分類する（p. p. 99-100）。一方、「に」で対象表示する動詞は「対面、あるいは対象に対する態度」を表すとし、さらにこれをA、B、Cの三類に分ける。寺村によれば「A類、B類は直接受身になる。つまり他動詞性の動詞である。C類は直接受身にならない。従って自動詞」（p. 101）である。寺村が挙げる動詞を以下に示そう（表記を一部私に改めた）。

- ・「を」で対象表示する動詞 「働きかけ」を表す

物理的働きかけ

殺す、殴る、誘拐する、誘う、引く、引っぱる、逮捕する、つかまえる、壊す、落とす、割る、切る、突く、吹き飛ばす、召集する、解散する、食べる、飲む、読む

ある対象を目ざしての感覚・感情の動き

見る、聞く、嗅ぐ、嗅ぎつける、感じる、照らす²⁾、呼ぶ、褒める、叱る、呼びつける、愛する、憎む、好く、好む、嫌う、惜しむ、尊敬する、崇拝する、軽蔑する、ばかにする

創る行為

作る、（詩を）書く、（穴を）掘る、（仏像を）彫る、（写真を）写す、（ラジオを）組み立てる、（湯を）沸かす、（家を）建てる、（産業を）興す

- ・「に」で対象表示する動詞 「対面、あるいは対象に対する態度」を表す

A（「働きかけ」性の強いもの^{3)、4)}

賛成する、同意する、味方する、挑戦する、背く、反対する、反抗する、逆らう、刃

向かう、敵対する、かみつく、飛びつく、食いつく、くつつく、しがみつく、じゃれつく、なつく、飛びかかる、吠えかかる、つかみかかる、しなだれかかる、吠える

B⁵⁾

恋する、惚れる、夢中になる、甘える、懂れる、頼る、ささやく、どなる、話しかける、微笑みかける

C⁶⁾

会う、当たる、ぶつかる、馴れる、(海に)面する/臨む、(危機に)直面する、向かう、触れる、(彼に)近づく、(神社、寺に)詣でる

寺村は「を」で対象表示する動詞は「働きかけ」を表すとするが、「読む」(物理的働きかけ)、「感じる」「好く」「好む」「嫌う」(ある対象を目ざしての感覚・感情の動き)は、何らかの動きを対象に仕掛けているとは考えられず、筆者には「働きかけ」を表すとは捉え難い。また、記述方法に関し、「を」で対象表示する動詞が表す「ある対象を目ざしての感覚・感情の動き」と、「に」で対象表示する動詞が表す「対面、あるいは対象に対する態度」との差が明瞭とはいえない。というのは、人や物に対する態度も感覚・感情の動きを伴うからである。さらに「に」で対象表示する動詞の内、「かみつく」「飛びつく」「食いつく」「飛びかかる」「会う」「当たる」「ぶつかる」「触れる」「詣でる」は物理的という理由で、「(海に)面する/臨む」「直面する」は心理面に関わらないという理由で、「態度」と呼ぶにふさわしくないように思われる。

次に、森(1998)を見よう。森は、「に」で対象表示する動詞に着目し、「意味的に「相手に及ぶが相手に変化を起こさない」他動詞(筆者注、本論でいう「に」で対象表示する動詞に相当)は、主体から相手への移動・放射イメージスキーマが適用できる場合もしくは、「相手名詞」に能動性が感じられる場合に相手名詞の表示格として二格をとる」(p.73)とする。森が挙げる動詞を以下に示そう。

[1]XからYへ何らかの移動があるもの

1 主体全体が移動しているもの

もたれる、飛びつく、すがりつく、しがみつく、追いつく、ぶつかる、会う、当たる

2 主体の一部が移動しているもの

触れる、触る、かみつく

3 言葉・音声が移動しているもの

吠える、からむ、くいさがる、謝る、味方する、孝行する、働きかける、呼びかける、反対する、抗議する、答える、注意する、返事する、賛成する、拍手する

4 感情・態度が放射されているもの

泣きつく、ほれる、恋する、同情する、遠慮する、なつく、励む、打ち込む、こだわる、耐える、親しむ、熱中する、凝る、溺れる、ふける、慣れる、懂れる、頼る、感謝する、逆らう、はむかう、たてつく、立ち向かう、尽くす、奉仕する、抵抗する、

干渉する、対抗する、依存する、お辞儀する、従う、服従する、いたずらする、飽きる、仕える、携わる、従事する、努める、努力する、備える、ご馳走する

5 視線が放射されているもの

注目する、着目する、気づく（気がつく）、対する、臨む

6 力などのエネルギーが移動・放射されているもの

かかわる、関係する、影響する、作用する、利く、勝つ

[2]X から Y への移動・放射がないもの（ニ格名詞に能動性が感じられるもの）

負ける、敗れる

このように、森は「に」で対象表示する動詞の多くを「X から Y へ何らかの移動があるもの」としてまとめているが、筆者にはそのような捉え方が困難なものがいくつかある。

3 言葉・音声が移動しているもの くいさがる

4 感情・態度が放射されているもの 慣れる、飽きる、備える

6 力などのエネルギーが移動・放射されているもの かかわる、関係する、勝つ

上記の「(上司に) くいさがる」は相手に対して自分の主張を引き下げない様子を表し、言葉・音声が相手に移動するさまを表している訳でない。「(環境に) 慣れる」「(同じ作業に) 飽きる」「(地震に) 備える」では、主体の自律的な状態を表し、感情・態度が対象に向かって放射されるさまを表すとは捉えられない。「(その仕事に) かかわる」「(事件に) 関係する」「(宿敵に) 勝つ」も同様に動作が、力などのエネルギーが移動・放射されているさまを表すとはいえない。

さらに、4に分類される「逆らう」は、「教師に逆らう」であれば、感情・態度が放射されていると捉えられるが、「言いつけに逆らう」の場合、感情・態度が「言いつけ」に放射されているとはいえない。また、森は[2]の「X から Y への移動・放射がないもの」には「ニ格名詞に能動性が感じられる」とするが、例に挙がる「負ける」「敗れる」は、「戦いに負ける/敗れる」の場合、ニ格名詞「戦い」に能動性があるとはいえない。

本節に取り上げた二文献に見られる問題点を踏まえ、次節では、「を」「に」それぞれで対象表示する動詞の用法を分類しよう。

3 動詞の分類

はじめに「を」で対象表示する動詞を分類する。この種の動詞は、「処置」「知覚の仕方」「思考・認識の仕方」「保有の仕方」「受容の仕方」「生産の仕方」の六類に分けることができる⁷⁾（なお、本節では動詞の分類にとどめ、「を」あるいは「に」で対象表示する動詞が全体としていかなる意味を表すかについては、次節以降に述べる）。

・処置

殺す、殴る、誘拐する、誘う、引く、引っばる、逮捕する、つかまえる、壊す、落と

す、割る、切る、突く、吹き飛ばす、召集する、解散する、食べる、飲む、読む、呼ぶ、呼びつける、煮る、挟む、捨てる、飼う、履く、なでる、批判する、叱る、褒める、罵倒する、絶賛する

・知覚の仕方

見る、聞く、嗅ぐ、嗅ぎつける、感じる、感知する、実感する、見据える、見下ろす、見かける、見届ける、眺める、見渡す、覗く

・思考・認識の仕方

愛する、憎む、尊敬する、崇拝する、軽蔑する、ばかにする、好く、好む、嫌う、惜しむ、心配する、意識する、願う、望む、求める、信じる

・保有の仕方

含む、抱える、蓄える、兼ねる、(威厳を) 備える

・受容の仕方

迎える、浴びる、得る、受ける、受け入れる、覚える、もらう、摂取する、吸収する

・生産の仕方

作る、(詩を) 書く、(穴を) 掘る、(仏像を) 彫る、(写真を) 写す、(ラジオを) 組み立てる、(湯を) 沸かす、(家を) 建てる、(産業を) 興す、灯す、催す、発揮する、引き起こす、叫ぶ、つぶやく、宣言する、囁く

この分類に適宜説明を加えると、処置とは、対象に対して何らかの取り計らいを行うことを表す。知覚の仕方は「見る」「聞く」といった純粋な知覚動詞の他、「見下ろす」「見渡す」などの知覚と物理的な動きとが合わさったものも含む。生産の仕方には「作る」「(詩を) 書く」といったいわゆる作成動詞の他に、「(地震を) 引き起こす」「叫ぶ」のような、動作の結果あるものが出現する意を表すものを広く含める⁸⁾。

続いて「に」で対象表示する動詞だが、これは「対象に対する主体の態度」「対象に対する主体の様態」「対象への方向性を示す動き」の三類に分けられる。この種の動詞には対象の性質についての分析も加えて示すことにする(「を」が表示する対象の性質は次節に述べる)。

・対象に対する主体の態度

ア 対象が動作の着点となるもの

すがりつく、しがみつく、泣きつく

イ 対象が動作の先に存するもの

立ち向かう、執着する、夢中になる、甘える、しなだれかかる、感謝する

ウ 対象が動作の基点⁹⁾となるもの

恋する、惚れる、憧れる、賛成する、同意する、挑戦する、背く、反抗する、反対する、逆らう、刃向かう、抵抗する、対抗する、敵対する、たてつく、困る、恐縮する、迷惑する、いらいらする、感動する、うっとりする、失望する、呆れる、こりる、飽きる、くいさがる、慣れる、注意する、(地震に) 備える、じゃれつく、なつく、から

む、同情する、従う、服従する、努める、励む、打ち込む、こだわる、親しむ、凝る、溺れる、ふける、依存する

・対象に対する主体の様態

対象が動作の基点となるもの

従事する、仕える、携わる、(海に)面する/臨む、直面する、かかわる、関係する、効く、勝つ、負ける

・対象への方向性を示す動き

ア 対象が動作の着点となるもの

気づく(気がつく)、注目する、着目する、もたれる、会う、当たる、ぶつかる、追いつく、触れる、かみつく、飛びつく、食いつく、つかみかかる、(神社、寺に)詣でる

イ 対象が動作の先に存するもの

向かう、近づく、影響する、作用する、飛びかかる、放水する、お辞儀する、尽くす、奉仕する、干渉する、吠える、吠えかかる、拍手する、返事する、どなる、話しかける、微笑みかける、味方する

対象に対する主体の態度は心理面に関わる動きを表し、対象に対する主体の様態は心理面に直接関わらない主体のあり方・状態の意であり、対象への方向性を示す動きは態度、様態を表すとはいいい難く、対象に何らかが向かうさまを表すものである¹⁰⁾。対象が動作の着点となるものは、態度ないし方向性を持った動きと対象とが(抽象的な意を含めた)接触を伴うものであり、対象が動作の先に存するものは、態度ないし方向性を持った動きと対象との間に必ずしも接触がないものである。また動作の基点となるものとは、例えば「親に反抗する」で「親」は、「反抗する」態度の向かう先を示す際の目印となる。また「反抗する」を、あるものに逆行する動きと捉えれば、その「あるもの」(親の言いつけなど)は反抗する際の基準となる存在である。どちらにしても、「反抗する」は「親」を基点に据え生じる。「映画に感動する」では、「映画」は「感動する」態度の向かう先を示す際の目印となる。と同時に、「映画」は感動を呼び起こす基因でもあるが、いずれにせよ、感動という動きは「映画」を基点に据えて生じる。

こう考えてくると、「対象に対する主体の態度」「対象への方向性を示す動き」のア、イに示した「動作の着点」と「動作の先に存するもの」も動作の向かう先を示す際、または動作の及ぶ位置を示す際の目印であるため、動作の基点に含めて考えることができる。次節ではこの分類をもとに、各動詞の特徴を見ていきたい。

4 動作及び対象の性質の差異

前節に示した分類で「に」が表示する対象は、動作の基点となるが、「を」が表示する対象も基点となり得るだろうか。

「を」が表示する対象はまず、動作の着点、先に存するものではないと考えられる。例えば「頬を殴る」「山を見る」「わが子を愛する」「ビタミンを含む」「客人を迎える」「詩を作る」における対象はそのように捉えることが困難である。「頬を殴る」であっても対象たる「頬」はこぶしが移動する先にあるものに見えるが、「殴る」動作は対象にこぶしで強い衝撃を与えることを主眼とし、こぶしの移動はあくまでそれに必要な動きに過ぎない。「殴る」は、こぶしが対象に及び至った瞬間においてこぶしと対象とが関わるさまの描写に力点があるため、「頬」を動作の着点、先に存するものとするのは適当ではない。また、上記の例に示した対象は動作の基準、基因ともいえず、したがって、「を」が表示する対象は動作の基点とはならないようである。

となれば、「を」が表示する対象はどのような性質を有するかが問題となるが、それについて述べる前に、「を」で対象表示する動詞の性質をもう少し考えてみる。

(1) うらやむ、ねたむ、哀れむ、懐かしむ、惜しむ、ほしがる、嫌がる、恐がる、好く、好む、嫌う (対象表示:を)

(2) 困る、恐縮する、迷惑する、いらいらする、感動する、うっとりする、失望する、呆れる、飽きる (対象表示:に)

(1)(2)はそれぞれ前節に挙げた「思考・認識の仕方」「対象に対する主体の態度」からのものであるが、(1)(2)はともに感情を表す動詞であり、(1)は対象を「を」で、(2)は「に」で表示する。(1)は対象をどのように思考・認識するかという動作と対象とが関わるさまの描写に力点があるのに対し、(2)は主体の態度・様子という対象との関係の上に成り立つ主体のあり方の描写に力点が置かれている¹¹⁾。「を」で対象表示する動詞に見られるこの特徴は「思考・認識の仕方」以外の意を表す動詞にも認められる。「殴る」(処置)については既述の通りであるし、「山を見る」「ビタミンを含む」「客人を迎える」では知覚、保有、受容といった動作・状態と対象とが関わるさまが描写される。「詩を作る」では、生産する動作を、それまで無かったものを存在するものに移行させる動作と考えるならば、この表現は、それまで無かった詩を生み出す動作と、生み出された詩とが関わるさまを表している。

ここで一つ注意すべきは、「に」で対象表示する動詞も対象との関わりを全く表さない訳ではないということである。例えば「親に反抗する」「マラソンに挑戦する」では、動作と対象とが何らかの関係性を有するという意味において両者は関わっている(前述のように、「を」「に」それぞれで対象表示する動詞が第一義的に表す意味には違いがある)。では、「を」で対象表示する動作とその対象との関わりとはどのようなものだろうか。

(3) 「ねえ」私は後ろから、慎介に話しかけた。 (い)

(4) 他人を批判したりしているのは自信家でもあるようだ。 (湖)

(3)で「に」が表示する対象たる「慎介」は、話しかける動作の先に据えられるものであり、このとき、話しかける動作(音声)は、最終的に対象に及ぶ。これに対し、(4)で「を」

が表示する対象たる「他人」を、批判する動作の着点、先に存するもの、あるいは、基準、基因といった基点と見ることはできない。というのは、批判する動作は、何らかの音声の到達を目的とするのではなく、対象を処置すること、ここでは対象を言葉で否定的に扱うことを主眼とするからである。となれば、批判する動作は、その動作が対象に及んだ状態において対象と関わるさまを表すといえそうである。この点に関し、他の「を」で対象表示する動詞を見てみる。

- (5) その言葉に毒があつて、北は、思わず武井の顔を見る。(会)
- (6) あのお露が兄さんを憎むはずがない。(ぼ)
- (7) そのある物質とは、主に石油からつくられた合成化学物質を含む、有害化学物質です。(日)
- (8) 寝間着のまま客を迎えるわけにはいかない。(龍)
- (9) おにぎりを作ると、子どもたちに好評でした。(ダ)

(5)「顔を見る」、(6)「兄さんを憎む」、(7)「合成化学物質を含む」、(8)「客を迎える」で、知覚、思考・認識、保有、受容といった動作・状態は対象に及んでいるし、各対象は、動作の着点、先に存するもの、基準、基因と見ることはできない。そのため、動作と対象との関わりは、動作が対象に及んだ状態におけるものといえる。(9)の「おにぎり」は動作実現の結果生じるもののため、「作る」動作が「おにぎり」に及ぶとは文字通りにはいえそうもない。が、完成する前の米の塊を「おにぎり」と同一視するならば、「作る」動作はその米の塊に及んでいるし、「作る」はその状態において対象と関わるさまを表している。

このように、「を」で対象表示する動詞は、動作が対象に及んだ状態において対象と関わるさまを表し、かつ、その対象は動作の基点、即ち、動作の目印、基準、基因といった動作成立におけるいわば調整的要素でもないことからすれば、「を」が表示する対象は、動作と一体的に関わるものといえることができる。

5 補論

本節ではこれまでに取り上げなかった動詞を見ることで、以上に述べてきたことを補いたい。

- (10) 地面を見つめ、木の葉を取り除いて、ボールを探すた。(サ)
- (11) 由美子は、(中略) ぼんやりオホーツクの海を眺めながら、列車を待つような旅をしてみたい。(赤)

(10)(11)で「探す」「待つ」は対象たる「ボール」「列車」がその場に存在しないので、一見、動作が対象に及ばないように思える。しかし、「探す」では、ボールを見つけ出そうとする認識が、「待つ」では、列車が来るのを持続的に期待する認識が、それぞれの認識対象に及ぶと考える。そして、「ボールを探す」「列車を待つ」は各認識がその認識対象に及

んだ状態において対象と関わるさまを表している¹²⁾。

(12) つぎの瞬間、彼女は強くぼくの手をかんだ。(北)

(13) そのとたん、トクオはとびあがり、中村先生の手首にかみついた。(お)

(12)の「手をかむ」では、「かむ」動作が対象たる「手」に及んだ状態において「手」と関わるさまが表されている。それに対し、(13)の「かみつく」は対象を「に」で表示する。「かむ」は対象を「を」で表示し、「つく」は単独の動詞として使用される場合、「ほこりが服につく」のように「に」格を取ることを考えれば、後置要素である「つく」の表す意味の方が先行する「かむ」の表す意味よりも情報として優先されることが窺える。(13)で「かみつく」の「つく」は、ある主体が他のものに及び至る、あるいは及び至って離れない状態になることを表すため、「かみつく」は対象への方向性を示す動きと、対象をかみながら対象に密着している主体の様態とが複合した意味となる。それ故、「かみつく」では、動作が対象に及んだ状態において対象と関わるさまは積極的には表されていない。

6 まとめ

以上より、「を」で対象表示する動詞は、動作が対象に及んだ状態において対象と関わるさまそのものを第一義的に表し、「に」で対象表示する動詞は、そのような関わりに描写の力点はなく、対象を動作の基点に据え、それとの関係の上に成り立つ主体の態度、様態といった主体のあり方や、基点に向かう動きを表すことがわかる。

そして、対象の性質について端的に示せば、「を」が表示する対象は、動作と一体的に関わるものであり、「に」が表示する対象は、動作の基点という調整的要素である。

「に」で対象表示する動詞の表す主体の態度・様態、方向性を示す動きは、「子どもが泣く」「空が晴れる」「駅に着く」などの典型的な自動詞に通じるものである。そのため、結果的に見れば、「を」で対象表示する動詞を他動詞とし、「に」で対象表示する動詞（「を」で対象表示しない動詞）を自動詞とする通説に対し、本考察は一定の根拠を与えたことになる¹³⁾。

これらをもとに、次章では、こちらも動作の対象を要するいわゆる「を」使役文（子どもを働かせる）、「に」使役文（子どもに働かせる）について論じたい。

注

- 1) 「に」の用法の「④相手」も動作の対象と考えられる。例示した「紹介する」のように動詞が対象を二つ取り、その内「に」が表す人名詞のみを「相手」と見なすかについて松尾（前掲）に説明はないが、本論では対象を一つ取る動詞を取り上げ、「太郎を次郎に紹介する」「生徒に英語を教える」など、対象を二つ取る動詞は考察の対象外とする。さらに「壁（を/に）触る」のように、同一の対象を「を」「に」の両方で表示し得る動詞も同

様に考察の範囲から除くことにする。

- 2) 「照らす」は『広辞苑（第六版）』によれば、①ものに光をあてる、②みくらべる、③恥をかかせる、の意を表す。①では「感覚・感情」に当たらないのは明らかだが、寺村が①②③のどの意味を想定しているのか定かでない。よって、「照らす」が「ある対象を目ざしての感覚・感情の動き」に該当するかの吟味はここでは不問に付したい。
- 3) 「働きかけ」性の強いものとは、「に」で対象表示する動詞の中では比較的「働きかけ」性の強いもの、の意と思われる。
- 4) 寺村はA類に該当するものとして「せがむ」「ねだる」を挙げるが、これらは対象を二つ取り得るので、ここには載せていない。B類にも「言う」「問いかける」が挙がっているが、同様の理由で不掲載とする。
- 5) 寺村はA類とB類の構文論的違いを、直接受身にしたときにA類は対応する能動文における動作主を「に」で表すのに対し、B類は「に」でも「から」でも表す点にあると説明する（p. 93）。そして、寺村によればB類は他動詞であり、そのため、他動性と「働きかけ」性とを同一視すれば、B類も「働きかけ」性を有すると推察される。
- 6) 寺村はC類に該当するものとして「志す」「触る」「似る」を挙げる。が、「志す」「さわる」は「教師（に/を）志す」「机（に/を）さわる」のように、「に」以外に「を」でも対象を表示し得る。「似る」は「この子は父に似ている」の場合、「に」は比較の基準を表すと考えた方が適当である。したがって、これらは本論の考察範囲から除き、ここには載せていない。
- 7) 「処置」「保有」「生産」は松下（1930）p. p. 262-263に見られる用語である。ただし、松下は保有の例に「夜を寒み」「月を清み」などの古典語におけるミ語法と呼ばれるものに現れる「を」も含める。なぜこれが保有の意を表すのかについて松下（同）に説明はないが、本論でいう保有とは、あるものを持続的に持っていることを指す。
- 8) 松下（前掲）では、「生産」を表す表現として「手紙を書く」「飯を炊く」「妻を娶る」「穴を掘る」を挙げる。松下の「生産」と本論の「生産の仕方」とが一致するのか判然としなが、少なくとも「妻を娶る」は「生産の仕方」でなく、「受容の仕方」と見なす。
- 9) 基点とは、動作の向かう先を示す際または動作の関係する位置を示す際の目印や、動作の基準といった動作がそれに基づく存在、及び動作の基因といった動作の基となる存在のことである。
- 10) ただし、対象に対する主体の態度及び様態が対象への方向性を持たない訳ではない。例えば「敵に立ち向かう」「頭痛に効く」がそうであり、「に」で対象表示する動詞はその所属する部類が必ずしも固定的でない。
- 11) (1)に挙げた動詞は「子どもが蛇を恐がっている」のように、主体の態度を表す文を構成し得る。しかし、ここで「恐がる」は対象たる「蛇」をどのように認識するかを第一義的に表しており、主体の態度の意は副次的に読み取れるものである。

- 12) 「探す」は処置に該当するが、「待つ」は、対象を思考・認識することの他に、その場でじっとするという物理的な動きを伴うため、3節に示した「を」で対象表示する動詞の分類に当てはまりづらい。しかし、本文にも述べた通り、「待つ」は動作（認識）が対象に及んだ状態において対象と関わるさまを表す点で、他の「を」で対象表示する動詞に相通じる。
- 13) もっとも、動詞の自他の問題は意味論的な分析の他に、直接受身を構成するかといった構文論的な分析もなされており、複数の立場があり得る。寺村（1982）によれば、「(腕に) かみつく」は、「に」で対象を表示するが、「私は犬にかみつかれた。(←犬が私にかみついた。)」のように、直接受身を構成するので、他動詞となる。本論に関連することながら、動詞の自他の境界をどのように設けるか、あるいは、他動性、自動性の濃淡をいかなる基準により考察するかという問題がある。が、この問題は、本論の主旨と直接重なる訳ではないので、稿を改めたい。

第2章

「を」使役文と「に」使役文

1 はじめに

第1章では、他者を要する動詞述語文の一つとして「を」と「に」の対象表示用法について述べた。この延長上にある問題として「を」使役文と「に」使役文の対立がある。即ち、

- (1) 親が子どもを働かせる。
- (2) 親が子どもに働かせる。

といった使役動作の対象（以下、使役対象）を、「を」または「に」で表示する文である。周知のごとく使役文は、もとなる動詞が他動詞ならば、次例のように使役対象は「に」で表示される（ここでの他動詞とは対格を取る動詞という通説によるもの）。

(3) 母親が赤ん坊（*を/に）ミルクを飲ませる。（もとなる動詞「（ミルクを）飲む」）
使役対象が「に」で表示されるという点では、この文も「に」使役文と呼べそうではあるが、本論でいう「に」使役文は、井上（1976）、柴谷（1978）に倣い、(2)のような、もとなる動詞（働く）が自動詞であるものを指す（(3)のような、もとなる動詞が他動詞である使役文は考察の対象外とする）。ただし、自動詞であれば常に「を」使役文、「に」使役文のいずれをも構成する訳ではない。

- (4) AさんがBさん（を/*に）驚かせる。
- (5) 太郎が卵（を/*に）腐らせる。

これについて井上（1976）では、もとなる動詞が「意志による自発的行為として受け取られて初めて」（p. 58 傍点筆者）、「に」使役文となるとする（同様の指摘は柴谷（1978）p. 310、佐藤里美（1986）p. 102、早津（1999）p. 38、加藤（2002）p. 49、許（2005）p. 209にも述べられている）。(2)でいえば、「働く」という動作はその主体（子ども）が自らの意志で遂行するものである¹⁾。このように、多くの研究が「に」使役文のもとなる動詞は

意志的動作を表すものに限られるとし、この条件に該当する動詞も明らかとなっている。しかし、なぜこういった場合に「に」使役文となり得るのかについては、先行研究では論じられていない。これが一つ目の論点となる。ただし、私見によれば、「に」使役文のもとになる動詞は必ずしも意志動詞ばかりではなく、これについては3節に詳述する。

「を」使役文と「に」使役文をめぐっては、その意味の違いが問題とされることがある。柴谷(1978)は、使役文を「誘発使役」と「許容使役」に二分した上で²⁾、「誘発使役に於ける「を」使役文と「に」使役文の基本的な意味の違いは、前者は被使役者の意志を無視した表現であるが、後者は被使役者の意志を尊重した表現である」(p. 311)とする。柴谷が挙げる誘発使役の例を(6)(7)に示す(用例番号は本論の順に変更した。次の(8)(9)も同様)。

- (6) そこで家人を豆腐屋に走らせ、おからを買わせる一方、……。

(團『続々パイプのけむり』)

- (7) 土曜日に、修一に行かせよう。

(川端『山の音』)

そして、許容使役の場合、「ある物事の発生・進行を妨げるのを控える」という消極的な許容(p. 314)であれば、「を」使役文の方が自然となり((8)に示す)、「承諾を与えて積極的に許す」(同)場合には、「に」使役文の方が自然になるという((9)に示す。(8)(9)ともに文法性の判断は柴谷による)³⁾。

- (8) ア. [?]見て見ぬふりをして子供に行かせた。

イ. 見て見ぬふりをして子供を行かせた。

- (9) ア. よし、と言って、子供に行かせた。

イ. [?]よし、と言って、子供を行かせた。

こうした「を」使役文と「に」使役文の意味的差異に関する議論に対し懐疑的な立場もある。早津(1995)では、「を」使役文は「使役の働きかけを被る人の意思を無視した強制的な」(p. 138)意味を表し、「に」使役文は「それ(筆者注、使役の働きかけを被る人の意思)を尊重した任意・許容的な」意味を表すといった従來說かれてきた両使役文の意味的差異は実際の用例には「ごくわずかしみつけられない」(p. 139)という。許(2005)では、「を」使役文と「に」使役文の使用実態を調査・検討した結果、両使役文の間には意味的に大きな違いは見られず、「強制か非強制か分からなかったり、そもそもそれが問題にならなかったりするケースが数多く存在する」(p. 209)としている。このように、「を」使役文と「に」使役文との意味の差については、積極的に違いを認める立場とそうでない立場があることになるが、両使役文の意味的差異の問題を二つ目の論点として取り上げることにはしたい。

2 「を」と「に」の対象表示用法について

本章冒頭にも述べたが、「を」使役文、「に」使役文は第1章に論じた格助詞「を」と「に」における対象表示用法の発展的問題である。「子ども（を/に）働かせる」の「子ども」は「働かせる」という動作の対象であることからすれば、「を」使役文、「に」使役文は、「を」「に」の対象表示用法の一部を占めるものと見ることができる。そこで、前章の結論を再び示し、考察の足がかりとしよう。

「を」で対象表示する動詞は、動作が対象に及んだ状態において対象と関わるさまそのものを第一義的に表し、「を」が表示する対象は、動作と一体的に関わる。

「を」で対象表示する動詞が表す動作

- ・処置 殴る、つかまえる、褒める
- ・知覚の仕方 見る、聞く、見渡す
- ・思考・認識の仕方 愛する、憎む、信じる
- ・保有の仕方 含む、抱える、（威厳を）備える
- ・受容の仕方 迎える、もらう、吸収する
- ・生産の仕方 作る、（家を）建てる、叫ぶ

「に」で対象表示する動詞は、対象との関係の上に成り立つ主体の態度、様態といった主体のあり方や、対象に向かう動きを表し、「に」が表示する対象は、動作の基点となる。

「に」で対象表示する動詞が表す動作

- ・対象に対する主体の態度 すがりつく、立ち向かう、反抗する
- ・対象に対する主体の様態 （海に）面する、勝つ、関係する
- ・対象への方向性を示す動き 会う、向かう、飛びつく

ここで、前章に得たこの結論をもう一步前進させ、使役文の分析へとつなげたい。まずは「を」「に」それぞれで対象表示する動作の内、典型的な意味ともいえる「処置」（表示格「を」）と「対象に対する主体の態度」（表示格「に」）とを上記結論とは別の観点で比較してみる。ある対象を処置する動作は、多くの場合、対象に変化を与える。このとき、その主体は対象のあり方を決定する程の影響力を持つため、対象を支配しているといえる。対象に変化を与えない場合、例えば「子どもを褒める」であっても、対象たる「子ども」を優れた存在として認める動き・作用は、対象に及んだ状態で対象に施されるため、主体は対象に対し優位性があり、対象を支配する。本論でいう、主体が対象を支配するとは、主体が対象のあり方を決定する程の影響力を持つか、主体が対象に対し優位性を持った状態にあるか、ということである。この観点で「対象に対する主体の態度」を見てみる。これは、主体が対象との関係性においてどのような様子かといった主体のあり方を表す。そのため、このときの主体は、対象のあり方を決定する程の影響力も、対象に対する優位性もなく、対象を支配しているとはいえない。では、他の分類ではどうだろうか。

「を」で対象表示する動詞が表す「知覚の仕方」「思考・認識の仕方」「保有の仕方」「受容の仕方」では、動作が対象に及んだ状態で対象に施され、このとき、主体は対象に対し

優位性があるため、対象を支配している⁴⁾。「生産の仕方」は、それまでなかったものを生み出す動きであり、主体は、対象の存否に関わり、対象のあり方を決定するという意味において対象を支配している。それに対し、「に」で対象表示する動詞が表す「対象に対する主体の様態」は、対象との関係性における主体のあり方を表すため、また、「対象への方向性を示す動き」は、対象を目標、帰着点とし、これに至る動きを表すため、それぞれの主体は、対象のあり方を決定する程の影響力も対象に対する優位性もなく、主体は対象を支配するとまではいえない。したがって、「を」で対象表示する動作が実現するとき、主体は対象を支配するが、「に」で対象表示する動作が実現するとき、主体は対象を支配しないとわかる⁵⁾。

3 「に」使役文と意志性との関係

では、前節に見た「を」と「に」に見られる対象についての支配-非支配の対立は「を」使役文、「に」使役文にも当てはまるだろうか。具体例で確認してみる。

(10) 僕は突然「わっ」と言って彼を驚かせた。

(11) 「ママ、私が死んだらどうする？」私は、たびたび、そんな質問をするようになり母を恐がらせた。(晩)

(10)では、使役主体である「僕」がきっかけを与え「彼が驚く」という結果を招いたといえるが、このとき「僕」は使役対象である「彼」のあり方を決定する程の影響力を持つため、「彼」を支配する。(11)では、使役主体である「私」に使役対象である「母」を恐がらせる意図はなかったと解釈することができる。このような場合においても、結果的に「ママ、私が死んだらどうする？」と言った「私」は、「母が恐がる」という結果を招いた直接の原因であり、「母」のあり方を決定する存在であるという意味において、「私」は「母」を支配したといえる。

次に「に」使役文を見よう。

(12) 絵描きは無言で頷き、そばにあった折り畳み式の小さい木製の椅子を差し出して娘に座らせた。(薄)

(13) 「ワークス村には生存者がいるかもしれないのだ」
「後方のサムの部隊に行かせましょう」(時)

(14) 「こんな年寄りに働かせていて図書館で昼寝かい。(以下略)」(密)

(15) 「野溝さん。彼らと麻雀したのね？」と、私は思わず好奇心で尋ねた。「ええ、やはり誰かの休講の時間に誘われていったの。それがエチケットのつもりか、私に勝たせるようにするので、あまり面白くなかったわよ」(あ)

(12)では、使役主体である「絵描き」が椅子を差し出して娘に座るよう促し、実際、娘が座ったとしても、最終的な「座る」動作の実現は使役対象である「娘」の意志によるも

のである。したがって、「絵描き」は「娘」のあり方を決定する程の影響がない、つまり、「娘」を支配しないと見ることができる⁶⁾。(13)(14)では、使役対象である「サムの部隊」「年寄り」に対してそれぞれ(ワークス村に)行くように、働くように促し、実際、その結果が訪れたとしても、最終的な「行く」「働く」という動作の実行は使役対象の意志で決定されるものである。したがって、使役主体は、各使役対象のあり方を決定する存在とまではいえず、「サムの部隊」「年寄り」を支配しないと捉えられる。(15)で使役文のもとになる動詞は「勝つ」である。一般に、ある主体が何者かに勝つためには、主体(ここでは「私」)の意志でそうなるよう努力する必要がある、また、争う相手の存在が大きくその実現に関係する。したがって、使役主体は、「私が勝つ」という結果が使役対象たる「私」の意志に依存するという意味においても、そして、「私が勝つ」ということが使役対象たる「私」の意志だけでは果たされないことに伴い、使役主体は、より「私」のあり方を左右しにくい立場にあるという意味においても、「私」を支配しないと分析が可能である。

以上より、「を」で対象表示する動作が実現するとき、主体は対象を支配するが、「に」で対象表示する動作が実現するとき、主体は対象を支配しないという対立は、使役文においても見られることになる。そして、意志動詞が「に」使役文を構成し得るのは、使役対象が自らの意志で行う動作の実現をその使役対象に仕向け、実際にその動作が実現しても⁷⁾、最終的な動作の実行は使役対象の意志によるもののため、使役主体は使役対象を支配しないと捉えられるからである。

さて、本章1節にも述べたが、意志動詞だけが「に」使役文を構成し得るという先行研究の指摘は、必ずしも妥当ではない。

- (16) 「簡単だろ、そんなの。本気にさせてみればいいじゃないか。おまえみたいに可愛くて性格もいいやつ、滅多にいないんだから。からかわれてるだけなら、相手に本気で惚れさせちまえばいい」 (シ)
- (17) 俺、あのおかんにだけは勝てる自信ないねんけど。夏尾にも勝てへんな、多分。あんなふうによ香に泣かせてやったり出来へんもん。 (L)
- (18) しばらくあいつには困らせておこう。

上記の「に」使役文で、もとになる動詞「惚れる」「泣く」「困る」は、動作主体の意志により実行されることが通常ないものである。では、なぜこれらが「に」使役文を構成し得るのだろうか。

(16)では、使役主体が自分に惚れさせようと努力し、その結果が訪れても、相手が実際に惚れるという結果まで使役主体が制御した訳ではないという見方ができる。つまり、使役主体は使役対象のあり方を決定する存在とまではいえず、「相手」を支配しないと見ることができる。(17)は、「泣かせてや」という表現からわかるように、「許可助成」(使役主体の意志が使役対象の意志に反しない場合における意味。青木(1977) p. 32 より)を表し、(18)は、「放任」(使役主体には積極的な意志がなく使役対象の行為を妨げない場合におけ

る意味。青木（同）より）を表す。したがって、(17)の使役主体は「由香」が泣くのを妨げないこと、(18)の使役主体は「子ども」に対し手助けをしないことといった消極的行為をなすことになる。このような許可助成や放任といった行為は、「由香が泣く」という結果、「子どもが困る」という結果招来に消極的であり、かつ、動作（「泣く」「困る」）の源泉（佐藤里美（1986）p. 171）は使役対象の側にあるので、使役主体はそれぞれ使役対象のあり方を決定する程の影響力がない、つまり、使役対象を支配しないとの見方ができる。このように、使役文のもとになる動詞が無意志動詞であっても、使役主体が使役対象を支配しないと分析できる余地があるため、(16)～(18)では使役対象が「に」で表示されるのである。

ところで、許（2005）p. 200 の指摘にもある通り、「行く」「座る」「働く」「勝つ」「惚れる」「泣く」「困る」といった動詞からなる使役文も次のように、その使役対象を「を」で表示することが通常である。

- (19) 子供を隣の席に座らせる。 (T)
- (20) そうでなければ、何があってもオレを行かせたりしないだろう。 (湖)
- (21) ところが、多くの研究は、いかに五十五歳ないし六十歳から七十歳までの男を働かせるかに専念している。 (進)
- (22) 「(前略)一むしろ、あなたを勝たせるのが俺の役目だ」 (虎)
- (23) 前者は、小男が歌の才能で美女を惚れさせ、(以下略) 朝日新聞朝刊 2005/6/19
- (24) 彼女は泣く子を好きなだけ泣かせてやった。
- (25) しばらくあいつを困らせておこう。

これは、使役対象の行う動作が意志的であったり、「勝つ」や「惚れる」のように、使役主体がその結果を招来しづらい要因の存在が認められたり、使役主体が使役対象になす行為が消極的だったりしても、使役主体のなす作用——使役主体から相手への促しや働きかけ、許可助成、放任——が当該の結果招来の直接的原因であり、使役対象のあり方を決定する程の影響力を持つ、即ち、使役対象を支配すると捉えることも可能だからだろう。例えば、(19)は強制の例とも許可の例とも取れるが、どちらにせよ、最終的な座る動作の実行は使役対象たる「子ども」の意志にかかっている。しかし、使役主体の強制的な働きかけ、あるいは座ることへの許可が「子どもが座る」という結果をもたらすため、使役主体が「子ども」のあり方を決定する、即ち「子ども」を支配すると見ることができる。(22)では、使役対象の「あなた」が勝つには、相手を負かす必要があり、使役主体がその結果を招くのは容易なこととは思われない。しかし、「あなた」を勝負の相手より優れた存在に導くことは可能であり、そのことで、実際に「あなたが勝つ」という結果となれば、使役主体には「あなた」のあり方を決定する程の影響力がある、つまり、使役主体は「あなた」を支配するという見方ができる。(25)は放任の例であるが、困っている相手に対して手助けをしないという行為は消極的である。しかし、その消極的行為が、相手が困った状態の継続を直接もたらすという意味において使役対象たる「あいつ」の状態継続を決定すると

いえるため、使役主体が「あいつ」を支配すると分析できる。そして、「に」使役文よりも「を」使役文の方が圧倒的に使用頻度が高いのは、使役主体のなす相手への促しや働きかけ、許可助成、放任が当該動作・事態の実現を招いたとき、使役主体が使役対象を支配したと見るのがより自然だからということと、「を」が対象表示格の典型であることの二要因が重なった結果なのだろう。

4 意味的差異の問題

本章1節の後半にも述べたが、「を」使役文と「に」使役文には意味的差異の問題がある。

早津(1995)、許(2005)が主張するように、「を」使役文ならば強制⁸⁾の意を、「に」使役文ならば非強制の意(許可助成、放任)を表すとはいえないようである(詳しくは1節参照)。実例を見る限り、両使役文ともに強制その他の意を表している。ここでは、両使役文がなぜ強制その他の意を表すのかを考えたい。

本章3節では、「を」使役文における使役主体は使役対象を支配すると述べた。ある対象を「支配」することと、使役対象に無理やり動作をさせる「強制」とは意味的関連を持ちやすいため、この種の使役文は強制の意と解されやすい。しかし、3節の終わりに示したように、使役主体から使役対象に対する動作・事態実現への仕向けが消極的であっても使役主体は使役対象を支配するといえるため、「を」使役文は許可助成、放任といった非強制の意も表すことになる。

(26) 私は子どもを買い物に行かせた。

この例は、買い物に行くことに関し、使役対象である「子ども」の意志よりも使役主体である「私」の意志の方が上まわる強制の意と解釈可能である。また一方では、ぜひ買い物に行きたいと言う「子ども」にそのことを「私」が許可した例とも解釈できる。

次に、「に」使役文を見てみる。

(27) 親が子どもに働かせる。

この例は強制とも非強制(許可助成、放任)とも解釈できるが、前者は、「親」の意志が「こども」の意志に反して強い、「子ども」の意志を上まわって強い状況を想定した場合である。後者は、「子ども」にはじめから働く意志があり、それを「親」が許可したり、妨げないようにしたりする状況を想定した場合である。「に」使役文が使役主体の意志を尊重した非強制の意と解される傾向があるのは、使役対象の意志が強く感じられる方が、使役主体によって使役対象が支配されないと思われやすいからである。ただし、使役主体の意志が使役対象の意志を上まわる場合でも、最終的な動作の実行は使役対象の意志にかかっているため、使役動作が使役対象を支配しないとの分析は可能であり、「に」使役文も強制の意で解釈され得るのである。

このように、「を」使役文と「に」使役文は強制か否かという観点ではその意味的差異を

見出すことができない。しかし、両使役文が持つ構文論的条件にはわずかながら違いがある（(17)(18)を再掲する。なお、一部下線を追加した）。

(17) 俺、あのおかんにだけは勝てる自信ないねんけど。夏尾にも勝てへんな、多分。
あんなふうによ香に泣かせてやったり出来へんもん。 (L)

(17)' 由香（を/?に）泣かせる。

(18) しばらくあいつには困らせておこう。

(18)' あいつ（を/?に）困らせる。

上記の例が示すように、「泣く」「困る」のような人の無意志動作を表す動詞をもとにした使役文では、「てやる」「ておく」といった許可助成や放任の意を添える要素が伴わない場合（(17)'(18)'）、使役対象を「に」で表しづらい⁹⁾。これは、「泣かせる」「困らせる」では強制の意と取りやすく、「泣く」「困る」は意志により実現されない動作のため、強制のような積極的な働きかけを表す場合、使役主体が使役対象を支配するとはいっても、支配しないとはいいづらいからである（「てやる」「ておく」といった許容や放任の意を添える要素が伴うと自然な文になる理由は3節の(17)(18)に対する説明を参照）。したがって、「に」使役文の場合、「泣く」「困る」のような人の無意志動作を表す動詞は、「てやる」「ておく」といった許可助成や放任の意を添える要素を伴わせる必要がある。そして、(17)'(18)'のように、「を」使役文にはこのような制約はないことから、両使役文の構文論的条件には「てやる」「ておく」の要不要に関する以上のような違いがあることになる。

5 まとめ

本論では以下のことを述べた。

- ・ 「を」で対象表示する動作（使役動作を含む）が実現するとき、主体は対象を支配するが、「に」で対象表示する動作（同じく使役動作を含む）が実現するとき、主体は対象を支配しない。
- ・ 従来、使役文のもとになる動詞が意志性を有すると使役対象は「に」で示され得るとされてきたが、これは、使役主体が使役対象に対しある動作の実現を仕向け、それが実現しても、最終的な動作の実行は使役対象の意志によるもののため、使役主体は使役対象を支配しないと分析できるからである。また、人の無意志動作を表す動詞でも使役主体が使役対象を支配しないと判断される条件下であれば、「に」使役文を構成することができる。
- ・ 「を」使役文と「に」使役文は意味的相違を見出せない。が、構文論的条件にはわずかな差がある。つまり、「に」使役文の場合、もとになる動詞が「泣く」「困る」のような人の無意志動作を表す動詞は、「てやる」「ておく」といった許可助成や放任の意を添える要素を伴わせる必要があるが、「を」使役文にはこのような制約はない。

注

- 1) ちなみに、早津（1999）では、この条件を満たす動詞（意志的動作を表す自動詞）が列挙されている（p. 44）。以下に示そう。

上がる、遊ぶ、集まる、歩む、歩く、行く、急ぐ、歌う、踊る、おりる、帰る、（椅子に）かける、通う、着飾る、来る、口出しする、越える、下がる、去る、賛成する、従う、進学する、住む、すわる、静養する、卒業する、戦う、立ち上がる、立つ、勤める、手曳きする、同棲する、どく、止まる、泊まる、入学する、逃れる、登る、乗り込む、乗る、這う、走る、働く、反対する、舞う、向かう、向く、休む、乱暴する、労働する、渡る、など

- 2) 誘発使役が表す状況は「ある事象が使役者の誘発がなければ起こらなかったが、使役者の誘発があったので起こったという状況を指」し、許容使役が表す状況は「ある事象が起こる状態にあって、許容者（使役者と形態的に同じ）はこれを妨げることが出来た。しかし許容者の妨げが控えられ、その結果その事象が起こったという状況」（柴谷前掲 p. 310）を指す。

- 3) ただし、この文法性の判断に対し筆者は柴谷（前掲）と考えを同じくせず、(8)アも(9)イもともに自然な文と判断する。

- 4) 知覚の仕方、思考・認識の仕方の場合、知覚主体、思考・認識主体がそれぞれ知覚対象、思考・認識対象を支配するということである。

- 5) 楠本（2001）では、「を」格文は支配性を有するとする（p. 8）。つまり、「城壁が町を囲んでいる」「この集合が五つの要素を含んでいる」では「主体と対象は包含関係にあり主体が対象を空間的・物理的に支配」（p. p. 7-8）し、「太郎を殴った」においては力学的支配力を、「良き友を持つ」においては心理的支配力を持ち、「山を登る」「角を曲がる」においても「山」と「角」を主体の行為が行われる領域として一種の占有意識が働くことで「支配性」を有する（以上 p. 8）という。楠本は、このような支配性は「を」格文に共通して見られる現象、即ち、「を」格の全ての用法に共通するものであるとする（同）。楠本は「を」格の用法（楠本の表現では「を」格名詞が表す意味）として以下の a～g を挙げている（p. 3）。

- a. 動作・作用の対象（例「人を殴る」「酒を飲む」「友達を待つ」等）
- b. 移動・通過域（例「空を飛ぶ」「公園を散歩する」「角を曲がる」等）
- c. 出発・分離点（例「家を出る」「電車を降りる」「大学を卒業する」等）
- d. 動作・作用の行われる期間（例「夏休みを過ごす」「激動の時代を生きる」等）
- e. 動作・作用の行われる状況（例「嵐の中を搜索した」「お忙しいところをお越しいただき…」等）
- f. 感情の原因（例「息子の結婚を喜ぶ」「息子の死を悲しむ」等）
- g. 動作の方向（例「下を見る」「太郎の方を向く」等）

本論の支配性は上記の a と f には該当するが、少なくとも b、d、e には該当しないと思われる。本論の支配性と楠本の支配性との詳細な関係、並びに本論の支配性が対象表示用

法以外の用法にも見られるかといった問題は今後の課題である。

- 6) 「に」使役文における使役対象は「を」に置き換え可能なため、この分析は、捉えようによっては「に」使役文の使役主体は使役対象を支配しないと見る余地があるということである。
- 7) 早津（2004）では、使役文は「使役主体から使役対象への単なる“動作の促しや仕向け”を表現するだけでなく、使役対象が実際に動作を実行すること（少なくとも着手すること）までを含意している」（傍点筆者 p. 133）とする。したがって、「?部長が秘書にコピーをとらせたが、秘書はコピーをとらなかった。」といった文は極めて不自然であるとする（同）。
- 8) しばしば、使役文が表す強制の意は、使役対象の意志を無視したものとされるが、これは正確ではないように思える。あえていえば、意向を無視したものとすべきである。というのは、例えば「子どもを無理やり行かせる」であっても、最終的に「行く」動作をすることに、「子ども」の意志は関わっているため、意志がないものとして考えることはできないからである。本論では、青木（1977）p. 32 に従い、強制を、使役主体の意志が使役対象の意志に反して強い場合、あるいは使役主体の意志が使役対象の意志を上まわって強い場合に表される意味と捉える。
- 9) 同じく人の無意志動作を表す動詞をもとにした使役文でも3節の例文(16)が示すように、「惚れる」の場合、「てやる」「ておく」を伴わなくても使役対象を「に」で表示する（(16)では「惚れさせちまえ」のごとく、「てしまう」の口語化した「ちまう」を伴っているが、これは許可助成や放任の意を表さない）。この理由は3節の(16)に対する説明を参照のこと。

第 3 章

「に」受身文と「によって」受身文の成立条件

1 はじめに

第 1、第 2 章では叙述レベルにおける他者を要する動詞述語文として、述語が対象を要する文を扱った。この文は主体から対象へと指向する動きを表す。本章で取り上げる他者を要する文は、それとは逆の向きを持った表現、つまり、文の中心的存在たる主体が何らかの動きを受けることを表す受身文である。主体が何らかの動きを受けるということは、その動きを発する存在がある訳だが、受身文における他者はこの「動きを発する存在」（主体から見たときの相手）である。そして、これを表示する助詞（以下、いわゆる動作主表示マーカーを略してマーカーと呼ぶ）は一通りでなく、「に」「から」「で」「によって」がある。本章では、この内、マーカーが「に」の文（「に」受身文）と「によって」の文（「によって」受身文）を取り上げることにする。「によって」は、「に」に「よって」が付加された形態を持つが、どのような条件ならば「に」が現れるのか、また、どのような条件ならば「に」に「よって」の付加が要求されるのか、といったことを考察することで、両受身文の成立に関わる諸条件を整理したい。

2 「に」受身文の成立条件

まずは「に」受身文から見ていく。「に」受身文は直接受身と間接受身に大別されるが、はじめに基本的な受身文ともいえる直接受身について、その成立条件を考察しよう。

2.1 直接受身

久野（1983）は、英語の受身文が成り立つには、能動文の目的語（受身文の主語）が動詞の表す動作・状態にインヴォルヴ(involve)されていなければならないとする（p. 205）。

高見（1995）はこれを受け、受身文の主語が動詞の表す動作・状態にインヴォルヴされているか否かを、受身文の主語に何かがなされたと解釈できるか否かという基準で判断し、日本語の「に」受身文にも考察を加えている。そして、高見は、インヴォルヴメント（involvement）の概念だけでは全ての「に」受身文の適格性を説明できないと述べる（p. 94）。具体例で見てみる（(4)の「によって」の付加は筆者。(1)′～(5)′は各受身文に対応する能動文である。これ以降に挙げる本章の例文についても同様）。

- (1) 太郎が次郎に蹴られる。
- (2) 家が塀に囲まれている。
- (3) 花子が三郎に愛される。
- (4) このマンションは、その年老いた億万長者（*に/によって）所有されている。

（高見 1995）

- (5) 日本では経済学者、物理学者、社会学者、それに社会運動を実践している人たち（*に/によって）、一九八三年にエントロピー学会が設立された。 (エ)

- (1)′ 次郎が太郎に蹴られる。
- (2)′ 塀が家を囲んでいる。
- (3)′ 三郎が花子を愛する。
- (4)′ その年老いた億万長者がこのマンションを所有している。
- (5)′ 日本では経済学者、物理学者、社会学者、それに社会運動を実践している人たちが一九八三年にエントロピー学会を設立した。

(1)では、「次郎」が「太郎」を蹴れば、(2)では「塀」が「家」を囲んでいれば、受身文の主語「太郎」「家」に何かがなされたと解釈できるので、「太郎」「家」はそれぞれ「蹴る」「囲む」という動作・状態にインヴォルヴされている。(3)の「愛する」といった心理状態を表す動詞においても、受身文の主語「花子」は「三郎」の愛の受け手として解釈され、その心理状態にインヴォルヴされるという（高見（前掲）p. 106）。(4)では、「その年老いた億万長者」が「このマンション」を所有すれば、(5)では、「経済学者～実践している人たち」が「エントロピー学会」を設立すれば、受身文の主語「このマンション」「エントロピー学会」に何かがなされたと解釈できるため、「このマンション」「エントロピー学会」はそれぞれ「所有する」「設立する」という動作・状態にインヴォルヴされている。

(1)～(5)は、受身文の主語が動詞の表す動作・状態にインヴォルヴされているが、(1)(2)(3)は、マーカーに「に」を取るのに対し、(4)(5)はマーカーに「に」を取らず「によって」を取る。よって、「に」受身文の適格性は、受身文の主語が動詞の表す動作・状態にインヴォルヴされているかということだけでは説明できないことが確認できる。それでは、(4)(5)のような受身文にはどのような特徴があるのだろうか。

一つに、人が非情物に対してなす行為ということが挙げられ、このとき、非情物は、人に対し従属的である。換言すれば、非情物は、人に対しそのあり方を左右される関係にあ

る。なぜなら、非情物が人の行いによって生起、変化するとき、その生起、変化のほとんどは、人に委ねられているからである。この意味で、(4)の主語「このマンション」は対応する能動文の行為主体¹⁾「その年老いた億万長者」に、(5)の主語「エントロピー学会」は「経済学者～実践している人たち」にそれぞれ従属している。これらのことから、たとえ受身文の主語が動詞の表す動作・状態にインヴォルヴされていても、対応する能動文の行為主体に従属していると「に」受身文にはならないとわかる（以下、行為主体と単にいうとき、対応する能動文における行為主体の意で使用することにする）。

ここで甲が乙に従属するとは、基本的には甲が非情物で乙が人のときの関係をいう。つまり、甲と乙の組み合わせの内、

- ア (甲：乙) = (人：人)
- イ (甲：乙) = (人：非情物)
- ウ (甲：乙) = (非情物：非情物)
- エ (甲：乙) = (非情物：人)

エに見られる関係である。したがって、ア、イ、ウの関係では甲は乙に従属しないと判断する（ただし、場合によってはアとウにも従属の関係が認められるが、これについては3.2節で述べるところがある）。

さらに、次の例を見られたい。

- (6) 彼は、「実は日本人だった」という理屈（*に/によって）日本に受け入れられることになったのですから。 (バ)
- (7) その企画の成功（*に/によって）、事業が拡大された。
- (6)' *「実は日本人だった」という理屈が彼を日本に受け入れた。（受身文の構成に関わらない情報は省略している。）
- (7)' ?その企画の成功が事業を拡大した。

(6)では、「彼」を日本に受け入れれば、(7)では、「事業」を拡大すれば、受身文の主語「彼」「事業」に何かがなされたと解釈できるので、「彼」「事業」はそれぞれ「(日本に)受け入れる」「拡大する」という動作にインヴォルヴされている。そして(6)の「彼」と「実は日本人だった」という理屈との関係は人对非情物であり、(7)の「事業」と「その企画の成功」との関係は非情物対非情物であるので、「彼」「事業」は（想定される）対応する能動文において行為主体が立つべき位置に存する「「実は日本人だった」という理屈」「その企画の成功」に従属していない。したがって、受身文の主語が動詞の表す動作・状態にインヴォルヴされており、かつ、行為主体に従属していないということだけでは、「に」受身文とはならないようである。「に」受身文として適格な(1)(2)(3)と不適格な(6)(7)には、（想定される）対応する能動文((6)')(7)')に違いがあるのだが、これに関しては砂川(1984)の指摘が参考となる。

- (8) 彼は列車の事故(*に/によって)丸一日仕事から解放された。 (砂川 1984)

(9) その会の運営方針は教授の意向（*に/によって）たびたび変更を迫られた。

(同上)

(8)' ?列車の事故が彼を丸一日仕事から解放した。

(9)' ?教授の意向がその会の運営方針にたびたび変更を迫った。

(8) (9)は、(6) (7)と同じくマーカーに「によって」を取るが、「に」を取らない。これに対応する能動文として想定される(8)' (9)'は「許容できないとはいえないまでも、かなり不自然な感じ、あるいは直訳的な翻訳調の文体という感じ」(砂川(前掲) p. 82)のする文であるとされる。砂川は、(8)' (9)'のような文の不自然さを「動作主という直接的な関与者が立つべき位置に、間接的な関与者にしかかなり得ない無生名詞が立ったためである」(p. 82)とする。(6)'の「実は日本人だった」という理屈、(7)'の「その企画の成功」も同様にして、直接的な関与者である行為主体とはいえない。一方、(1) (2) (3)に対応する能動文の行為主体「次郎」「堀」「三郎」は当該事態の直接的な関与者である。これまで、「に」受身文成立に求められることの一つとして、受身文の主語が動詞の表す動作・状態にインヴォルヴされていることを挙げたが、(6)～(9)に関することがらを考え合わせると、「に」受身文の主語がインヴォルヴされるべき動作・状態は、対応する能動文の行為主体が(直接的に)なす動作・状態ということになる。

以上より、「に」受身文には次の二つの条件が求められることになる(一つ目を「インヴォルヴに関わる制約」、二つ目を「非従属の制約」と呼ぶことにしよう)。

- ・ 受身文の主語が、対応する能動文の行為主体がなす動作・状態にインヴォルヴされていること →インヴォルヴに関わる制約
- ・ 受身文の主語が、対応する能動文の行為主体に従属していないこと (これは 2.4 節で修正する。) →非従属の制約

では、なぜ受身文の主語が行為主体に従属していると(例文(4) (5))、「に」受身文にならないのだろうか。注目すべきは、(4) (5)は「に」を「によって」とすると適格文となる点である。「によって」は、格助詞「に」+動詞「よる」(依、因、由)の連語を母体として成り立っているが、ここではその「よる」の意味が関連すると思われる。即ち、受身文の主語と行為主体との間にある従属・依存の関係を示すのに「に」では意味情報が不足し、「によって」のように「よる」の意味を付加することで概念的補充を行い、言語化されると考えられる。

以下、「インヴォルヴに関わる制約」と「非従属の制約」が他の「に」受身文の類型にも該当するのを見ていく。

2.2 間接受身

三上(1953)、寺村(1982)、久野(1983)らが指摘する通り、「に」受身文の類型の一つである間接受身は、次の例が示すように基本的に主語(通常、人)にとって迷惑なこと

や被害を感じたといった意味を表す。

(10) この家主は夫に先立たれ、(後略) (イ)

(11) 私は帰宅途中、雨に降られた。

(10)(11)は、受身文の主語を文の要素とするような能動文を想定すると不適格な文となる。

(10)' *夫がこの家主(を/に)先立ち、

(11)' *帰宅途中、雨が僕(を/に)降った。

(10)(11)のような間接受身は、次に示すように「受身文の主語を取り除いた部分に対応する能動文が存在する」(高見(1995) p. 83) とされる。

(10)" 夫が先立ち、

(11)" 帰宅途中、雨が降った。

間接受身が表す被害の意味とこれに対応する能動文との関連を考えるにあたり、久野(1983)の一般化が重要である。

被害受身の意味 「二」受身文深層構造の主文主語が、埋め込み文(筆者注、対応する能動文に相当)によって表わされる行為・心理状態に直接的にインヴォルヴされていればいる程、受身文は、中立受身として解釈し易く、そのインヴォルヴメントが少なければ少ない程、被害受身の解釈が強くなる。(p. 205)

これに続け、久野は次のように述べる。

即ち、元々受身にできない筈の名詞句を受身文の新主語とすると、それが、埋め込み文の動作、心理状態に直接インヴォルヴしたという解釈を動詞の意味以外の要素から補給してやる必要が生じ、被害受身の解釈が発生するという仮説である。(同)

久野のいう被害受身とは「表わされている行為によって、主語の指示対象が被害・迷惑を蒙ったという意味合いが強い」(久野(前掲) p. 192) 受身文のことであり、具体例として「山田ハ、花子ニ、アパートニ来ラレタ。」「太郎ハ、花子ニ、小説ヲ書カレタ。」などを挙げる(そして、これらは構文法上、間接受身文とされる(p. 193))。

上記のことからわかるように、久野は、被害の意味が生まれれば、受身文の主語は、対応する能動文の動作・心理状態にインヴォルヴされると考えているようである。このことを踏まえ先の例を見ると、(10)"の夫が先立つという現象は、夫自身の変化を表し、他の何者かに対しなされるものでないため、この現象は受身文の主語「この家主」を直接的にはインヴォルヴしない。けれども、「この家主」に視点に移し、起こった事態を見ると、夫が先立った結果、「この家主」は何らかの被害を受けたとを感じるだろう。そのため「この家主」は、自分に何かがなされたという意識を持ち得る。つまり、「この家主」は、「夫」がなす「先立つ」という動作にいわば間接的にインヴォルヴされたといえる²⁾。(11)"では、雨が降るという現象は、雨そのものの動きを表し、(11)の主語「私」を直接的にはインヴォルヴしない。しかし、「私」の側から起こった事態を見ると雨が降った結果、「私」は何

らかの被害を受けたとを感じるだろう。このとき「私」は、自分に何かがなされたという意識を持ち、それ故、「私」は、「雨」がなす「降る」という動作に間接的にインヴォルヴされたといえることができる。さらに、(10)の「この家主」と「夫」との関係は人対人であり、(11)の「私」と「雨」との関係は人対非情物であるため、「この家主」「私」はそれぞれ「夫」「雨」に従属していない。したがって、(10)(11)に示したような間接受身は「インヴォルヴに関わる制約」「非従属の制約」をともに満たす。

ところで、久野（前掲）によれば、間接受身には主語にとって迷惑なことや被害を感じたといった意味を表さないものがある。

(12) 山田は、田中教授に業績を認められた。 (久野 1983)

(13) 山田は評論家に、第一作を激賞された。 (同上)

これに対応する（受身文の主語を取り除いた部分に対応する）能動文は次の通りである。

(12)' 田中教授が業績を認めた。

(13)' 評論家が第一作を激賞した。

久野は、「被害受身の意味」規則をもとに、(12)(13)が被害の意味を持たない理由を次のように述べる。

「山田ノ業績ヲ認メル」ことは、「山田ヲ認メル」ことに極めて近い意味を持っている。

「山田ノ第一作ヲ激賞スル」の意味と、「山田ヲ激賞スル」の意味も、極めて近い。(中略)「山田」は、通常の解釈において、田中教授（筆者注、(13)の場合は評論家）の行為の直接的対象であり、それに直接的にインヴォルヴされている。これらの文が中立受身の解釈を与えられるのは、そのためである。(p. 206)

(12)では、受身文の主語「山田」は、行為主体「田中教授」がなす「(山田の業績を)認める」という動作にインヴォルヴされている。(13)では、受身文の主語「山田」は、行為主体「評論家」がなす「(山田の第一作を)激賞する」という動作にインヴォルヴされている。なおかつ(12)の「山田」と「田中教授」との関係、(13)の「山田」と「評論家」との関係はともに人対人であるため、(12)(13)で受身文の主語は行為主体に従属していない。したがって、(12)(13)のような主語にとって迷惑なことや被害を感じたといった意味を表さない間接受身も「インヴォルヴに関わる制約」と「非従属の制約」を満たすことがわかる。

2.3 属性叙述受動文

続いて、「に」受身文の類型の一つである属性叙述受動文を見ていこう。益岡（1987）によれば、属性叙述受動文とは「「或る名詞句が或る属性を有している」、という意味を明示すること、すなわち、その対象の属性叙述をおこなうこと」(p. 183)を動機とする受身文である（この種の受身文も直接受身だが、構成上の都合によりここで取り上げることにする。次の2.4節の潜在的受影者が想定される受身文も同様）。そして、「属性叙述受動文が

成立するか否かは、与えられた叙述が主題名詞句に対して、何らかの有意義な属性を含意することができるかどうかにかかっている」(p. 189)とする。いくつか例を挙げよう。

(14) この論文は、チョムスキーに数回引用された。(益岡 1987)

(15) このメーカーのバットは、王選手に何度も使用された。(同上)

益岡(前掲)によれば、「この論文」と「このメーカーのバット」に関して、それぞれ「チョムスキーに数回引用された」、「王選手に何度も使用された」という出来事の記述によって、「重要な論文である」とか「優れたバットである」といったような、有意義な属性が含意される」(p. 190)という³⁾。この種の受身文には、先に示した「に」受身文に関する二つの制約は当てはまるのだろうか。

(14)では、「チョムスキー」が「この論文」を数回引用すれば、また、(15)では、「王選手」が「このメーカーのバット」を使用すれば、受身文の主語「この論文」「このメーカーのバット」に何かがなされたと解釈できるので、「この論文」は、「チョムスキー」がなす「数回引用する」という動作・状態に、「このメーカーのバット」は「王選手」がなす「何度も使用する」という動作・状態にそれぞれインヴォルヴされている。したがって、(14)(15)は、「インヴォルヴに関わる制約」を満たす。だが、受身文の主語「この論文」「このメーカーのバット」と行為主体「チョムスキー」「王選手」との関係は非情物対人である。これは一見、「非従属の制約」を満たさないように思われる。この点を考えるにあたっては、属性叙述受動文が一回的な動きや変化を表すのではなく、何らかの有意義な属性が含意される状態を表す文であることに着目したい。

一般に、状態を表す文では、行為主体から被行為主体(受身文の主語)への働きかけの意味合いの強さは、一回的な生起や変化を表す文におけるその強さに比して弱い。また、何らかの有意義な属性が含意されれば、その文は、受身文の主語名詞句の性質を表す文と解され、働きかけの意味合いは薄れる。従属の関係は、受身文の主語に立つ主体の生起、変化が行為主体に委ねられている場合に生まれるが、働きかけの意味合いが薄れれば、それに伴い、従属の度合いも希薄になる。これにより、(14)(15)は、「非従属の制約」も満たすという見方が可能になる。ただし、受身文の主語が非情物で、行為主体が人という関係は維持されているので、非情物と人の関係に焦点を当てた見方をした場合、従属の関係が全く見出せないとはいい難い。それ故、(14)(15)は、「非従属の制約」を満たさない(つまり、受身文の主語が行為主体に従属する)という見方も可能であり、実際、これらは従属の関係を表す「によって」もマーカーとし得る((14)(15)のマーカーとして「によって」を加えたものを示す)。

(14)' この論文は、チョムスキー(に/によって)数回引用された。

(15)' このメーカーのバットは、王選手(に/によって)何度も使用された。

2.4 潜在的受影者が想定される受身文

「に」受身文の類型の一つに、潜在的受影者（注3を参照）が想定されるものがある。

(16) あの絵が子供に引き裂かれた。 (益岡 1991)

(17) 翌年、その寺が信長に焼き払われた。 (同上)

(16)' 子供があ絵を引き裂いた。

(17)' 翌年、信長がその寺を焼き払った。

(16)では、「子供」が「あ絵」を引き裂けば、(17)では、「信長」が「その寺」を焼き払えば、受身文の主語「あ絵」「その寺」に何かがなされたと解釈できるため、「あ絵」は子供がなす「引き裂く」という動作に、「その寺」は「信長」がなす「焼き払う」という動作にそれぞれインヴォルヴされている。それ故、(16)(17)は、「インヴォルヴに関わる制約」を満たす。しかし、「あ絵」と「子供」及び「その寺」と「信長」との関係は非情物対人であり、また、(16)(17)は、状態を表す文ではなく、動作を表す文であるので、受身文の主語は行為主体に従属している。そのため、(16)(17)は「非従属の制約」を満たすとはいえず、この制約は修正する必要があることになる。

そこで、「潜在的受影者を顕在化させると、有情の受身が得られる」（益岡（2000）

p. 63）という現象に注目したい。(16)(17)において仮に想定される潜在的受影者を文中に顕在化させると次の(18)(19)のようになる。(18)(19)に示す受身文の主語「太郎」「住職」を取り除いた部分に対応する能動文を続けて示す。これは結果的に(16)'(17)'と同じになる。

(18) 太郎はあ絵を子供に引き裂かれた。

(19) 翌年、住職はその寺を信長に焼き払われた。

(18)' 子供があ絵を引き裂いた。

(19)' 翌年、信長がその寺を焼き払った。

(18)(19)は間接受身であるが、受身文の主語「太郎」「住職」は、(18)'(19)'が表す動作の実現により、何らかの被害を受け、その結果、自分に何かがなされた、つまり、行為主体がなす動作に間接的にインヴォルヴされたという意識を持ち得る存在である。さらに(18)(19)では、受身文の主語「太郎」「住職」と行為主体「子供」「信長」との関係は人対人のため、前者は後者に従属していない。そのため、(18)(19)は、「インヴォルヴに関わる制約」「非従属の制約」をともに満たす。これを踏まえ「非従属の制約」の修正を図りたい。

既に見てきたように、「に」受身文の場合、(16)(17)に限らず直接受身の主語は、行為主体がなす動作・状態に直接的にインヴォルヴされている。また、潜在的受影者は、行為主体がなす動作・状態に間接的にインヴォルヴされている。したがって、直接的、間接的の違いはあるものの、直接受身の主語と潜在的受影者は、行為主体がなす動作・状態にインヴォルヴされている主体という点で共通する。そして、既述の通り、潜在的受影者であれば、行為主体に従属していない。このことから、「非従属の制約」を次のように改める。

- ・対応する能動文の行為主体がなす動作・状態に（直接的に、または間接的に）インヴォルヴされている主体の内、少なくとも一つが、その行為主体に従属していないと見

なせること

今、「インヴォルヴに関わる制約」とこの修正した制約とを併記し、これを「に」受身文の成立条件として示そう。

受身文の主語が、対応する能動文の行為主体がなす動作・状態に（直接的に、または間接的に）インヴォルヴされており、かつ、それにインヴォルヴされている主体の内、少なくとも一つが、その行為主体に従属していないと見なせること

3 「によって」受身文の成立条件

前節では、「に」受身文の成立条件をまとめた。本節では、「に」に「よって」が伴う「によって」受身文の成立条件を「に」受身文と適宜関連させながら探りたい⁴⁾。

3.1 「によって」受身文とインヴォルヴメント

「によって」受身文の成立条件に関し金水（1993）は、受身文の主語が動詞の表す動作・状態にインヴォルヴされていれば、「によって」受身文を形成すると述べる（p. 497）。いくつか例を挙げよう（(6)は再掲。ただし、マーカーに「に」を取らないことの表示はここでの考察に直接関係しないため削除する）。

(20) あの町は、日本軍によって建設された。 (金水 1993)

(21) 答案用紙が試験官によって回収された。 (同上)

(6) 彼は、「実は日本人だった」という理屈によって日本に受け入れられることになったのですから。 (バ)

(20)' 日本軍があのだを建設した。

(21)' 試験官が解答用紙を回収した。

(6)' *「実は日本人だった」という理屈が彼を日本に受け入れた。

(20)では、「日本軍」が「あのだ」を建設すれば、(21)では、「試験官」が「解答用紙」を回収すれば、受身文の主語「あのだ」「解答用紙」に何かがなされたと解釈できるため、「あのだ」「解答用紙」は「建設する」「回収する」という動作にそれぞれインヴォルヴされている。(6)では、「彼」を日本に受け入れれば、受身文の主語「彼」に何かがなされたと解釈できるので、「彼」は「(日本に) 受け入れる」という動作にインヴォルヴされている（(6)は、対応する能動文を想定すると不自然な文が生じるので、「彼」は「～という理屈」がなす「(日本に) 受け入れる」という動作にインヴォルヴされているとはいえない）。

では、次のような例はどうだろうか。

(22) *銃声が太郎によって聞かれた。

(23) *山道が登山者によって歩かれた。

不適格な文である(22)では、「太郎」が「銃声」を聞いても、「銃声」に何かがなされた

とは解釈できず、「銃声」は、「聞く」という動作にインヴォルヴされていない。同じく、不適格な文である(23)では、「登山者」が「山道」を歩いても、「山道」に何かがなされたとは解釈できず、「山道」は、「歩く」という動作にインヴォルヴされていない。したがって、「によって」受身文は、受身文の主語が動詞の表す動作・状態にインヴォルヴされていることが必要だと確認できる。

しかし、次のような例はどうか。

(24) 彼は山田さん(に/*によって)話しかけられた。 (砂川 1984)

(25) 次郎は観光客(に/*によって)道を尋ねられた。

(24)' 山田さんが彼に話しかけた。

(25)' 観光客が次郎に道を尋ねた。

(24)では、「山田さん」が「彼」に話しかければ、(25)では、「観光客」が「次郎」に道を尋ねれば、受身文の主語「彼」「次郎」に何かがなされたと解釈でき、「彼」「次郎」はそれぞれ「話しかける」「(道を)尋ねる」という動作にインヴォルヴされている。しかしながら、(24)(25)は、マーカーを「によって」とすると不適格な文となる。したがって、受身文の主語が動詞の表す動作・状態にインヴォルヴされているだけでは、「によって」受身文の成立条件を満たさず、これ以外の制約が必要となる。

3.2 「によって」受身文の分類と考察

「によって」受身文の成立条件の詳細を考察するにあたり、まずはこの種の受身文の分類を図ろう。対応する能動文の適格性と、受身文に現れるマーカーの種類という二つの観点により、「によって」受身文は三つに分類することができる。

①対応する能動文が適格な文で、マーカーに「に」を取らないが、「によって」を取るものの((20)(21)(5)を再掲する)。

(20) あの町は、日本軍によって建設された。 (金水 1993)

(21) 答案用紙が試験官によって回収された。 (同上)

(5) 日本では経済学者、物理学者、社会学者、それに社会運動を実践している人たち(*に/によって)、一九八三年にエントロピー学会が設立された。 (エ)

(20)' 日本軍があのだを建設した。

(21)' 試験官が解答用紙を回収した。

(5)' 日本では経済学者、物理学者、社会学者、それに社会運動を実践している人たちが一九八三年にエントロピー学会を設立した。

既述のように、(20)(21)(5)の受身文の主語「あの町」「答案用紙」「エントロピー学会」は動詞が表す動作にインヴォルヴされている。また、(20)(21)で、「あの町」と「日本軍」及び「答案用紙」と「試験管」との関係は非情物対人のため、前者は後者に従属している。(5)では、「エントロピー学会」を非情物と見れば、これと「経済学者～実践している人た

ち」との関係は非情物対人であるので、前者は後者に従属しているし、「エントロピー学会」を人の集団と見たとしても、これは「経済学者～実践している人たち」のなす「設立する」という動作によってその存否が委ねられているため、「エントロピー学会」は「経済学者～実践している人たち」に従属するといえる。したがって、タイプ①の「によって」受身文は、この従属の関係を示すのに「によって」が使用される⁵⁾。

②対応する能動文が適格な文で、マーカーに「に」「によって」両方を取るもの。

(26) B29 機内は、コンピュータ（に/によって）制御されていたので、（後略、事例は「によって」）（人）

(27) 子供が母（に/によって）育てられる。

(26)' コンピュータが B29 機内を制御していた。

(27)' 母が子供を育てる。

(26)では、「コンピュータ」が「B29 機内」を制御すれば、受身文の主語「B29 機内」に何かがなされたと解釈でき、「B29 機内」は「コンピュータ」がなす「制御する」という動作にインヴォルヴされている。また、受身文の主語「B29 機内」と行為主体「コンピュータ」との関係は非情物対非情物であるので、前者は後者に従属していないと見ることができる。よって、マーカーに「に」を取るのは「に」受身文の成立条件で説明できる。が、(26)は「によって」でも適格である。これには「制御する」という動詞の意味が重要となる。「制御する」という動詞は、ある対象に規定・束縛を与える意を表すため、このような側面に焦点を当てた場合、——非情物が人によって何事かをなされるとき、非情物は人に従属しているように——制御される「B29 機内」は、制御する「コンピュータ」に従属していると見ることが可能である。そのため、「B29 機内」と「コンピュータ」との間に見出せる従属の関係を示すのに「によって」が使用される。(27)では、「母」が「子供」を育てれば、受身文の主語「子供」に何かがなされたと解釈でき、「子供」は「母」がなす「育てる」という動作にインヴォルヴされている。さらに、受身文の主語「子供」と行為主体「母」との関係は人対人のため、前者は後者に従属していないと見ることができる。したがって、マーカーに「に」を取るのは、「に」受身文の成立条件で説明できる。また、(27)はマーカーに「によって」も取る。これについても「育てる」という動詞の意味が重要となる。「育てる」動作は、対象のあり方そのものを変化させる。したがって、このような「育てる」という動詞が表す意味に焦点を当てた見方をした場合、育てられる「子供」は、育てる「母」に従属していると見ることが可能である。それ故、「子供」と「母」との間に見出せる従属の関係を示すのに「によって」が使用される。

タイプ②の「によって」受身文は、このような従属の関係に関する二面性を有するため、に「に」と「によって」二つのマーカーを取ると考えられる。

③対応する能動文を想定したときに「が」格名詞句の指示物が主語としてふさわしくないもの。このタイプは基本的にマーカーに「に」を取らず、「によって」を取る（(6) (7)

を再掲する)。

(6) 彼は、「実は日本人だった」という理屈(*に/によって)日本に受け入れられることになったのですから。(バ)

(7) その企画の成功(*に/によって)、事業が拡大された。

(6)' *「実は日本人だった」という理屈が彼を日本に受け入れた。

(7)' ?その企画の成功が事業を拡大した。

既に述べた通り、(6)(7)の受身文の主語「彼」「事業」はそれぞれ「(日本に)受け入れる」「拡大する」という動作にインヴォルヴされている。

対応する能動文として想定される(6)')(7)'が不自然な理由は、「動作主という直接的な関与者が立つべき位置に、間接的な関与者にしかなり得ない無生名詞が立ったため」(砂川1984)である(2.1節参照)。(6)')の「実は日本人だった」という理屈、(7)')の「その企画の成功」は、各動詞「(日本に)受け入れる」「拡大する」にとって間接的な関与者にしかなり得ない無生名詞である。砂川は、「によって」受身文におけるこのような名詞を、原因あるいは根拠と解釈されるものとしている(p. 82)。これによれば、「実は日本人だった」という理屈は、「彼」が日本に受け入れられた原因あるいは根拠であり、「その企画の成功」も同様に、「事業」が拡大された原因あるいは根拠である。

「によって」の前件が表すものごとが、受身文の表す事態の原因になる例には次のようなものも考えられる。

(28) その時私は、彼の言葉(に/によって)救われた。

(28)' その時彼の言葉が私を救った。

(28)では、「私」を救えば、「私」に何かがなされたと解釈でき、「私」は「救う」という動作にインヴォルヴされている。そして、(28)'は(翻訳調であるものの)許容される文と思われるが、「彼の言葉」は「私」が救われた原因と取れるという意味で(6)')(7)'と共通する。

したがって、タイプ③の「によって」受身文、及び(28)のような例は、受身文の主語が動詞の表す動作・状態にインヴォルヴされており、かつ、「によって」の前件が表すものごとがその事態の生じる原因あるいは根拠であるといえる。

では、なぜタイプ③の「によって」受身文は、基本的にマーカーに「に」を取らず、「によって」を取るのだろうか。それは、原因・根拠を示すのに「に」では意味情報が不足し、「によって」のように「よる」の意味を付加することで概念的補充を行い、言語化されるためと考えられる(2.1節参照)。ところで、(28)はマーカーに「に」も取るが、比喩的な意味で「彼の言葉」は行為主体と捉えることができる。よって、(28)は「に」受身文の成立条件に該当する文と分析でき、この二面性が(28)のマーカーに「に」「によって」の両用を可能としている。

これまでの考察をまとめると、「によって」受身文の成立条件は次のように示すことが

できる。

受身文の主語が動詞の表す動作・状態にインヴォルヴされており、かつ「によって」の前件が表すものごとが、受身文の主語が従属している行為主体、あるいは当該事態が生じる原因・根拠であること

4 まとめ

以上、「に」受身文と「によって」受身文の成立条件について考察した。最後に、両受身文の成立条件を比較し、「に」「によって」それぞれが表示する内容を整理しよう。

まず、「に」が表示する内容は（受身文の主語、潜在的受影者が従属していない）行為主体であり、「によって」が表示する内容は、受身文の主語が従属している行為主体、あるいは、当該事態が生じる原因・根拠である。これに関する事で砂川（1984）は、「動作主がことがらの成立に直接関与するものであるのに対し、原因や根拠は、（中略）周辺的な要素として、間接的にことがらの成立に関与するもの」（p.82）と述べる。これを参考にすれば、「に」「によって」それぞれが表示する内容は、ことがらを成り立たせるものというくりにおいて直接的、間接的の位置に立つ。これをまとめると次のようになる。

ことがらを成り立たせるもの	
直接的	間接的
■行為主体	■原因・根拠
⇒に	⇒によって
■受身文の主語が	
従属している行為主体	
⇒によって	

受身文の主語、及び潜在的受影者が従属していない行為主体は、なぜ「に」で示されるかという興味深い問題が残る。一つにそれは、「よる」の語義を補充する必要がないからであるが、ではなぜ他の助詞ではなく、「に」なのかという問題は、「に」という助詞の本質に関わることと思われる。受身文に現れる「に」と他の用法との関連とともに、今後考察を深めたい。

注

- 1) 本論では、主語の有情、非情、また、動作が意志的か否かを問わず、受身文に対応する能動文における動作の主体を一括して行為主体と呼ぶことにする。
- 2) 高見（1995）では、「僕は子供に泣かれた。」という間接受身を例に取り、「子供が泣く」

という行為はその子が勝手に行う行為であって、「僕」に何かがなされたとは解釈されないため、「僕」は「子供が泣く」という行為に何らインヴォルヴされていないとする(p. 89)。しかし、本文に述べたように、筆者は間接受身の主語も動詞が表す動作・状態に(間接的に)インヴォルヴされると見る。

- 3) 天野(2001)は、属性叙述受動文はなぜ「に」受身文かという問題を論じている。天野は、属性叙述受動文は潜在的受影者が想定しやすいものほどニ受動文(「に」受身文と同じ)としての許容度が高くなるとした上で、潜在的受影者が想定されることと無生物主語のニ受動文成立との関連を論じている(その関連についての詳しい内容は天野(2001)を参照されたい)。ここで、潜在的受影者とは、「受影受動文の表面には現われないけれども、その受動文が叙述している事象から何らかの影響を受ける存在」(益岡(1991) p. 111)である(受影受動文:「ある出来事から主体が何らかの影響を受けるという事態を表すもの」(益岡(同) p. 106))。

和栗(2005)は、天野(2001)を受け、

(i) 三上山は、手頃なハイキングコースとして多くの市民に親しまれている。

(ii) この山道は、江戸時代、京へ氷を運ぶ飛脚に利用されていた。

といった属性叙述受動文には、潜在的受影者を想定することは難しいとし(p. 164)、この種の受身文は潜在的受影者が想定しやすいものほどニ受動文としての許容度が高くなるとする天野の主張に異を唱えている。だが、和栗は、属性叙述受動文はなぜ「に」受身文かという問題には触れていない。本節ではこの問題に言及する。

- 4) 川村(2012)によれば、受身文とは「[ラレル]形述語を持つ文のうち、「(有情の)主語者が感じる被影響感」としての〈被影響〉を表すもの」(p. 110)であり、その帰結として、非固有の非情物受身文——「新しいビルが〇〇建設によって建てられた。」:本論でいう「によって」受身文——は〈被影響〉を表さないため、受身文ではないとしている。近年では、受身文の意味的特徴に着目したこのような立場もある。が、本論では、非固有の非情物受身文は、基本的な受身文の構文的条件、即ち、対応する能動文における行為主体のなす動作を受ける存在が文の主語に立つこと、を有するため、これも受身文の一類型と判断する。

- 5) 受身文の主語が動詞の表す動作・状態にインヴォルヴされており、かつ、行為主体に從属していても、日本語としてなじまない「によって」受身文が考えられない訳でもない。

(a) ?そのペンは、太郎によって握られた。

(b) ?その椅子は、次郎によって座られた。

これらは、行為主体とこれを表示する「によって」を除いても、不自然である。

(a)' ?そのペンは、握られた。

(b)' ?その椅子は、座られた。

この現象は、3.1節で挙げた(22)(23)においても同じである((22)(23)を再掲する)。

(22) *銃声が太郎によって聞かれた。

(23) *山道が登山者によって歩かれた。

(22)' *銃声が聞かれた。

(23)' *山道が歩かれた。

つまり、(a) (b) (22) (23)が適格な文でないのは、マーカ―が「によって」であることが直接の原因ではないということである。これらが不適格なのは、一つに、(a) (b) (22) (23)の主語には、何ら、生起、変化、何らかの状態といった主語となるべき要素が認められないからであると思われる。これは、マーカ―の問題ではなく、非情物が主語となるときの制約に関わる問題である。これは、本論の考察範囲を超えるので、これ以上の深入りは避けたい。尚、「によって」受身文には、受身文の主語が動詞の表す動作・状態にインヴォルヴされていることが少なくとも必要なことに変わりはない。

第 2 部

言語行為レベルにおける
他者を要する動詞述語文

第 4 章

命令形を取る文の基本的機能

1 はじめに

第 1～第 3 章までは叙述レベルにおける他者を要する動詞述語文を取り上げた。本章以降では、言語行為レベルにおける他者を要する動詞述語文を扱うことにしたい。

言語行為の中でもとりわけ命令は、「行け。」「泣くな。」のように、単独の動詞を命令形に活用するか、動詞の終止形に終助詞「な」をつけるかして表現できるため、その形式は単純であり得る。が、言語行為レベルにおける他者、即ち聞き手や、もとなる動詞の性質、あるいは発話と遂行されるべき行為との時間的な関連性といった諸条件によって、形式は命令文でも表現される内容は命令でない場合があり、考察対象としては必ずしも単純とはいえない。命令文が必ずしも命令を表さないとすると、命令文によって話者は聞き手にどのような行為をしているのか、それは単に命令といって良いのかといった問題が生じる。このようなことを解決するために、本章では命令形を取る文を、次章では否定命令文を取り上げることにする。

命令形を取る動詞は、「走れ。」における「走る」のように、意志的動作を表すものがその典型である。〈負の願望〉と呼ばれる用法では「もっと慌てろ。」の「慌てる」のように、人の無意志的動作を表すものがある。また「風よ吹け」の「吹く」のごとく、非情物が主体となるものもあり、多くの種類の動詞がこの活用形を取ることがわかる。しかし、次節に述べるように、全ての動詞が命令形を取り、自然な表現としてあるかといえそうではない。

そこで、どのような動詞であれば命令形を取るかを考察し、それを基に、命令形を取る文（以下、命令文）の基本的な機能の規定を目指したい¹⁾。

2 先行研究概観

命令文に関するこれまでの研究を概観し、そこに見られる解決すべきと思われることがらについて述べることにする（先行研究の一つである井上（1993）は4節で扱う）。

山田（1908）は、命令文は「外界なるある者に對してのある^レ要求的態度をとれるものなり」（傍点筆者 p. 1242）とする。

尾上（1986）においても「実現への願望ないし意志が他者への要求として現れているのが命令文の本質であ」（傍点筆者 p. 182）とする。両文献が示す例を挙げる（下線筆者）。

(1) 行け (山田 1908)

(2) 風よ吹け吹け (同上)

(3) 聞け！ 万国の労働者 (尾上 1986)

(1)は眼前の人への発話とされる例であり、(2)は非情物（風）への発話、(3)は「目の前にいる特定の相手」（尾上 p. 182）への発話ではないが、いずれも話者から他者への要求的態度を表している。しかし、既に触れた通り、命令文の発話により要求する動作はどのようなものでも良いという訳ではない。

(4) （ゴルフのパッティングで転がるボールに）入れ。

(5) 風、風、上がれ (歌「風の歌」の一節)

(6) ?（ゴルフでパットを打つ前に、止まっているボールに）入れ。

(7) ?（コップに入った常温の水に）凍れ。

(8) ?（建設中のビルに）（早く）建て。

(9) ?言い付かれ。

(10) ?出会え。

(1)～(5)は自然だが、(6)～(10)は不自然である。そして(6)(7)(8)は、仮に容認するにしても冗談めいたニュアンスを伴う（場合によっては容認され得るのだが、これについては3節にて後述する）。山田、尾上がともに指摘するように、命令文は話者から他者への要求（的態度）を表すのだが、(1)～(5)と(6)～(10)との間にある文法性の違いを説明するには、命令形を取る動詞の性質をより詳しく分析する必要がある。

村上（1993）は、命令文は「きき手に〈動作の実行を命令する・つよく要求する〉というモーダルな意味を表現している」（p. 68）とし、非情物に発話する場合、それは意志やことばをもたないものを擬人化して表現したものとする（p. 75）。だが、村上の考察ではなぜ(6)(7)(8)が不自然なのか、言い換えれば、なぜこれらが通常、擬人化されないのかという問題は解決されない。もし(6)(7)(8)を、命令文の対象が擬人化された文として積極的に認めるにしても、(2)(4)(5)には生じない冗談めいたニュアンスがこれらに生じる理由は明らかではない。村上（1993）においても命令形を取る動詞の性質を、発話状況とあわせ詳細にする必要がある。さらに、(9)(10)が不自然なのは村上に従えば、「言い付かる」「出会う」が実行できない動作であるからと説明されることになると思われるが、ある動作を実行で

きるかどうかに関する基準は特に示されていない。

石川 (2007) は「命令形は「当該の動作が聞き手によって意志的に実現されることを話し手が意図する」ことを表示している」(p. 184) とする。そして「風よ吹け。」の「吹く」、「雨、雨、降れ、降れ。」の「降る」のような無意志動詞であっても命令形が用いられることによって「あたかも「風」や「雨」に意志があるような効果がうまれる」(p. 176) と述べる。石川によれば、次例（下線筆者）も「当該の動作が聞き手によって意志的に実現されることを話し手が意図する」ことを表すことになる。

(11) (ライバルを油断させるために) あえて間違えろ。 (石川 2007)

「間違える」は普通、無意志的動作として用いられるが、ここでは確かに聞き手が意志的に間違えることを話し手が意図していると判断できる。しかし、次の例ではどうか。

(12) (ゴルフのパッティングでライバルに向かって) 外せ、外せ。

(13) (泣いている人をはやし立てるように) 泣け、泣けー。

(12)(13)で話し手は、聞き手によって動作が実現されることを意図してはいるが、これらは聞き手によって意志的に（わざと）実現されることを意図した文とは判断できない。即ち、命令文は石川が主張するような例ばかりではなく、したがって、その機能を論じるにあたり別の考え方が必要となる。

3 命令文の基本的機能

前節に見たことがらを考慮しつつ、本節では命令文の基本的な機能を考える足がかりとして、命令形を取る動詞の性質を、発話状況とあわせ考察していく。

命令文の用法は、〈命令〉と〈願望〉とに大きく別れ、〈願望〉の用法の中には〈負の願望〉と呼ばれるものがある（用法の名称は仁田（1991）による。その他の用法もあるが、これは4節で扱う）。順に見ていこう。

〈命令〉の用法となる条件は、既にいくつかの指摘がある通り（例えば仁田（1991）p. 239、安達（2002）p. 47）、命令形を取る動詞が意志的動作を表すことである。

走れ。/食べろ。/行け。

「走る」「食べる」「行く」は、いずれも命令文を発話する相手の意志で実現できる動作である（以下、相手と単にいうとき、命令文を発話する相手の意で使用する）。

命令文には相手が人ではなく、非情物であることがあり、この場合は〈命令〉ではなく、次のように話者の〈願望〉を表すことになる（これは尾上（1986）p. 182の指摘による）。

(2)(4)(5)は再掲。

(14) 雨、雨、降れ、降れ、母さんが (歌「あめふり」の一節)

(15) 燃えろよ、燃えろよ、炎よ燃えろ (歌「燃えろよ燃えろ」の一節)

(2) 風よ吹け吹け。 (山田 1908)

(4) (ゴルフのパッティングで転がるボールに) 入れ。

(5) 風、風、上がれ (歌「風の歌」の一節)

〈願望〉の用法に見られる条件を探るべく、適格性に劣る(6)(7)(8)(再掲)と比較してみる。

(6) ? (ゴルフでパットを打つ前に、止まっているボールに) 入れ。

(7) ? (コップに入った常温の水に) 凍れ。

(8) ? (建設中のビルに向かって) (早く) 建て。

これらの文の自然さを決定する要因に関して筆者はここで高見・久野(2002)の考察に着目したい。その考察とは、ある事象に関して、それが主格名詞句みずから引き起こすものか否かを分析するといったものである²⁾。これに関する同文献の記述を挙げよう。

学生が廊下を走る。/雨が降る。

高見・久野によれば、学生が廊下を走るのは、学生みずからの内的な力により引き起こされる事象であり(p.259)、雨が降るのは、自然の力を持つ雨がみずから引き起こす事象である(p.264)。一方、次の例はこれらとは区別されている。

ビルが建つ。/学校行事が続く。

ビルが建ったり、学校行事が続くのは、工事関係者や先生方といった外的要因がそれぞれ引き起こす事象であるという(p.259)。

これを援用し、命令形を取る動詞の表す動作について、それが主格に立つべき主体、即ち命令文の相手みずから引き起こすものか否かを考えたい。先の例文(14)(15)(2)(4)(5)及び(6)(7)(8)でこれを見ていく。

(14)の「降る」は、高見・久野の指摘にあるように、自然の力を持つ雨がみずから引き起こす動作である。(15)(2)でも「燃える」「吹く」はそれぞれ自然の力を持つ炎、風みずから引き起こす動作と捉えられる。(4)では、力を加えられ転がり出したボールはその性質により、ある程度転がり続けるし、転がっていく先に穴があれば、外的要因がなくてもそこに落ちることはあり得る。そのため、この場合の「入る」も転がるボールみずからの性質により実現可能な動作である。(5)の「上がる」は、風という外的要因によって引き起こされる側面がある。さらに、風を受けた風はその結果として「上がる」性質がある。風が上がるのは、外的要因である風と、それを受けた風みずからの性質とが相まって引き起こされると捉えられる。

一方、(6)(7)では、止まっているボール、常温の水には、それぞれ(カップに)「入る」「凍る」動作を引き起こす力がみずからの内にない。(8)では、高見・久野の指摘通り、ビルにとって「建つ」動作は、ビルみずから引き起こすものではない。

以上、相手が非情物である〈願望〉の用法では、自然な文の表す動作は、用例によっては外的要因の関与はあるものの、少なくとも相手みずから引き起こす側面を有していることがわかる。

では次に、〈負の願望〉の用法においてもこのことがいえるかを見てみる（(12) (13)は再掲。(17)の下線は筆者）。この用法は、基本的に人の無意志的動作を表す動詞によって構成され、しかも「相手にとって都合の良くない・望ましくない動きを、話し手が望む」（仁田（1991）p. 248）ことを表す。

(12) （ゴルフのパッティングでライバルに向かって）外せ、外せ。

(13) （泣いている人をはやし立てるように）泣け、泣けー。

(16) （嫌いなクラスメイトが黒板の前で問題を解いているとき、心の中で）間違えろ。

（石川 2007）

(17) （嫌いな同僚が大切な会議の資料をなくして探しているとき、ニヤニヤしながら）
もっと慌てろ。ひひひ。 （同上）

(18) （スケートの競走を見ている観客が敵の選手に）転べ！ 転べ！ （竹林 1998）

(12) (13)で、パットを外したり、泣いたりするのは、相手みずからが引き起こす動作である。(16)で、相手が間違えるには、不注意や勘違いにより、誤った答えを書く行為が必要であり、これも相手みずからが引き起こす動作である。(17)で命令形を取る動詞は「慌てる」であるが、この状況では資料の紛失という外的要因と、それをきっかけとする相手みずからの心理的動揺とが相まって動作を引き起こしている。(18)で相手が転ぶには、第一に氷という外的要因が必要である。また「転ぶ」動作、即ち「バランスの保持に失敗し倒れる」動作自体は、転ぶ主体みずからが原因となる物理的作用により、それ故、「転ぶ」は相手みずからが引き起こす側面もある³⁾。

本節のはじめに、命令文が〈命令〉の用法となるには、当該の動詞が意志的動作を表さなければならないと確認したが、これは上に述べたことと関係する。つまり、前述の高見・久野（2002）で「学生が廊下を走る」という事象は、主格名詞句みずからの内的な力が引き起こすとされていることから明らかなように、意志的動作は、主格に立つべき主体みずからが引き起こすものである。

これまで〈命令〉〈願望〉そして〈負の願望〉の用法を見てきたが、いずれの用法においても命令形を取る動詞の表す動作は、相手みずからが引き起こす側面を有する。このことを補う意味で、これまでに述べたもの以外の、命令形を取らない動詞について考察したい。

まず、受身的な意味を表す動詞「言い付かる」「(被害を) 被る」や偶然の結果を表す動詞「出会う」「行き会う」は命令形を取らないことについて考える⁴⁾。

言い付かる→?言い付かれ。(例文(9)) / (被害を) 被る→? (被害を) 被れ。

出会う→?出会え。(例文(10)) / 行き会う→?行き会え。

他人から何かを言い付かったり（命令されたり）、泥棒による被害を被ったりするのは、他人、泥棒といった外的要因によって引き起こされ、主格名詞句みずからが引き起こす側

面はない。これに関連することで、ことわざに「長いものには巻かれろ」とあるが、「巻かれる」は受身の意味を表す。このことわざは、権力のある者には反抗せずに従え、程度の意であり、反抗せずに従うためには、第一に権力をかざす主体である外的要因が必要である。さらに従う側の、権力に従おうとする意志たるみずからの内的な力もその実現に関与する。命令形を取る動詞の表す動作は、やはり相手みずからが引き起こす側面が必要のようである。

そして「出会う」「行き会う」といった偶然の結果を表す動作も主格名詞句みずからが引き起こすものではない。人が有情物であり、動きを持った存在であることが出会ったり、行き会ったりすることには必要であるが、これはあくまで潜在的なものであり、動作実現を直接もたらす要素ではなく、これまでに見た命令形を取る動詞とは明らかな差がある。

さらに金田一(1950)によれば、状態動詞と第四種の動詞は命令形を取らない⁵⁾(p. 13)。

状態動詞 出来る→*出来ろ。/話せる→*話せろ。/見える→*見えろ。

第四種の動詞 すぐれる→*すぐれろ。/ずばぬける→*ずばぬけろ。/聳える→*聳えろ。

これらの状態の形成には主格名詞句みずからが直接的に関わっているといえそうである。しかし、どちらの動詞も時間の観念を含まず、そのため、命令形を取る動詞には未実現から実現への一回的な変化を表すことが前提されることになる⁶⁾(これまでに見た命令形を取る動詞はいずれもそのような動作を表している)。これまでの考察をまとめよう。

命令形を取る動詞は、まずもって時間の観念を含む動作を表し、その動作は、相手みずからが引き起こすものと、外的要因と相手みずからの力とが相まって引き起こすもの、の二つに分かれる。

命令形を取らない動詞は、時間の観念を含まない状態を表すものと、外的要因によってのみ実現され主格名詞句はその実現に関わらない動作を表すもの、の二つである。

したがって、命令形を取る動詞が表す動作は、相手みずからが引き起こす側面を有するものであることがわかる。

そして、外的要因と相手みずからの力とが相まって引き起こす動作が命令形を取る場合、外的要因は、相手みずからの力が発揮されるべき状況を作り出している。例えば(5)「風、上がれ」では、外的要因である風が、風の上空に「上がる」というみずからの性質に対して、また(18)「転べ！転べ！」では、外的要因である氷が、選手がバランスの保持に失敗し倒れるというみずからの物理的作用に対して、それぞれの力が発揮されるべき状況を設定している。

これに関し、〈命令〉の用法では、相手みずからの力である意志が発揮される状況にあるし、〈負の願望〉の用法では、例えば(16)「間違えろ。」の場合、相手みずからの力(ここでは不注意や勘違いによる誤答)が発揮される状況にあることは確かである。それ故、相手みずからの当該動作を引き起こす力が発揮される状況にあってはじめて、命令文は発話されることになる。

これまで命令形を取る動詞の性質を、発話状況とあわせ考察してきたが、その性質は話者が相手に要求する内容と直結する。そして、その要求内容の表示が、命令文が基本的に有する機能と考えられるため、命令文の基本的機能を

「相手みずからが引き起こす側面を有する動作」を相手に要求する話者の態度を表すこと

であると規定することができる。

この規定を用いて、先に挙げた例文(6)(7)(8)が通常解釈において不自然であり、容認するとしても冗談めいたニュアンスを伴う理由を考えたい(例文再掲)。

(6) ? (ゴルフでパットを打つ前に、止まっているボールに) 入れ。

(7) ? (コップに入った常温の水に) 凍れ。

(8) ? (建設中のビルに向かって) (早く) 建て。

既述のように、(6)(7)(8)における状況では主格に立つべき主体であるボール、水、ビルには、それぞれ「入る」「凍る」「建つ」動作を実現させる力がみずからの内にない。それにも関わらず(6)(7)(8)では、このような相手に対して、「相手みずからが引き起こす側面を有する動作」を要求することになる。よって、通常解釈では不自然な文となる。もし、積極的に容認するとすれば、あたかもボール、水、ビルがみずからの力でそれぞれカップに入ったり、凍ったり、建ったりするかのように感じられ、冗談めいたニュアンスを伴うのだと考えられる。

ただし(7)のように、水に凍れと言う場合、文脈によっては容認され、冗談めいたニュアンスも伴わなくなる。

(7)' (筆者注、毎年冬になると凍るといわれる滝を見に行って) 期待しながら車から降りて「虹の滝」を見ると、バシャバシャと水が流れているじゃないか! (中略)
ここは標高こそ高くないが、あと二週間もすれば凍って登^(マ)られるようになるのだ! 「早く凍れ!」「早く凍れ!」

(<http://star.ap.teacup.com/onnenuhuri/498.html>)

(7)'は、気温が十分に下がった状況での発話であるため、滝(の水)みずからの「凍る」性質が発揮される状況にある。これは、「相手みずからが引き起こす側面を有する動作」を要求する態度を表すのにふさわしい状況になることで文法性が上がることを示している。

続いて、(7)'のような非情物を対象とする命令文が相手を擬人化したものとされる(例えば仁田(1991) p. 242、村上(1993) p. 75) ことについてだが、これは、聞く耳を持たない存在に何事かを要求しているため、その点では筆者も考えを同じくする⁷⁾。ただし、当該動作が、相手みずからが引き起こす側面を有するからこそ、そこに人との共通性が見出され、擬人化されると考える。

ここで、主格名詞句(の指示物)みずからが引き起こす側面を有する動作を表し得る動詞と、これに類似すると思われる非能格動詞との違いを検討しておこう。

言語学の分野では自動詞（及び形容詞）を非能格動詞と非対格動詞の二種に分類するが、前者を、主語指示物の内的な力によって引き起こされる事象を表すもの、後者を、外的な力によって引き起こされる事象を表すものとする立場がある（詳しくは高見・久野（2002）p. 17 を参照のこと）⁸⁾。それぞれに該当する動詞を示す（非能格動詞、非対格動詞の例は影山（1996）p. p. 20-21、高見・久野（2002）p. p. 12-13 を参考にした）。

・非能格動詞

ア 意図的ないし意志的な行為を表す動詞

働く、遊ぶ、話す、笑う、考える、泳ぐ、歩く、口論する、戦う、賛成する、ひざまずく、従う、踊る、這う、など

イ 生理現象を表す動詞

くしゃみ（を）する、げっぷ（を）する、眠る、泣く、呼吸（を）する、など

・非対格動詞

ア 形容詞ないしそれに相当する状態動詞

大きい、丸い、重い、青い、臭い、嬉しい、出来る、話せる、など

イ 対象及び被動者を主語にとる動詞

落ちる、沈む、浮く、流れる、あふれる、育つ、つまずく、転がる、負ける、乾く、爆発する、沸騰する、泡立つ、溶ける、凍る、固まる、腐る、芽を出す、枯れる、つぶれる、弱る、死ぬ、赤面する、裂ける、割れる、焦げる、散る、など

ウ 存在や出現を表す動詞

ある、現れる、起こる、消える、など

エ 五感に作用する非意図的現象を表す動詞

輝く、鳴る、など

オ アスペクト動詞

始まる、終わる、続く、など

上に挙げた非能格動詞は、意志的行為や生理現象といった主格名詞句みずからが引き起こす動作を表す動詞である。そして、これらは、その動作の実現が話者にとって望ましく、主格名詞句（相手）みずからの力が発揮される状況となれば、命令形を取り得る。いくつか例を挙げる。

働け。/遊べ。/（会議中くしゃみをこらえている嫌いな同僚に心の中で）くしゃみしろ。

これだけを見ると、主格名詞句みずからが引き起こす側面を有する動作を表し得る動詞と非能格動詞は同じもののようにも思えるが、非対格動詞についても同様の分析をすることで、その差異が明確となる。

非対格動詞のア「形容詞ないしそれに相当する状態動詞」は、そもそも動作を表さないため、主格名詞句みずからが引き起こす側面を有する動作とはいえない。このことはウ「存

在や出現を表す動詞」の「ある」についてもいえる。これらが命令形を取らないことは、本章で既に述べた（注6、及び金田一（1950）の指摘）。イ「対象及び被動者を主語にとる動詞」は、動作実現に何らかの形で外的要因が関わるが、「落ちる」「沈む」「浮く」「流れる」「あふれる」「育つ」「転がる」「乾く」「爆発する」「沸騰する」「泡立つ」「溶ける」「凍る」「固まる」「腐る」「芽を出す」「枯れる」「弱る」「死ぬ」「散る」は、その実現に主格名詞句の有する性質も関わる。即ち、主格名詞句みずからが引き起こす側面を有する。そして、同じく「対象及び被動者を主語にとる動詞」で「つまづく」はバランスの保持の失敗、「負ける」は相手を上まわることの失敗、「赤面する」は心理的・生理的作用といった主格名詞句みずからが当該動作を引き起こす側面を持つ。これらは、その動作の実現が話者にとって望ましく、主格名詞句みずからの力が発揮される状況となれば、命令形を取り得る。その例としては、以下のものが考えられる。

（嫌いな人の頭上にあるものが今にも落ちそうなときに）落ちろ。／（いくら洗剤をつけても泡立たないスポンジに）泡立てよ。／（生ものを腐らせる実験で）早く腐れ。／（水から上げた魚を弱らせる実験で）早く弱れ。

イ「対象及び被動者を主語にとる動詞」の「（物理的に）つぶれる」「裂ける」「割れる」「焦げる」及びエ「五感に作用する非意図的現象を表す動詞」の「（物理的に）輝く」「鳴る」はその実現に外的要因の関わるところが大きい。次のような文脈では、主格名詞句の性質が動作実現に関わっていると一応認められる。

（つぶそうとしてもなかなかつぶれないクルマに）いい加減つぶれろ。／（魚の腹を包丁で裂こうとしても裂くことができず）裂けろよ。／（針を刺してもなぜか割れない風船に）割れろ。／（食材にあえて焦げ目をつけようとするが、つかず）焦げろよ。／（星を眺めようとしても薄曇りでよく見えず）もっと輝けよ。／（尺八を吹いたが音が出ず、）鳴れよ。

上記の例で、仮にそれぞれの主格に立つ存在が液体であれば、「つぶれる」「裂ける」「割れる」「焦げる」といったことは起こり得ず、したがって、上のような状況であれば、クルマには「割れる」、魚の腹には「裂ける」、風船には「割れる」、食材には「焦げる」性質があるということは許されるだろう。「輝く」「鳴る」においても、光という外的要因を受ければ、星には輝くという性質が、息を吹き込まれるという外的要因を受ければ、尺八には鳴る（音を出す）という性質があるといい得る。ただし、これらの表現の適格性は、人により判断にゆれが生じると思われる。それは、これらの表す動作が外的要因によるところが大きく、主格名詞句みずからが引き起こす側面を認めづらいことによる。

ウ「存在や出現を表す動詞」で「現れる」「起こる」は、主格名詞句みずからが引き起こす動作を表し、次例のような命令形を取る文が考えられる。

救世主よ現れろ。／奇跡よ起これ。

同じく「存在や出現を表す動詞」で「消える」は火が消えるの場合、水や（吹き消そう

とする) 息といった外的要因と主格名詞句みずからの力(性質)とが相まって動作が実現する(ただし、自然鎮火の場合は外的要因の関わりは極めて小さい)。

(火がついた家屋に放水しながら) 早く消えろ。

のような例が考えられる。

オ「アスペクト動詞」である「始まる」「終わる」「続く」は、主格に立つ名詞句の性質によって事情が異なる。「話が始まる」であれば、外的要因である人が引き起こし、「話」みずからの内に動作を引き起こす側面があるとは考えられない。この場合、話に対し「始まれ。」と言うのは不自然で、人に「(話を) 始めろ。」と言うのが通常の表現である。そして、「テストが始まる」であれば、試験官という外的要因がその実現に関わるし、「テスト」という出来事が所定の時間になり、始まる状態になったという意味においては「テスト」という出来事みずからの力(内的要因)もその実現に関わっている。この場合、テスト直前の緊張感に耐えかねてテストに対し「早く始まれ。」と願うことはあり得る。「話が終わる」では、外的要因である人の関与によるところが大きい。話を早めに切り上げてほしいときには人に対し「早く終わらせろ。/ 終えろ。」と言うのが自然である。ただし、心の中で話に対し、「早く終われえ。」と願うことはあり得る。これは「話」を出来事と見なし、ある出来事は、始まった以上は終わるのが自然の成り行きであるという認識のもと、「話」という出来事みずからの力(内的要因)が「終わる」動作を実現する、と話者が判断したものだろう。「話が続く」では、外的要因である人がその実現に関わり、「話」みずからの内に動作を引き起こす側面があるとは通常考えられない。面白い話が続けてほしいときに、話に対し「続け。」と言うのは不自然で、人に「(話を) 続けろ。」と言うのが普通である。しかし、「好景気が続く」となると、例えば、人々の購買意欲の高まりといったものがその外的要因として考えられるが、「好景気」という現象そのものに「続く」力が内在するということはできるだろう。この場合、「好景気よこのまま続け。」と願うことはあり得る。

以上よりわかることは、主格名詞句みずからが引き起こす側面を有する動作を表し得る動詞は、非能格動詞よりも該当する動詞が広範に及ぶということである。さらに、主格名詞句みずからの内に当該動作を引き起こす側面があれば、命令形を取る文として成り立つということも同時に確認した。

4 補論—過ぎたことを責める意味を表す命令文

以上に見た用法の他に、命令文には過ぎたことを責める意味を表すものがある。

(19) (野球で野手がフライを取り損ない、その瞬間、監督が野手に) おい、取れよ。

(20) 「病気になってもいいの。病気になって死んだら、貴方も本望でしょう?」彼は上目使いに少時^{しばらくにら}睨んでいた。「笑談^{じょうだん}にしろ、ものの軽重^{けいじゅう}を弁^わえないことを云う

のはよせ」

(小)

(19)(20)で命令形を取る動詞「取る」「よす」は、どちらも相手みずからの力(意志)が引き起こすが、それぞれの動作を実現すべき時は既に過ぎている。このような例は「相手みずからが引き起こす側面を有する動作」を相手に要求する話者の態度を表しているといえるだろうか。

私見によれば、(19)の「取れ(よ)」は、その場における「取る」動作の実現を目指しているのではなく、直前における動作の実現を仮想的に求める態度を表している。言い換えれば「取れ(よ)」の発話により、「取る」動作を要求する態度を示すことで、「直前における「取る」動作の実現」が話者自身の理想であると相手に示しているのである。これは文末の下降イントネーションの「よ」にも見受けられる。この場合の下降イントネーションの「よ」には直前の出来事への不満の気持ちが読み取れる。不満があるということは裏を返せば、過去に希望することがあったことになる⁹⁾。下降イントネーションの「よ」を発話し、不満と同時に過去の出来事に対する希望を示すことで、これに上接する「取れ」がその希望を、つまり、実際は取れなかったが取って欲しかったという理想を表すことになると考えられる。(19)で話者の要求がその場で満たされることはないが、「取れ(よ)」が要求的態度を表すことに変わりはない。(20)では、「よせ」の発話者にとって望ましくない台詞を眼前の人物が云った事実を取り返しがつかない。が、この例でも「よせ」の発話により、「よす」動作を要求する態度を示すことで、「直前における「よす」動作の実現」が自身の理想であると相手に示していると考えられる。即ち「よせ」は、あくまで仮想的にはあるが、「よす」動作の直前における実現を求める態度を表している。さらに(20)では、よすべき内容が「ものの軽重を弁えないことを云うのは」と一般化されている。これにより「よせ」は、直前の特定の発言を含む一般的なそのような発言への戒めの意味を帯び、今後そのようなことを云わないように、といった忠告とも解される(過去の出来事への不満を表す下降イントネーションの「よ」が発話されていないのは未来に対する忠告の意を含むからだろう)。いずれにせよ、「よせ」は話者の要求的態度を表している。

したがって、この用法も3節で規定した命令文の機能を有するといえる。

ところで、井上(1993)では、(19)(20)のように、過ぎたことを責める意味を表す命令文を考察している。井上が挙げる例を示そう(傍線筆者。Lは下降イントネーションを、Hは上昇イントネーションを表す)。

(21) (締切日の翌日にレポートを提出しに来た学生に) 困りますねえ。ちゃんと昨日のうちにレポートを出してください(よ L/??よ H/??ね)。

このような、その場で動作の実現が果たされないような例があることから、井上は「命令文の基本的な意味は、決して「当該の動作を実行するよう要求する」というものではな

い」(p. 350)と述べる。そして、命令文((21)以外の用法を含む)の基本的な機能は「話し手側のスクリプトを、「こうあるべきだ(った)」というスクリプトとして、話し手の外部世界(聞き手の知識または現実世界)に導入するよう聞き手に働きかける」(p. 351)ことであるとする¹⁰⁾。しかし、筆者は、「こうあるべき」という動作・事態への当為判断を聞き手に伝えようとする働きかけが命令文の第一義的な機能とは考えない。例えば、呼んでいるのにこちらにこない相手に「来い!」といえ、そのタイミングで相手に来るべきとの話者の判断があることを否定できないが、あくまでその判断は発話の前提となるものとする。尾上(1986)によれば、要求とは「未だ存在しないものを求めること」(p. 184)であるが、これに従えば、「来い!」によって話者は未だ存在しない「相手がこちらに来る」という事態を求めていることになる。このように、要求という用語によって説明した方が少なくとも筆者には、命令文によって表わされる話者の態度を、日本語母語話者の言語直観に合った形で記述できるように思える。(19)(20)並びに(21)も「相手みずから引き起こす側面を有する動作」を相手に要求する話者の態度を表し、そうすることで話者の、過去の出来事に対する理想という有意義な情報を相手に示していると考えられる以上、命令文を、「要求」という用語と切り離して説明する必要はないのである。

5 まとめ

本論では以下のことを述べた。

- ① 命令形を取る動詞は時間の観念を含む動作を表すことを前提とし、その動作は、その発話状況において相手みずから引き起こす側面を有するものである。
- ② したがって、命令文の基本的機能は「相手みずから引き起こす側面を有する動作」を相手に要求する話者の態度を表すことであると規定できる。
- ③ 過ぎたことを責める意味を表す命令文は、話者の、過去の出来事に対する理想を相手に示そうとするものである。この用法も②の機能を有する。

注

- 1) 本論では、動詞単独で命令形を取る形式を取り上げ、補助動詞の命令形を伴った形式「～してくれ」「～してくだされ(してください)」「おやりくだされ(おやりください)」等は考察の対象から外すことにする。
- 2) この考察は、高見・久野(2002)において被害受身文の適格性を計るためになされたものの一部である。ただし、ある事象ないし動作が、その主格名詞句みずから引き起こすものか否かの判定は、筆者と必ずしも一致しない。詳しくは注3を参照。

3) 高見・久野（2002）では、「老人が坂道で滑る」という事象は外的要因が引き起こすとしている（p. 261）。そのため、高見・久野の立場では「転ぶ」も外的要因が引き起こすものになると思われる。しかし、本文に述べたように、筆者は「転ぶ」の実現には外的要因も関わるが、主格名詞句みずから引き起こす側面もあると見る。

4) これは宮島（1972）を参考にした（p. 426）。

5) 金田一によれば、状態動詞とは「動作・作用を表わす」というより寧ろ「状態を表わす」というべき動詞で、通常、時間を超越した観念を表わす動詞（p. 7）のことで、「-ている」をつけることがないのを特色とする。例えば「机がある」の「ある」、「英語の会話が出来る」の「出来る」、「切れる」「話せる」などの可能相動詞、「見える」「大きすぎる」などがこれにあたる。

第四種の動詞とは「時間の観念を含まない点で第一種の動詞（筆者注、状態動詞のこと）と似ているが、第一種の動詞が、ある状態にあることを表わすのに対して、ある状態を帯びることを表わす動詞」（p. 8）であり、常に「-ている」の形で状態を表すのに用いられる。「聳える」「すぐれる」「ずばぬける」「ばかげる」などがこれにあたる。

6) ちなみに、山田（1936）では、命令文は「眼前にあらはれてはあらぬ現象をば將求の時に發現すべきことを要求」するものであり、形容詞は「その屬性の推移若くは變化などいふことの全く豫想せられぬ語」のため、「命令形というものゝ存在すべき理由無きものなり」（219 頁）とする。これは、状態動詞——時間の観念を含まない点で形容詞と共通する——が命令形を取らないことに通じる指摘である。

7) 用例の中には非情物（ここでは「日なた」）が明確に擬人化されているとわかるものもある（直後に「貴様」と続く）。

・「平俗な日なた^め奴！ 早く消えろ。いくら貴様が風景に愛情を与え、冬の蠅を活気づけても、俺を愚昧化^{ぐまい}すことだけは出来ぬわい。（以下略）」（擲）

8) 影山（1996）では、あくまで目安としつつも、非能格動詞はスル型（人間重視型）自動詞、非対格動詞はナル型（状況重視型）自動詞であるとする（p. 20）。

また、高見・久野（2002）では、三上（1953）における能動詞、所動詞は「現代的な言い方をすれば、前者が概略、非能格動詞（および他動詞）に、後者が非対格動詞に対応する」（p. 235）という見解が示されている。能動詞とは、（間接受身を含む）受身を構成し、有情で動的な「みづから然する」動詞（及び「ものを然する」動詞）であり、所動詞とは、（間接受身を含む）受身を構成せず、非情で静的な「おのづから然る」動詞である（三上（1953） p. p. 104-106）。

9) 当然ながら「不満」は、専ら過去あるいは過去を含んだ現在の出来事や状態に対して向けられ、未来に向けられることはない。

- 10) スクリプトとは、話し手が個々の事態について想定している「このような内容の動作がこのタイミング（場面）で実行される」という内容の「すじがき」のことである（井上（1993） p. 358）。

第5章

否定命令文の基本的機能

1 はじめに

第4章では命令形を取る文を取り上げた。これはいわば肯定命令文であるが、本章に取り上げるのはその反対の意を表す否定命令文である。この種の命令文の形式の一つに、「走るな。」「泣くな。」のごとく動詞の終止形に、いわゆる禁止の終助詞「な」のついたものがある。禁止の「な」は多くの動詞につくが、中にはつかないものもあり、動詞と「な」の接続にはどのような制約が見られるのか、そして、その制約と否定命令文の機能とはどのように関わるのかといった問題を提起することができる。というのも、「な」が全ての動詞につく訳ではないということは、否定命令文の機能を、単に動作の禁止——禁止や命令といい難い用法があるので、これは便宜的な呼び方——と記述するだけでは不十分ということであり、「な」がつく動詞の制約と否定命令文の機能とは密接に関連すると考えるからである。

また、否定命令文は〈命令〉の用法をその典型とするが、次のように、既にし終わったことに対しても発話され、これは〈命令〉とは呼べないことが指摘されている（詳しくは後述）。

- ・（突然現れた相手に）「うわあ、急に現れるなよ。話が佳境に入ってるんだから。（以下略）」（地）

以下、「な」がつく動詞の制約と併せ、この例が〈命令〉でなければ何であるのか、さらに〈命令〉とこの用法との関係はどのようなものかを考察することで、否定命令文の基本的機能を探りたい¹⁾。

2 先行研究概観

否定命令文に関するこれまでの議論をまとめ、問題のありかを示そう。

仁田（1991）では、

- (1) 「生意気を言うな。」

を例に取り、「言ウナ」は、言うことを命じていないのではなく、言わないことを命じているのである。り、「言ウナ」の「ナ」は、〈言表事態〉の否定化と命令を一挙に表している形式」(p. 233) であるとする。

さらに、仁田は禁止を〈続行阻止〉と〈未然防止〉とに分ける。

- (2) (現在、喋っている人に) 喋るな！ 〈続行阻止〉

- (3) (まだ喋っていない人に) 喋るな！ 〈未然防止〉

(2)は、「禁止されている事態(筆者注、喋らないこと)が未だ実現せず、事態そのもの(注、喋ること)が存在している場合の禁止」であり、(3)は、「禁止されている事態そのもの(注、喋らないこと)が既実現で、事態そのもの(筆者注、喋ること)が存しない場合の禁止」(p. 253) であるとする。

村上（1993）では、否定命令文は「その動作の禁止・制止をあらわす」(p. 94) とし、〈制止的な禁止〉と〈予防的な禁止〉とに分ける。〈制止的な禁止〉とは「きき手の動作がすでに始まっていて、その動作や状態の中止・中断をもとめ、制止する」ものであり、〈予防的な禁止〉とは「きき手がこれからおこなおうとする動作、あるいはおこなう可能性のある動作について、おこなわないようにあらかじめ要求する」(同) ものであるとする²⁾。

そして「すでに実現してしまった過去の動作のことであれば、今さら制止や禁止としてはたらくことはなく、きき手の過去の言動にたいする単なるはなし手の評価的な態度にすぎなくなる」(p. 101) とし、次例を挙げる（下線筆者）。

- (4) 「いま頃、なきやがるなら、なにもひとさわがせなことするな」染の声はきびしい怒りに満ちていた。

尾崎（2007）は、仁田（1991）、村上（1993）を受け、「実行要求を「命令の機能」と呼ぶことにすれば、従来の研究（筆者注、否定命令文だけでなく、命令形を取る文も含まれる）は、主にこの命令の機能を出発点として考察を行っている。そのため、命令の機能を果たさないいわゆる逸脱した命令文にはあまり注意が払われていない」(p. 66) とする。例えば仁田（1991）では、意志性を欠く〈願望〉の例（「明日天気になーれ！」）は取り上げられているが、(4)のような既に実現してしまった過去の動作に対する例は取り上げられていないと指摘する。また、村上（1993）では〈願望〉の例、(4)のような例はともに扱われてはいないが、(4)についての「評価的な態度」を表すという記述は「重要」としつつも「これがどのようなことを意味しているのかややわかりにくいまま終わっているように思われる」(p. 67) と述べる。

そこで尾崎（2007）では、命令の機能を果たさない否定命令文に注目した上で、動詞＋「な」の形式を取る否定命令文全般の機能と特性を論じている。その機能とは次の通りである（1、2 及び a～f の付加、配置は筆者による）。

- 1 命令
 - a 制止的命令
 - b 予防的命令
- 2 非命令
 - c 願望
 - d 不満の表明
 - e 当為的判断
 - f 評価

c～f の例を挙げる（1 命令 a の例は先の(2)に、b は(3)に当たる。(5)～(8)は尾崎（2007）より）。

- (5) （空を見上げて）明日は降るなよ。 c 願望
- (6) （相手に「あんた」と呼ばれて）「(ムッ) あんたって言うな」 d 不満の表明
- (7) 「やーい、森田の恥かきっ子」
石橋先生「(あわてて) コラ、そんな事言うな」 e 当為的判断
- (8) （相手が発言したことを受けて）
修造「(ムッと) クダらないこと言うな」 f 評価

尾崎は〔時間〕と〔意志性〕の二要因によって否定命令文が命令の機能を果たすかどうかが決まるとする。尾崎によれば(5)は、命令文の対象となる行為（降ること）の実現する時間が未来ではあるが、〔意志性〕を欠くことにより命令の機能を果たさず、したがって、「降らないこと」を望む〈願望〉となる（p. 74）。(6) (7) (8)では、命令文の対象となる行為（「(あんたと) 言うこと」「(そんな事を) 言うこと」「(クダらないことを) 言うこと」）が過去のものであるため、「すでにし終わってしまったことをしないように命じることはできず」（p. 69）、命令の機能を果たさないとする³⁾。

以上、否定命令文に関する先行研究を整理した。これらには多くの重要な記述が見られるものの、解決すべき問題がない訳ではない。

第一にそれは、前節にも触れたように、動詞と「な」の接続に見られる制約の問題である。これは否定命令文の機能を考える上で重要と思われるが、本節に挙げた三文献では扱われておらず、考察の余地が残されている。

第二に、尾崎が示す非命令の機能の位置づけに関する問題である。即ち、命令つまり動作の実行要求を命令文の基本的機能であるとし、そこから非命令の機能が派生すると見るのか、別の機能を基本的機能として定めるのかという問題は尾崎（2007）では明らかとされていない。これは尾崎自身認めていることであるが（p. p. 77～78）、命令及び非命令の機能の関係を検討する必要がある。以下、順に見ていくことにする。

3 否定命令文の基本的機能

3.1 「な」がつく動詞の制約

禁止の「な」がつく動詞の制約については、既にいくつかの指摘がある（しかし、それらはいわば断片的なものであるため、包括的な記述が求められるところではある）。金田一（1950）によれば、「な」は状態動詞と第四種の動詞にはつかない（p. 21。状態動詞と第四種の動詞の説明は第4章注5を参照のこと）。実際、これらに「な」をつけても非文となることが確認できる。

状態動詞＋「な」

（机に対し）あるな。/（英会話なんて）出来るな。/*（ナイフに対し）切れるな。
/*話せるな。/*見えるな。/*大きすぎるな。

第四種の動詞＋「な」

*聳えるな。/*すぐれるな。/*ありふれるな。/*才気走るな。/*似るな。

状態動詞、第四種の動詞は、ともに動作性がない。「な」は動作性を表さない動詞にはつかないようである。では「な」が動詞につく場合はどうか。

- (9) 「今日から赤の他人や。もうウチに来るな」 (高)
- (10) （迫って来る男に）「寄るな、あぶねえぞ」 (驟)
- (11) 「誕生日終わってるよ」「怒るな。ほら」 (血)
- (12) 「もう泣くな。命令だ」 (同上)
- (13) 甘ったれるな。

(9)～(12)で「な」に上接する「来る」「寄る」「怒る」「泣く」には、いずれも動作性がある。(13)の「甘ったれる」は、状態性が高いが、これは時間の観念を含むため動作性も有しており、「な」がつく動詞は動作性を表すことがわかる⁴⁾。

宮島（1972）にも動詞と「な」の接続に関する指摘がある（p. p. 424～426）。宮島によれば、受身的な意味を表す動詞「言い付かる」「（被害を）被る」や偶然の結果を表す動詞「出会う」「行き会う」には「な」がつきにくいとする。

言い付かるな。/（被害を）被るな。/*出会うな。/*行き会うな

「言い付かる」「被る」「出会う」「行き会う」はいずれも動作性を表すが、上記のように「な」はつかない。

そのため、「な」がつく動詞とこれらとの違いが問題となるが、これを考える上で、筆者には、第4章にも取り上げた高見・久野（2002）の考察、即ち、ある事象について、それが主格名詞句みずから引き起こすものか否かに関する分析が有効に思える（この分析の内容及びそれに対する筆者の考えは第4章3節と同章注2、3を参照のこと）。

これを援用し、「な」に上接する動詞の表す動作について、それが主格に立つべき主体、即ち、否定命令文を発話する相手みずから引き起こすものかどうかを検討したい（以下、相手と単にいうとき、否定命令文を発話する相手の意で使用する）。

先の(9)～(13)では、「来る」「寄る」は意志的な動作であるため、相手みずから引き起こすものであるし、「怒る」「泣く」「甘ったれる」といった心理面に関わる動作も、相手

みずから引き起こすものと分析できる。

一方、前掲した宮島（1972）の例では、他人から何かを言い付かったり、災害による被害を被ったりするのは、「他人」「災害」といった外的要因によって実現され、主格に立つべき主体みずから引き起こすものではない。また、誰かに出会ったり、行き会ったりするのは偶然の結果であり、これも主格に立つべき主体みずから引き起こすものではない。人が有情物であり、動きを持った存在であることが、出会ったり、行き会ったりすることには必要であるが、これはあくまで潜在的なものであり、動作実現を直接もたらす要素ではなく、(9)～(13)に見た動詞とは明らかな差がある。では、次の例ではどうか。

(14) (ある人物の発言に対し)「みんな騙されるな。(以下略)」 (町)

(15) 惑わされるな。

(16) そそのかされるな。

上記の例で「な」に上接する「騙される」「惑わされる」「そそのかされる」の表す事態が実現するには当然、外的要因の関与が必要である。が、「騙される」は相手の嘘を信用することで、「惑わされる」は相手のことばや周囲の状況に心を乱すことで、「そそのかされる」は、相手のことばに、ついその気になることで最終的に実現する事態である。嘘を信用すること、心を乱すこと、ついその気になることは本人の心理作用であり、主格に立つべき主体みずからの側にある要素である。つまり、「騙される」「惑わされる」「そそのかされる」には外的要因もその実現に関わるが、命令文の相手みずから事態実現に関わる面もまた同時にある。ここで、(14)(15)(16)のように受身の助動詞を伴うが、これらとは違い非文法的になる例と比較してみる。

*批判されるな。/*石を投げられるな。/*からかわれるな。

「批判される」「(石を) 投げられる」「からかわれる」事態はいずれも外的要因によってのみ実現し、主格に立つべき主体が引き起こす側面はなく、この点に(14)(15)(16)との違いがある。

また宮島（1972）は、人間や動物の生理現象を表す動詞「疲れる」「老いる」「(尿意などを) もよおす」にも「な」がつかないことを指摘する。

*疲れるな。/*老いるな。/*(尿意などを) もよおすな。

「疲れる」「老いる」「もよおす」には動作性が認められるし（「疲れる」「老いる」は状態を表すといった方が適当と思われるが、動作性が全くない訳ではない）、生理作用が働くという意味において主格に立つべき主体みずから引き起こす動作と捉えられるが、これらには上記のように「な」がつかない。「疲れる」「老いる」「もよおす」と「な」がつく動詞との差異についてだが、それは、動作の実現を主体に立つべき主体の努力で回避できるか否かにあると考える。つまり「疲れる」「老いる」「もよおす」といった生理現象の実現はほぼ必然であり、本人の努力では回避できない。このような動詞は、他に「成人する」「三十歳になる」といった、時間が経過した後の必然的な結果を表すものが考えられ、これにも

「な」はつかない。

*成人するな。/*三十歳になるな。

これまでに見た「な」がつく動詞（助動詞を伴うものも含む）「来る」「寄る」「怒る」「泣く」「甘ったれる」「騙される」「惑わされる」「そそのかされる」はいずれもその動作・事態の実現を相手の努力で回避可能である。「騙される」「惑わされる」「そそのかされる」に関して一言加えれば、命令文の相手がそのような事態に陥らないよう注意したり、気を確かに持ったりすることでその実現を回避できる。

次に、まれではあるが、非情物がなす動作を表す動詞に「な」がつく例を見ておきたい（(5)は再掲）。

(17) 車の中で頬のマッサージをした。下がるな、下がるな、とおまじないをかけながら—— (町)

(5) (空を見上げて)明日は降るなよ。 (尾崎 2007)

(18) 風、風、吹くな。シャボン玉飛ばそう。 (歌「シャボン玉」の一節)

(17)(5)(18)で「な」に上接する「下がる」「降る」「吹く」には動作性がある。また「下がる」は、相手である頬自体の重みが原因となり起こるので、頬みずから引き起こす動作である。「降る」「吹く」も雨、風が持つ自然の力によって起こるため、これも雨、風みずから引き起こす動作である。動作回避の可能性については、相手が非情物であるため、相手の努力で回避できると判定しづらいところがある。しかし、上記の例では頬、雨、風が擬人化されていると見なすことができ、それ故、話者が頬、雨、風に、「下がる」「降る」「吹く」動作の実現を回避する能力があると想定しているものと考えられる。

ここで3.1節の内容を整理しておこう。

- ・「な」がつく動詞は、①動作性を表す、②相手みずから引き起こす側面を有する動作・事態を表す、③相手の努力で動作・事態の実現を回避できる（と話者が想定している）、の全てを満たす。

3.2 〈命令〉及び〈願望〉を表す否定命令文

3.1節では、動詞に「な」がつくための制約を見た。これを基に否定命令文の機能を考えたい。はじめに〈命令〉と〈願望〉の用法から見ていく（(14)(17)は再掲）。

(14) (ある人物の発言に対し)「みんな騙されるな。(以下略)」 (町)

(19) (自分の持ち物を見知らぬ者に触られ)「おい、さわるな。忘れ物じゃないぞ」 (地)

(17) 車の中で頬のマッサージをした。下がるな、下がるな、とおまじないをかけながら—— (町)

(14)(19)で「な」に上接する「騙される」「さわる」はともに3.1節に示した、動詞に「な」がつくための三条件を満たす。そして(14)では相手（「みんな」）が騙されそうだと

いう話者の想定があり、「騙されるな」は「騙されないこと」を事前に相手に要求する〈予防的命令〉になっている。(19)では相手が話者の持ち物をさわったのを見て、引き続きさわる動作が起こることが予想される状況で「さわるな」と発話されている。ここで「さわるな」は「それ以上さわらないこと」を相手に要求する〈制止的命令〉になっている。動詞に「な」がつくための制約を含め、これらを総合すると、(14)(19)で否定命令文は「相手みずから引き起こす側面を有する動作・事態」の実現回避を相手に要求する話者の態度⁵⁾を表すといえる。

(17)の「下がるな」は、(14)(19)と違い、相手が非情物である。非情物を相手とする命令文は、尾上(1986)に、非情物は「話者の要求を理解する耳を持たないから要求は一方的願望」(傍点筆者)であり、「要求の具体的な満足を目指しての〈命令〉とは異な」(p. 182)るとあるように、厳密には〈命令〉とは区別される。ただし、既述の通り、(17)の「下がる」は動詞と「な」の接続に見られる三条件を満たすため、「下がるな」も「相手みずから引き起こす側面を有する動作・事態」の実現回避を相手に要求する話者の態度を表している。

3.3 動作が完了している場合

〈命令〉及び〈願望〉を表す否定命令文では、「な」に上接する動詞の表す動作が実現する時間は、現在あるいは未来である。では、当該動作が完了している場合、否定命令文は何を表すのか、次にこれを考えたい((20)は本章冒頭に挙げた例)。

(20) (突然現れた相手に)「うわあ、急に現れるなよ。話が佳境に入ってるんだから。

(以下略)」 (地)

(21) (あの人はドラ息子だという発言に対し)「失礼なことをぬかすな」 (町)

(20)(21)で「な」に上接する「現れる」「ぬかす(言う)」は動作性並びに、相手みずから引き起こす動作を表す。また一般には主格に立つべき主体の努力でその実現を回避できる。しかし、「(急に)現れる」「(失礼なことを)ぬかす」事態は発話の直前に完了している。

「急に現れるな」「失礼なことをぬかすな」は、その場における事態の実現回避を要求している訳ではないが、私見によれば、これは直前における事態の実現回避を仮想的に相手に要求していると考ええる。つまり、この種の否定命令文は、話者が、既に起きた当該の望ましくない事態が実現する瞬間を想起し、事態の実現回避に対する要求的態度を自身の、過去に対する理想として相手に提示しているのである(これに関しては次節で「よ」の問題とともに補う)。確かに、2節に挙げた尾崎(2007)の指摘通り、「すでにし終わってしまったことをしないように命じることはできず」、話者の要求がその場で満たされることはないが、「急に現れるな」「失礼なことをぬかすな」が相手への要求的態度⁶⁾を表すことに変わりはない。

したがって、否定命令文は、いずれの用法においても

- (あ) 「相手みずから引き起こす側面を有する動作・事態」の実現回避を相手に要求する話者の態度を表すこと

が共通することがらであるとわかる。そして、この要求的態度は即座に命令として働く訳ではない。というのは、尾崎が述べる通り、否定命令文が命令の機能を果たすのは、〔時間〕と〔意志性〕といった条件が整うことを前提とするからである。命令の機能 (=その場における動作の実行要求) が、(あ)に示した要求的態度に一定の条件が整うことで発揮されるものである以上、命令の機能を否定命令文の基本的機能とすることはできない。そのため、(あ)が否定命令文の基本的機能であると結論付けることができる。

4 補論－「よ」との関わり

最後に、「な」に上接する動詞の表す動作が完了している場合の否定命令文と、いわゆる終助詞「よ」との関連を述べることにする。これは結果的に本論の内容を補うことになる。

否定命令文は「よ」を伴うことがあり、〈命令〉または〈願望〉の用法では、「な」の直後に「よ」がつかなくても文法性には影響を及ぼさない（もちろん「よ」の有無により、ニュアンスには差が出る）。だが、「な」に上接する動詞の表す動作が完了している場合（次の四例を示す）、全ての例ではないにしろ、「よ」の有無は文法性に関わる。しかも、この種の否定命令文は「よ」がつくと、尾崎（2007）の指摘にあるように（p. 76）、そのイントネーションは下降調になる⁶⁾（(21)は再掲。なお、「よ」のイントネーションが下降調であることを「よ↓」で、上昇調であることを「よ↑」で表す。また「な」の後に何も発話されないことを「φ」で表す）。

- (22) 「（実はこの前結婚したんだ）という相手に）「私より早く結婚するな（よ↓/#よ↑/? φ）」

- (23) （あなたから借りていた時計をなくしてしまったと告げられ）「なくすな（よ↓/#よ↑/? φ）」

- (21) （あの人はドラ息子だという発言に対し）「失礼なことをぬかすな φ」（町）

- (24) （医者から通院を勧められて）「馬鹿を言うな φ。通院する暇などあるか」（同上）

(22) (23)で、下降イントネーションの「よ」を付加した場合は自然な表現であるが、上昇イントネーションの「よ」はこの場面にそぐわない。また「な」の後に何も発話されないといふ不自然な表現となる。しかし、(21) (24)では「な」の後に何も発話されていないが、いずれも自然な表現である。(22) (23)と(21) (24)とではどのような違いがあるのか。

「な」が向けられる事態に着目すると、その事態が再び起こる可能性に違いが見られる。(22)では、結婚することが再び起こるとすれば、相手が離婚し再婚することになるが、結

婚の報告を受けた段階でこのようなことは通常想定されない。(23)では、時計が見つかってない状態で再び同じ時計をなくすなどということはまず考えられない。一方(21)(24)で、失礼なことをぬかしたり、馬鹿を言ったりすることは日常的にあることであり、発話時以降にも起こる可能性が十分に見込まれる。

即ち、この種の否定命令文は、「な」が向けられる事態の再び起こる可能性が低い場合、下降イントネーションの「よ」の必要性が高く、その可能性が高い場合、下降イントネーションの「よ」は必ずしも必要でないことになる。

その理由には、下降イントネーションの「よ」が、「不満」という専ら過去の出来事に対して抱き、未来に対しては抱かない気持ちを表すことが深く関わると思われる。第4章4節にも述べた通り、不満があるということは、裏を返せば過去の出来事に希望があることになるが、過去に対する希望は叶うことがないため、これは「理想」と換言できる。そして、動詞+「な」で構成される否定命令文が結局のところ話者から相手への要求的態度を表すと仮定することにより、下降イントネーションの「よ」の要不要に関する上記の理由が説明可能となる。

つまり、ある状況で否定命令文による要求的態度が示されれば、それは発話時以降の動作・事態の禁止と解されやすい。したがって、(22)(23)のような「な」が向けられる事態の再び起こる可能性が低い状況では、下降イントネーションの「よ」の発話により、過去に対する不満、並びに過去に対する理想の存在を示すことで、上接する否定命令文が、発話時以降の動作・事態の禁止を表すのではなく、過去に対する仮想的な要求的態度であると明示する必要が生じる。それに対し、(21)(24)のような事態の再び起こる可能性が高い状況では、否定命令文による要求的態度が発話時以降の動作・事態の禁止と相手に解されても状況との矛盾がないので⁷⁾、下降イントネーションの「よ」は必ずしも必要ではないのである⁸⁾。

本節の考察により、否定命令文の基本的機能が結局のところ話者から相手への要求的態度を表すことと、3.3節と本節で取り上げたタイプの否定命令文が、要求的態度を話者の、過去に対する理想として相手に示すものであることの確かさを補えたと考える。

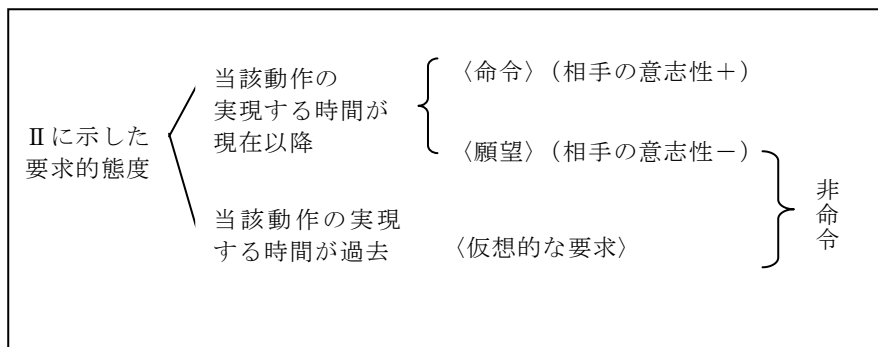
5 まとめ

本論では以下のことを述べた。

- I 禁止の終助詞「な」がつく動詞は、①動作性を表す、②相手みずから引き起こす側面を有する動作・事態を表す、③相手の努力で動作・事態の実現を回避できる（と話者が想定している）、の全てを満たす。
- II 動詞+「な」の形式を取る否定命令文の基本的機能は、「相手みずから引き起こす側面を有する動作・事態」の実現回避を相手に要求する話者の態度を表すことである。

Ⅲ 「な」に上接する動詞の表す動作が完了している場合の否定命令文は、Ⅱに示した要求的態度を話者の、過去に対する理想として相手に示すものである。これは動作・事態の反復可能性と下降イントネーションの「よ」の要不要の問題から、その確かさを補強できる。

Ⅱに示した否定命令文の基本的機能が表す要求的態度と各用法との関係を表すと次のようになる〔時間〕と〔意志性〕の二要因による用法の分類は尾崎（2007）に従う。「な」に上接する動詞の表す動作が完了している場合の否定命令文は〈仮想的な要求〉と仮称しておく。



注

- 1) 本論では、動詞＋「な」の形式を扱い、それ以外の否定命令文の形式（～しないでください、～しないでくれ等）は考察の対象外としたい。
- 2) 〈制止的な禁止〉〈予防的な禁止〉は、それぞれ仁田（1991）の〈続行阻止〉〈未然防止〉に相当するものと考えられる。
- 3) 〈不満の表明〉〈当為的判断〉〈評価〉に関する詳しい説明は、本節と深い関わりがないため省略する。
- 4) 金田一（1950）では、「な」は継続動詞、瞬間動詞（いずれも動作性がある）にはつくことが触れられている（p. 21）。
- 5) ちなみに、半藤（2006）には「終助詞の実際が表現主体とその相手との関係表示を受け持ち、表現内容に対する表現主体の態度表明であることからすれば、（以下略）」（傍点筆者 p. 30）とある。
- 6) 尾崎（2007）を含め、従来、命令文と下降イントネーションの「よ」との関係については、現象に関する指摘はあるが（他に井上（1993））、なぜ「よ」が下降調になるかの説明はなされていない。
- 7) ただし、(21) (24)は第一義的には、要求的態度を話者の、過去に対する理想として相手に示す表現であると思われる。
- 8) (23)'（借りていた時計をなくしてしまったと告げられ）
「人からの借り物をなくすな（よ↓/#よ↑/φ）」

この例は(23)に「人からの借り物を」を付加したものである。(23)では「な」の後に何も発話されなければ不自然な表現となるが、(23)'では容認される。これは、なくす対象を「人からの借り物」のごとく一般化することで、実際になくした特定の事物以外の広く一般的な借り物も、なくす対象に含むことになるため、事態の再び起こる可能性が高まることによる。

第 6 章

話者自身に発話する命令文

1 はじめに

第 4 章では命令形を取る文を、第 5 章では否定命令文を取り上げた。これらに関する考察はいずれも言語行為レベルにおける他者、即ち聞き手を、話者とは異なる存在として扱っていた。しかし、まれながら（否定命令を含めた）命令文の聞き手が話者自身であることもある。自分に向かって「がんばれ。」「焦るな。」という場合がそれである。

本章では、周辺的な問題ではあるが、この話者自身に発話する命令文について、その特徴、並びに話者以外の存在（以下、非話者）に発話する命令文との共通性を論じたい。第 4、第 5 章に倣い、動詞の命令形と、動詞の終止形に終助詞「な」を付加した形（以下、禁止形）の両形式を見ていく。

2 動詞の分類

話者自身に発話する命令文の特徴を探るために、命令文に使用される動詞について、非話者に発話する命令文と比較してみる。具体例を挙げよう。

命令形： 急げ。/がんばれ。/蹴ろ。/乗れ。

禁止形： 慌てるな。/怖がるな。/行くな。/座るな。

上記の例は全て非話者に発話する命令文として成り立つ。そして、この中で

急げ。/がんばれ。

慌てるな。/怖がるな。

は、話者自身に発話する命令文とも解される。しかし、

蹴ろ。/乗れ。

行くな。/座るな。

は、特別な文脈を抜きにして話者自身に発話する命令文であるとの解釈はできない¹⁾。では、発話の相手を非話者とも話者自身ともすることができる命令文（急げ。/がんばれ。/慌てるな。/怖がるな。）と、通常発話の相手を非話者としかできないもの（蹴ろ。/乗れ。/行くな。/座るな。）との違いは何だろうか。

まず、禁止形（慌てるな。/怖がるな。// 行くな。/座るな。）に着目すると、発話の相手を非話者とも話者自身ともすることができる場合、使用される動詞「慌てる」「怖がる」は無意志動詞であるのに対し、通常、発話の相手を非話者としかできない場合、使用される動詞「行く」「座る」は意志動詞という違いが見られる²⁾。一方、命令形を取る動詞は、発話の相手が非話者であろうと、話者自身であろうと（例に挙げたものに関しては）意志動詞である（「急ぐ」「がんばる」「蹴る」「乗る」）。が、この中で発話の相手を非話者とも話者自身ともできる命令文に使用される動詞「急ぐ」「がんばる」は、心理的・抽象的な動作を表すのに対し、発話の相手を通常、非話者としかできない命令文に使用される動詞「蹴る」「乗る」は、物理的・具体的な動作を表すという違いがある。そこで、動詞を次のように分類し（図1）、以上の考察を整理しよう³⁾。

図1

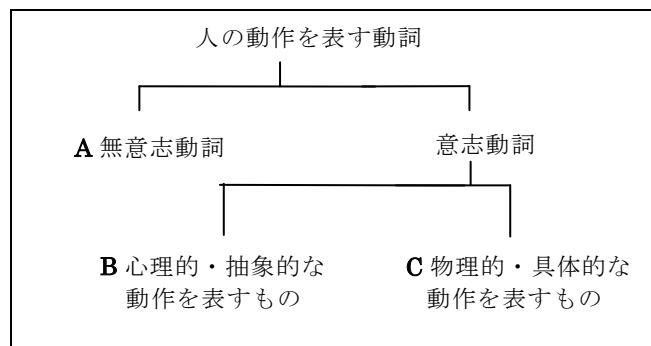


図1のA、B、Cに属する動詞の他の例を以下に列挙する⁴⁾。

・Aに属する動詞の例

焦る、慌てる、危ぶむ、安心する、居合わせる、行き会う、いらいらする、うかれる、うっかりする、うぬぼれる、恨む、うろうろする、うろちょろする、うろたえる、老いる、恐れる、おじけづく、落ち込む、おどおどする、衰える、おびえる、悲しむ、感激する、気後れする、聞き逃す、気にする、くじける、ぐずぐずする、くよくよする、怖がる、才気走る、心配する、すぐれる、躊躇する、出会う、（英会話が）できる、でくわす、泣く、悩む、恥ずかしがる、（英語が）話せる、ひるむ、へこたれる、ぼやぼやする、迷う、（だらしなく）見える、見落とす、見過ごす、見とれる、巡り会う、面倒くさがる、もたもたする、欲張る、喜ぶ、分かる

・Bに属する動詞の例

急ぐ（「気がせく」の意）、思い出す、落ち着く、がまんする、がんばる、こだわる、

こらえる、しっかりする、集中する、辛抱する、耐える、注意する（「気をつける」の意）、努力する、ねばる、反省する、踏ん張る（比喩的な意）

・Cに属する動詞の例⁵⁾

開ける、預ける、与える、洗う、行く、急ぐ（「駆ける」の意）、写す、移る、置く、押す、踊る、買う、帰る、貸す、かじる、噛む、加える、消す、蹴る、吸う、座る、説明する、尋ねる、食べる、包む、積む、泊まる、投げる、なめる、並べる、飲む、乗る、運ぶ、走る、話す、踏む、見る、持つ、戻る、呼ぶ

3 非話者に発話する命令文として成り立つか

前節では、話者自身に発話する命令文の特徴を探るべく、非話者に発話する場合と比較し、動詞を分類、整理した。その分類した各動詞の命令形、禁止形が話者自身に発話する命令文として成り立つかどうかを見ていきたいのだが、まずは、それらが非話者に発話する命令文として成り立つかどうかを先に考えたい。というのは、次のようなことがあるからである。

例えば「しっかりしろ。」「泣くな。」であれば、発話の相手を非話者とも話者自身ともすることができる。だが、「見ろ。」「踏むな。」の場合、発話の相手を非話者とするとはできるが、話者自身とは通常できない。その反対の例、即ち、発話の相手を非話者とするとはできないが、話者自身とすることはできるような文は、その例を挙げるができない。このことは、命令文はその対象となる存在が非話者であるのが基本であること、そして、非話者に発話する命令文として成り立ってはじめて話者自身に発話する命令文としても成り立つことを示唆する。

そこで以下、動詞のA、B、Cの分類に従い、それぞれの命令形、禁止形が非話者に発話する命令文として成り立つかどうかを分析したい。

3.1 動詞A（無意志動詞 発話の相手=非話者）

3.1.1 動詞Aの命令形

動詞Aの命令形は、石川（2002）p. 85、仁田（1991）p. 244、安達（2002）p. 47、宮島（1972）p. 425で指摘されているように、全て話者から非話者への直接的な動作実行の要求である〈命令〉を表さない。しかし、仁田（1991）で述べられる通り、無意志動詞の命令形は次例のように、〈負の願望〉を表す文として適格なものがある（p. 248）。

焦ろ。/慌てろ。/落ち込め。/くよくよし。/迷え。/見落とせ。

また、中には〈負の願望〉としても成り立たないものもある。

才気走れ。/（英会話が）できろ。/*（英語が）話せろ。/*出会え。/*巡り会え。

「才気走る」「できる」「話せる」が命令形を取らないのは、第4章3節で述べたように、

動作性が欠如していることによる。「出会う」「巡り会う」が命令形を取らないのは、同じく第4章3節に述べたように、主格に立つべき主体みずからその動作を引き起こす訳ではないからである（詳細は第4章3節を参照のこと）。

3.1.2 動詞Aの禁止形

動詞Aの禁止形は、非話者に発話する命令文として次の例は自然である。

焦るな。/慌てるな。/いらいらするな。/うろうろするな。/恐れるな。/うろちょろするな。/おびえるな。/（些細なことでもいちいち）感激するな。/気にするな。/くじけるな。/ぐずぐずするな。/怖がるな。/悩むな。/恥ずかしがるな。/へこたれるな。/ぼやぼやするな。/迷うな。/喜ぶな。

しかし、次例は非話者に発話する命令文として（〈負の願望〉としても）成り立たない。

*行き会うな。/*老いるな。/*衰えるな。/*才気走るな。/*すぐれるな。/*出会うな。
/*（英会話が）できるな。/*でくわすな。/*（英語が）話せるな。/*（だらしなく）見えるな。/*巡り会うな。/*分かるな。

これらが成り立たないのは、第5章3.1節に述べたように、動作性の欠如か（「才気走る」「すぐれる」「できる」「話せる」「見える」）、主格に立つべき主体みずからその動作を引き起こす訳ではないか（「行き会う」「才気走る」「すぐれる」「出会う」「できる」「でくわす」「話せる」「巡り会う」）、動作実現を主格に立つべき主体の努力で回避できないか（「行き会う」「老いる」「衰える」「出会う」「でくわす」「巡り会う」「分かる」）による（詳細は第5章3.1節を参照のこと）。

3.2 動詞B（意志動詞で心理的・抽象的な動作を表すもの 発話の相手=非話者）

3.2.1 動詞Bの命令形

動詞Bの命令形は全て非話者に発話する命令文として自然である。

がんばれ。/こらえろ。/辛抱しろ。/耐えろ。/努力しろ。/反省しろ。

3.2.2 動詞Bの禁止形

動詞Bの禁止形は次の例は非話者に発話する命令文として自然である。

急ぐな。/思い出すな。/がまんするな。/がんばるな。/こだわるな。/ねばるな。

しかし、次のような例は非話者に発話する場合、〈命令〉の用法としては成り立ちにくいのが、〈負の願望〉の用法としては成り立ち得る。

落ち着くな。/しっかりするな。/集中するな。/注意するな。（「気をつけるな。」の意）
/反省するな。

これらが非話者に発話する場合、〈命令〉の用法として成り立ちにくいのは、動詞Bが基本的には動詞が表す動作を実現することに一定の価値があるものであるため、反対に動作

を禁止するのは不自然なことによる。しかし、これらは〈負の願望〉という「社会通念的に見て望ましくないことを話し手が望」(仁田(1991) p. 248)む文としてならば、成り立つ余地を持っている。

3.3 動詞C (意志動詞で物理的・具体的な動作を表すもの 発話の相手=非話者)

動詞Cは、命令形、禁止形ともに全て非話者に発話する命令文として自然である。

命令形：買え。/貸せ。/噛め。/触れ。/立て。/食べろ。/飲め。/運べ。

禁止形：預けるな。/踊るな。/蹴るな。/乗るな。/持つな。/戻るな。/走るな。

4 話者自身に発話する命令文として成り立つか

続いて、動詞A、B、Cそれぞれの命令形、禁止形が話者自身に発話する命令文として成り立つかどうかを考えたい。

4.1 動詞A (無意志動詞 発話の相手=話者自身)

4.1.1 動詞Aの命令形

動詞Aの命令形で次のものは、非話者に発話する場合、〈負の願望〉として成り立つが、話者自身に発話する場合、不自然な文となる。

(話者自身に) *焦ろ。/*慌てろ。/*落ち込め。/*くよくよし。/*迷え。/*見落とせ。

これは話者自身に「社会通念的に見て望ましくないこと」(仁田(前掲) p. 248)を望むはずがないことからして明らかなことである。また、非話者に発話する場合に既に成り立たなかった命令形を取る文はやはり、話者自身に発話する場合も成り立たない。

*才気走れ。/*出会え。/*(英会話が)できろ。/*(英語が)話せろ。/*巡り会え。

これは、3節のはじめに述べたように、非話者に発話する命令文として成り立ってはじめて話者自身に発話する命令文としても成り立つことを示している。

4.1.2 動詞Aの禁止形

動詞Aの禁止形は、話者自身に発話する命令文として次の例は自然である。想定される状況を併せて示すと、失敗してくじけている自分に

「くじけるな。」

また、後先のことを考え心配している自分に

「心配するな。」

ということはある得る。さらに、些細なことでいつまでもくよくよしている自分に

「くよくよするな。」

や、焦って作業がはかどらないとき、自分に

「焦るな。」

と言うことはあるだろう。

しかし、

*行き会うな。/*老いるな。/*衰えるな。/*才気走るな。/*すぐれるな。/*出会うな。
/*（英会話が）できるな。/*でくわすな。/*（英語が）話せるな。/*（だらしなく）見えるな。/*巡り会うな。/*分かるな。

などとは自分に対して言わない。これらは、3.1.1 節で述べたように、非話者に発話する命令文としてそもそも成り立たず、やはり、話者自身に発話する場合も成り立たない。

また、次の例は非話者に発話する場合には自然だが、話者に発話する場合には不自然である。

（話者自身に）*うろうろするな。/*うろちょろするな。/*ぼやぼやするな。

これは、「うろうろする」「うろちょろする」「ぼやぼやする」といった動作・状態は、専ら他人が判断することであり、自分がうろうろしているなどと認識することがまずないことによる。つまり、自分がその状態にあることを認識しないのに、自分にその動作を禁止することはないため、これらは話者自身に発話する命令文として不自然なのである。

4.2 動詞B（意志動詞で心理的・抽象的な動作を表すもの 発話の相手=話者自身）

4.2.1 動詞Bの命令形

動詞Bの命令形は、話者自身に発話する命令文として自然である。想定される状況を併せて示すと、約束の時間に遅れそうな自分に

「急げ。」

昼食の時間はまだ来ないが、空腹に耐えられない自分に

「がまんしろ。」

課題提出期限が迫るも、やる気が起きない自分に

「がんばれ。」

ということはある得る。また、次のような例も見られる。

- ・（盗みを働き、一人で追手から逃げる場面）太い幹を持つ松の間を、すり抜けるようにして塀下までたどりつくと、作十は枝から垂らしておいた縄にすがり、松の幹に足をかけた。だがあわてているのと、身体から力が抜けているせいで、地面にすべり落ちた。どしりと音を立てた。

——落ちつけよ。落ちつかねえと、ここでおしめえだぞ。 （驟）

4.2.2 動詞Bの禁止形

動詞Bの禁止形は、通常、話者自身に発話する命令文として不自然である。

（話者自身に）*耐えるな。/*辛抱するな。/*がんばるな。/*落ち着くな。/*集中する

な/*しっかりするな。

これは、非話者に発話する場合と同じく、動詞Bが基本的には動詞が表す動作を実現することに一定の価値があるものであるため、反対に動作を禁止するのは不自然なことによる。しかし、次のような文脈を設定すると成り立つことがある。例えば、一方的にいじめられ、耐えているだけの自分に気づいたときに

「(もうこれ以上) 耐えるな。」

不平不満があるのに言わずに辛抱している自分に気づいたとき

「辛抱するな。」

また、ついついがんばり過ぎて疲れてしまった自分に気づいたときに

「がんばるな。」

ということはあるだろう。このとき「耐える」「辛抱する」「がんばる」は、望ましくない動作として捉えられている（通常これらは望ましい動作を意味する傾向にあると思われる）。が、変化したことはこれだけではない。上記の例が話者自身に発話する命令文として成り立つ場合、「耐える」「辛抱する」「がんばる」は、無意志動詞的である。なぜなら、その動作が実現していることにふと気づいたといった状況を設定したときにはじめて、これらの文が成り立つからである。つまり、耐えている自分、辛抱している自分、がんばっている自分には無自覚であったが、そういう状況に自分が陥っていると判断したときに、これらの文が成り立つのである。この場合、これらは、動詞A（無意志動詞）の禁止形と同等の扱いができる。

4.3 動詞C（意志動詞で物理的・具体的な動作を表すもの 発話の相手=話者自身）

動詞Cは全て、命令形、禁止形ともに話者自身に発話する命令文として通常、不自然である。

命令形：（話者自身に）*預けろ。/*座れ。/*食べろ。/*包め。/*飲め。/*乗れ。/*運べ。

禁止形：（話者自身に）*開けるな。/*歩くな。/*押すな。/*買うな。/*かじるな。/*消すな。

5 発話の相手を異にする二種の命令文の違い

3節と4節で得た結果を比較し、発話の相手が非話者の場合と話者自身の場合に見られる違いを考えたい。

それは、①動詞Aの一部の命令形（例「慌てろ」）、②動詞Aの一部の禁止形（例「うろろするな」）、③動詞Bの禁止形（例「耐えるな。」）、④動詞Cの命令形（例「走れ。」）、⑤動詞Cの禁止形（例「飲むな。」）が非話者に発話する命令文としては自然だが（〈負の願望〉

を含む)、話者自身に発話する命令文としては通常、不自然なことである。これらはなぜ、発話の相手を話者自身とすると不自然になるのだろうか。

①、②が話者自身に発話する命令文として不自然な理由はそれぞれ 4.1.1 節、4.1.2 節に述べたのでここでは繰り返さないことにする。

③動詞Bの禁止形が話者自身に発話する命令文として不自然なのは、動詞Bが基本的にはそれが表す動作を実現することに一定の価値があることによると既に述べた。これ以外の理由としては、動詞B(「耐える」「がんばる」など)が意志動詞であることが関係する。意志動詞が表す動作は、主格に立つ主体の意志と無関係に実現することはない。いい換えれば、動作を実現させる意志が自身の中で、意志に反して発動してしまうことは通常ない。したがって、禁止形を取る文の発話によって、そのような話者自身の意志が発動するのを回避しようとする必然性が薄く、③は話者自身に発話する命令文としては不自然なのである。

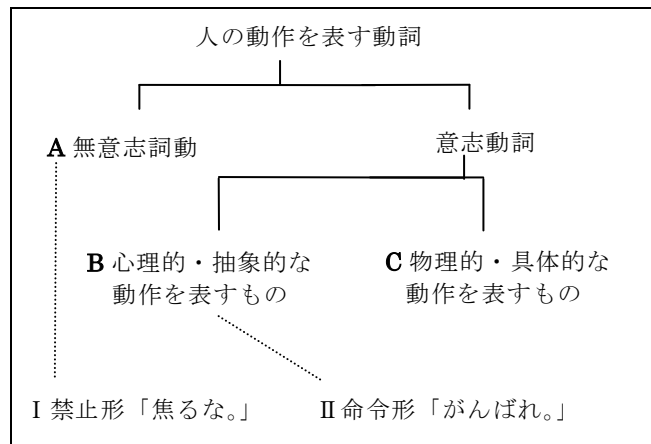
④動詞Cの命令形が話者自身に発話する命令文として不自然な理由には、動詞Cが意志的で物理的・具体的な動作を表すことが関係する。「走る」「食べる」などの意志的で物理的・具体的な動作は、その実現を動作主体の意志で容易に果たすことができる。したがって、命令形を取る文の発話によって、そのような動作を実現させようとわざわざ自身に働きかける必然性が薄い。そのため、④は話者自身に発話する命令文として不自然なのである。

⑤動詞Cの禁止形が話者自身に発話する命令文として不自然な理由には、動詞C(「飲む」「洗う」など)が意志動詞であることが関係する。上にも述べたように、意志動詞が表す動作は、動作主体の意志とは無関係に実現することはない、自身の中で、ともするとその動作を実現させる意志が発動してしまうことはない。したがって、禁止形を取る文の発話によって、そのような話者自身の意志が発動するのを回避しようとする必然性が薄く、⑤は話者自身に発話する命令文としては不自然なのである。

6 話者自身に発話する命令文として成り立つ例について

前節とは反対に本節では、話者自身に発話する命令文として自然なもの、即ち、動詞Aの一部の禁止形(I)、動詞Bの命令形(II)の成立する理由を考えよう(次頁図2は、2節に示した図1にIとIIの例を付したものである)。

図 2



I が話者自身に発話する命令文として自然なのは、「焦るな。」を例に取れば、「焦る」は無意志的な動作であるので、自身の意志に反して焦るという動作が実現してしまう可能性があり、したがって、動作主体が話者自身であっても、「焦るな。」などの発話により、焦りを生む心理作用が発動するのを回避する必然性が生じるためである。

II が話者自身に発話する命令文として自然なのは、命令形を取る動詞が意志的で心理的・抽象的な動作、言い換えれば、意志的に引き起こす抽象的な心の働きを表すことが関係する。意志的に引き起こす抽象的な心の働きは、意志的で物理的・具体的な動作（動詞 C）に比べ、動作主体の意志で思う通りにならない部分を少なからず含んでいる。例えば「がんばる」ならば、自身のやる気を引き出さなければならず、怠慢な心との葛藤が生じる。「思い出す」の場合、思い出したくても思い出せないことはよくある。したがって、動詞 B は、動詞 C に比べ、意志でその動作を実現しづらい。そのため、動作主体が話者自身であっても「がんばれ。」などの発話により、動作を実現させようと自身に働きかける必然性があり、II は話者自身に発話する命令文として自然なのである。

7 発話の相手を異にする二種の命令文の共通性

前節で述べた通り、話者自身に発話する命令文は、禁止形を取る文、命令形を取る文ともにそれぞれを話者自身に発話する必然性がある。その必然性が生じるのは、禁止形の場合、自身の意志に反して動作が実現してしまうときであり、命令形の場合、その動作を実現しづらいときである。どちらの場合も自身の思惑通りにことが運びづらい状況である。これは非話者を相手にした場合にもいえることである。言うまでもなく、非話者は自分の思惑通りに動くとは限らない。この点に、話者自身に発話する命令文と非話者に発話する命令文との共通性が見て取れる。したがって、話者自身に発話する命令文は、自身を、自

分の思惑通りにいかない自分とは別の存在と見なせるような状況で発話されるということである。となれば、結局のところ、話者自身に発話する命令文は、非話者に発話する命令文の特殊なあり方と位置づけられることになる。

ところで、先に4.3節で動詞C（意志動詞で物理的・具体的な動作を表すもの）は命令形、禁止形ともに話者自身に発話する命令文としては通常、不自然であるとした。しかし、実例を見てみると、動詞Cであっても話者自身に発話する命令形を取る文を確認できるし、禁止形を取る文を作例することもできる。

- ・私は山の凍てついた空気のなかを暗^{やみ}をわけて歩き出した。（後略）

「（前略）私の神経は暗い行手に向かって張り切り、今や決然とした意志を感じる。

なんというそれは気持のいいことだろう。定罰のような闇、膚を劈く酷寒。そのなかでこそ私の疲労は快く緊張し新しい戦慄を感じることができる。歩け。歩け。へたばるまで歩け」

私は残酷な調子で自分を鞭打った。歩け。歩け。歩き殺してしまえ。（檸）

- ・「金を持っていないんだよ」

万次郎は残念そうに言った。

（中略）女がいそぎ足に出て来て、ちょっとと言った。

「おあしちょうだいな」

その声にうながされたように、万次郎はいきなり走り出した。

（中略）女の声が聞こえなくなったのは、御舟蔵の前を半分ほど過ぎたころだった。あきらめたらしいと思ったが、万次郎は走るのをやめられなかった。

——みろ。巴屋の若旦那が、このざまだ。

落ちるところまで落ちたような、自虐^{じぎやく}の気分^{きぶん}にさいなまれていたが、（後略）（驟）

- ・（食事制限中に目の前にある食べ物がどうしても食べたくなり、自分に）「食べるな。」

一つ目の例で「へたばるまで」歩くことは、歩く本人は通常拒むことである。二つ目は自分の無様な姿を見るように自身に言い聞かせている例であるが、無様な自分を見ることは通常、見る本人は拒むことである。このように、動作を拒む自分と、その一方でその動作を実現させる必要性を強く自覚する自分との両方が存在する状況では、動作を拒む自分は、自分の思惑通りにいかない自分とは別の存在と見なしうる。三つ目の例でも、食べてはいけないと自覚する自分にとって食べようとする自分は、自分の思惑通りにいかない自分とは別の存在と見なせる。このことから、話者自身に発話する命令文は、非話者に発話する命令文の内に数えられることがわかる⁶⁾。

8 まとめ

本章では以下のことを述べた。

- ・ 次のものは、非話者に発話する命令文としては成り立つが（〈負の願望〉を含む）、話者自身に発話する命令文としては通常、不自然である。
 - “動詞Aの一部の命令形（例「慌てろ」）”
 - “動詞Aの一部の禁止形（例「うろうろするな」）”
 - “動詞Bの禁止形（例「耐えるな。」）”
 - “動詞Cの命令形（例「走れ。」）”
 - “動詞Cの禁止形（例「飲むな。」）”
- ・ 動詞Aの一部の禁止形（例「焦るな。」）、動詞Bの命令形（例「がんばれ。」）は、話者自身に発話する命令文として自然である。
- ・ これらには話者自身に対し禁止形を取る文、命令形を取る文それぞれを発話する必然性がある。
- ・ その必然性とは、話者自身を自分の思惑通りにいかない自分とは別の存在と見なせるような状況が存在することである。
- ・ この意味で、話者自身に発話する命令文は、非話者に発話する命令文の特殊なあり方と位置づけられる。

注

- 1) ここでいう特別な文脈とは、通常その動詞が有する性質を変化させるようなものである。例えば、通常その動作の実行を動作主体の意志で果たせるもの（蹴る、乗る、行く、座るなど）がその場の状況により、実行が困難になったり、あるいは動作主体の意志や意図に反して実現し得る動作に変質したりする場合である。
- 2) 金田一（1950）は、「主体の意志によって行われる動作を表わす動詞が意志動詞で、然らざる動詞が無意志動詞である」（p.23）とする。金田一は、無意志動詞には意志を表す助動詞「う」「よう」をそえることができないとする（同頁）が、基本的に、意志動詞とは、助動詞「う」「よう」が付加でき、このとき意志を表す動詞（例「話そう」の「話す」）であり、無意志動詞とは、「う」「よう」が付加できない動詞（例「*うっかりしよう」の「うっかりする」）、あるいは、それを付加したときに意志を表さない動詞（例「（私にも一つ）水泳が出来よう」（推量の意）の「出来る」（p16））である。

さらに、金田一（前掲）では、「落す」は「棒で柿の実を落す」の場合は明らかに意志動詞であるが、（中略）「人込みで蝦蟇口を落す」の「落す」は無意志動詞と推定される」（p.24）とされるように、その動詞が意志動詞か無意志動詞かの認定は、文脈によって変わり得る。
- 3) 話者自身が人であるため、話者自身に発話する命令文との比較対照たる非話者は、同じく人であるのが適当である。それ故、比喩的な使用を除き、人の動作を表さない動詞（「燃

える」「流れる」「たなびく」「枯れる」「裂ける」など）と人体の一部（これは非情物と見なせる）が主語となる動詞（「(手が) かじかむ」「(足が) しびれる」「(目が) 血走る」など）は、考察の対象外とする。

- 4) 図1の分類は、動詞によっては必ずしも固定的でない場合がある。例えば「急ぐ」は、「心理的に急ぐ=気がせく」のような場合は動詞B、駆けるなどの行為により動作的に「急ぐ」場合には動詞Cとなり、BとCの区分は文脈に左右され得る。
- 5) ちなみに、動詞Cは仁田（1991）が示す〈達成の自己制御性〉を持った動詞に相当すると考えられる。この種の動詞は「動きの主体が、動きの発生・過程だけでなく、動きの成立そのもの・動きの達成をも自分の意志でもって制御できる」（同 p. 243）性質を持つとされる。
- 6) 4.1.2 節及び 4.2.1 節に示した話者自身に発話する命令文が有する文脈は、通常その動詞が持つ性質を変えるものではないが、本節に示した例が有する文脈は、その性質を変化させている。「歩く」「みる（見る）」「食べる」は通常、動作主体の意志で（非実現の制御も含め）その達成の制御ができるが、本節に示した例ではその制御は可能であるが困難なものへと変質している。

結び

第1～第6章まで他者を要する動詞述語文について様々な観点から論じてきた。本研究の終わりに、複数の章をまとめて捉えることで生じるいくつかの問題や本研究の意義について述べておきたい。

第1部（第1～第3章）を通じて

第1部では、叙述レベルにおける他者を要する動詞述語文を扱った。具体的には、第1章では、「を」と「に」の対象表示用法を、第2章では、その発展的問題として「を」使役文と「に」使役文を、第3章では、「に」受身文と「によって」受身文を論じた。これらに共通することは、他者を表示する格としての「に」である。第1章で「に」が表示する対象は基点——動作の向かう先を示す際または動作の関係する位置を示す際の目印や、動作の基準といった動作がそれに基づく存在、及び動作の基因といった動作の基となる存在——であるとした。では、「に」使役文の「に」、並びに「に」受身文の「に」も上接する語句を基点として表示するといえるだろうか。

- ・親が子どもに働かせる。

はじめに使役文についてだが、第2章に述べたように、使役主体（この例では「親」）は使役対象（「子ども」以下、対象）を支配しない。使役動作（「働かせる」）は対象に対して施され、対象に及ぶ動きを表すが、使役主体が対象を支配しないということは、使役主体がなす使役動作も対象を支配しないことができる。使役動作は対象を支配はしないが、対象に対して施されることからすると、使役動作は対象に動作を施すことで生じる使役主体のあり方の描写に力点が置かれると考えられる。このとき対象は、使役動作と一体的に関わるものではなく、使役動作の及ぶ位置を調整する際の目印と認識でき、したがって、使役動作の基点であるといえる。

続いて受身文を考える。

- ・太郎が次郎に殴られる。
- ・帰宅途中、私は雨に降られた。

「に」受身文の主語（この例では「太郎」「私」）は、当該事態（次郎が太郎を殴ること、雨が降ること）の実現によって何かがなされたと解釈される存在である。当該事態をなす

主体（「次郎」「雨」）は、受身文の主語に何かがなされる際、受身文の主体が被る事態を引き起こす基となる存在という意味において事態の基点であるといえることができる。

格助詞「に」の用法は多岐にわたるが、（使役動作を含む）動作の対象を示す用法、及び受身文における動作主を示す用法以外でも上接する名詞句を基点と見ることができるかどうか、今後考察を進めたい。

また、第1～第3章は動詞の格についての考察といい換えることができる。青木（1994）で格とは「用言に必須のものとして内在する体言が分出して用言の上に置かれる時、その体言の、用言に対する意味論的な関係のあり方の類型を言う」（p. 74）とした上で主格以外の格成分は対格、使役格、受身格、目標格に限られるとし、それ以外の成分（例えば「より」「から」「で」「して」が示す名詞句など）は叙述の知的内容量を増加させる連用修飾成分であるとする。青木（前掲）では、これらの格成分が用言に必須のものとして内在する理由が述べられている。とすれば、次の段階にあるものは、これら格成分と動詞との具体的関係や格成分及び動詞の性質がいかなるものかを考察することと思われる。結果的に本論は、この一部について詳しく記述したことになるといえるだろう。

第2部（第4～第6章）を通じて

第2部では、言語行為レベルにおける他者を要する動詞述語文を取り上げた。第4章では命令形を取る文を、第5章では否定命令文を、第6章では話者自身に発話する命令文を論じた。ここでは、命令形を取る動詞及び、いわゆる禁止の助動詞「な」がつく動詞に見られる制約に関し、その制約が生じる理由を考えたい（話者自身に発話する命令文については、この理由を考察した後述べる）。両制約を再掲しよう。

・命令形を取る動詞の制約

命令形を取る動詞は時間の観念を含む動作を表すことを前提とし、その動作は、その発話状況において相手みずから引き起こす側面を有するものである。

・禁止の助動詞「な」がつく動詞の制約

禁止の終助詞「な」がつく動詞は、①動作性を表す、②相手みずから引き起こす側面を有する動作・事態を表す、③相手の努力で動作・事態の実現を回避できる（と話者が想定している）、の全てを満たす。

上記のような制約があるのは、（否定命令を含む）命令文が話者から他ならぬ相手への要求を表すからだを考える。つまり、命令形を取る文では、仮に、相手みずから引き起こす側面のない動作を相手に求めるとすれば、それは理に反した行為となる。が、そのような側面のある動作であれば、それを相手に求めるのは理に適っている。否定命令文においても、相手みずから引き起こす動作であり、かつ、その動作をやめる努力が相手にとって可能ならば、動作実現の責任を相手に求めることができる。動作実現の責任が相手にな

い動作を相手にやめるよう求めるのは理に反するが、その責任がある動作をやめるよう相手に求めるのは理に適う行為である。

これをまとめていえば、あることがら（動作実現ないし動作実現回避）を実現すべき主体たる相手がその発話状況において有する能力に沿った形で、話者は要求的態度を示さなければならない、ということであり、この点に命令文の合理性を見て取ることができる。

命令文に見られるこのような合理性は話者自身に発話する命令文にも認めることができる。第6章に述べたように、この種の命令文は、話者本人を、自分の思惑通りにいかない自分以外の存在と見なせる状況で成り立つ。要求という行為は通常、自分以外の相手にするものであり、したがって、そのような状況が整った上で話者自身に命令するというのもやはり理に適っている。

全体を通じて

最後に、叙述と言語行為というレベルの違いが他者の性質や、他者とその他の要素との関係にどのような影響を及ぼすかについて考えたい。

叙述レベルにおける他者は自明な場合を除いて言語化されるが、言語行為レベルにおける他者（ここでは命令文に限定する）は言語化されない場合が少なくない。これは、叙述文では言語主体が、動作主体、動作、他者に見られる関係を認識し、それを描写するため、事態を構成する参画者の一つである他者を示す必要が高いのに対し、命令文は話者から他者たる聞き手への発話であることが自明なため、他者の示される度合いが低くなることによるのだろう。

また、叙述レベルにおける他者を要する文は、動作主体、動作、他者の関係性の異なりが助詞（の形態）に変化を与えるが、言語行為における他者を要する文は、話者、要求する内容、他者の関係性の異なりは文意と終助詞のイントネーションに変化を与えるといった相違を指摘できる。即ち、格助詞「を」と「に」の（使役対象を含む）対象表示用法では、動作主体のなす動作の性質と他者たる対象との関係によって対象が「を」で示されたり、「に」で示されたりし、「に」受身文と「によって」受身文においては、受身主体（受身文の主語）、受身主体から見た相手（他者）、受身主体が被る事態の三者の関係性が他者を「に」で示すか「によって」で示すかを決定する。それに対し、命令文は、その相手が人か非情物であるかということや、話者が要求する内容が相手の意志で実行できるか否かが、命令文の文意・用法が〈命令〉であるか〈願望〉であるかに関わる。さらに、命令文の相手が人で話者の要求が発話時以降に叶わない状況では、命令文に伴う「よ」のイントネーションが下降調になるといった現象が見られる。これは、叙述文では動作主体、動作、他者の関係のあり方を示すのが助詞ということであり、命令文では話者、要求する内容、他者との関係が話者の態度表明の仕方（実行要求か願望表明か仮想的な要求か）を決定す

るということを意味するものと考えられる。

そして、叙述レベルの他者は、事態の参画者の一つであるという一面的な性質を有するのに対し、言語行為レベルにおける他者は、話者の発話を聞く存在であると同時に話者の態度表明の仕方を定める一要因でもあるという二面性を有するといった違いも示すことができる。

端的に言えば、他者を要する動詞述語文の研究とは、主体（叙述レベルでは動作主体、言語行為レベルでは話者）以外の存在によって生じた、その存在とその他の要素との関係性にまつわる考察である。その具体的関係のあり方を各章にて明確にしたことや、叙述と言語行為という異なるレベルを一括りに見ることで、そうしたレベルの違いがもたらす具体的影響を詳しく記述したことに本研究の意義があると思う。

そして、本研究は、結局、他者の存在が叙述的にも言語行為的にも文の類型を決定づけるものとなること、より具体的には、他者がどのような存在であるかが動詞述語文のあり方や文の意味内容と連関することを述べたことになる。つまり、叙述レベルに関しては、（使役動作を含む）動作が他者たる対象を支配すれば「を」で、他者たる対象を支配しなければ「に」で対象表示する文となり、受身文では、受身文の主語に何かがなされていることを前提とし、その主語ないし潜在的受影者が、対応する能動文の行為主体、即ち他者に従属していなければ、「に」受身文となり、受身文の主語が他者に従属する、あるいは他者の位置に立つべきものが当該事態の生じる原因・根拠であれば、「によって」受身文となる。言語行為レベルに関しては、他者が話者の要求する動作をみずから引き起こし得る存在であるときに命令形を取る文が、そして、他者が話者にとって望ましくない動作をみずから引き起こしうる存在であり、かつ、他者にとってその動作の実現回避が可能である場合に否定命令文が形成される。

したがって、他者のあり方や扱われ方がこれらの文の実現に直結するのであり、他者こそが他者を要する動詞述語文を生み出す文法原理となっているといえることができるだろう。

各章と既発表論文との関係

序・・・書き下ろし

第1章 格助詞「を」と「に」の対象表示用法

・・・「格助詞「を」と「に」の対象表示用法について」

(『平成二十五年度 西日本国語国文学会会報』西日本国語国文学会 2013 年) を補訂

第2章 「を」使役文と「に」使役文・・・書き下ろし

第3章 「に」受身文と「によって」受身文の成立条件

・・・「「に」受身文と「によって」受身文の成立条件」

(『文学・語学』第 196 号 全国大学国語国文学会 2010 年) を補訂

第4章 命令形を取る文の基本的機能

・・・「命令文の基本的機能」(『熊本県立大学大学院文学研究科論集』第 5 号

熊本県立大学大学院文学研究科 2012 年) を補訂

第5章 否定命令文の基本的機能

・・・「否定命令文の基本的機能」

(『国文研究』第 58 号 熊本県立大学日本語日本文学会 2013 年) を補訂

第6章 話者自身に発話する命令文

・・・平成 22 年度修士論文「命令文の諸相-働きと意味分化及び対「話者自身」-

(熊本県立大学) の一部を補訂

結び・・・書き下ろし

用例出典（各章で用例右に示した文字と下記作品名に付した下線部とが対応する。）

- 『会いたくて』鎌田敏夫（立風書房 1989 年）
- 『あいつと私』石坂洋次郎（徳間書店 2003 年）
- 『血い花』室井佑月（集英社文庫 2001 年）
- 『赤い法廷』小林久三（桃園書房 1996 年）
- 『いってきます！』松岡やよい（講談社 2002 年）
- 『イン・ザ・プール』奥田英朗（文春文庫 2008 年）
- 『薄曇りの肖像』川西桂司（鳥影社 2002 年）
- 『エントロピー入門』杉本大一郎（中公新書 1985 年）
- 『おばあちゃん宇宙へいく』浜たかや（偕成社 1986 年）
- 『学歴のない犬（下）』西村寿行（角川書店 1990 年）
- 『高校教師』野島伸司（幻冬舎文庫 2003 年）
- 『湖岸の国の魔法戦士－魔法戦士リウイー』水野良（富士見書房 1997 年）
- 『小僧の神様・城の崎にて』志賀直哉（新潮社 1973 年）
- 『湖底のまつり』泡坂妻夫（東京創元社 1994 年）
- 『サービスの天才たち』野地秩嘉（新潮社 2003 年）
- 『シークレット・レッスン』和泉桂（講談社 2002 年）
- 『時空戦艦『大和』－超第三帝国を撃滅せよ 5－』草薙圭一郎（コスミックインターナショナル 2001 年）
- 『初球はストレート－荒木大輔物語－』木村幸治（潮出版社 1993 年）
- 『進むべき道－日本は楽しくなれる－』浜田宏一（PHP 研究所 2001 年）
- 『ダックス先生物語』鹿島和夫（法藏館 1998 年）
- 『町長選挙』奥田英朗（文春文庫 2009 年）
- 『TV ピープル』村上春樹（文春文庫 1993 年）
- 『虎は歪める－精獣戦争－』三田誠（角川書店 2001 年）
- 『なんてたって孔雀警視』志茂田景樹（光文社 1988 年）
- 『旦用品が毒になる!!皮膚から、あなたの体は冒されている!』竹内久米司、稲津教久（日東書院 2005 年）
- 『旦本の危機 2』櫻井よしこ（新潮社 2002 年）
- 『バカの壁』養老孟司（新潮新書 2003 年）
- 『驟り雨』藤沢周平（新潮文庫 1985 年）
- 『晩年の子供』山田詠美（講談社文庫 1994 年）
- 『人はなぜ他人の失敗がうれしいのか』樺旦純（PHP 文庫 2001 年）

『北緯 50 度に消ゆ』 高橋義夫（新潮社 1990 年）
『ぼんくら（上）』 宮部みゆき（講談社 2004 年）
『密通』 和田はつ子（角川書店 1998 年）
『地下鉄に乗って』 浅田次郎（講談社文庫 1999 年）
『Last kiss』 佐藤ケイ（メディアワークス 2002 年）
『龍と魔法使い』 榎木洋子（集英社 1960 年）
『檸檬』 梶井基次郎（新潮文庫 1967 年）

【参考文献】

- 青木 伶子 (1977) 「使役—自動詞・他動詞との関わりにおいて—」『成蹊国文』第 10 号 成蹊大学文学部日本文学科研究室
- (1992) 『現代語助詞「は」の構文論的研究』笠間書院
- (1994) 「格助詞の範囲—目標格をめぐって—」『成蹊人文研究』第 2 号 成蹊大学大学院文学研究科
- 安達 太郎 (2002) 『モダリティ』くろしお出版 (宮崎和人、野田春美、高梨信乃との共著)
- 天野みどり (2001) 「無生物主語のニ受動文—意味的關係の想定が必要な文—」『国語学』第 52 卷 2 号 国語学会
- 石川美紀子 (2002) 「命令に関する試論—語用論的条件と構文的条件との関係から—」『名古屋大学国語国文学』第 91 号 名古屋大学国語国文学会
- (2007) 「命令形の働きに関する考察—意志動作としての性格づけと動作主の設定—」『名古屋大学国語国文学』第 100 号 名古屋大学国語国文学会
- 井上 和子 (1976) 『変形文法と日本語 (上)』大修館書店
- 井上 優 (1993) 「発話における「タイミング考慮」と「矛盾考慮」—命令文・依頼文を例に—」『国立国語研究所報告 105 研究報告集 14』秀英出版
- ウェスリー・M・ヤコブセン (1989) 「他動性とプロトタイプ論」久野暉・柴谷方良編『日本語学の新展開』くろしお出版
- 奥津敬一郎 (1983) 「何故受身か?—〈視点〉からのケース・スタディー」『国語学』132 集 国語学会
- 尾崎 奈津 (2007) 「日本語の否定命令文をめぐって—「スルナ」を述語とする文の特性と機能—」『日本語の研究』第 3 卷 1 号 日本語学会
- 尾上 圭介 (1986) 「感嘆文と希求・命令文—喚体・述体概念の有効性—」松村明教授古希記念会編『松村明教授古希記念 国語研究論集』明治書院 (尾上圭介『文法と意味 I』2001 年、くろしお出版所収)
- 影山 太郎 (1996) 『動詞意味論—言語と認知の接点—』くろしお出版
- 柏原 卓 (1979) 「格助詞「に」「を」と動詞—『平家物語』を中心に—」『和歌山大学教育学部紀要 人文科学』28 和歌山大学教育学部
- 加藤 幸子 (2002) 「日本語の形態的使役について」『言語科学論集』第 6 号 東北大学文学部日本語学科
- 川端 善明 (1979) 『活用の研究 II』大修館書店 (増補再版、1997 年、清文堂出版)
- 川村 大 (2012) 『ラル型述語文の研究』くろしお出版
- 北原 保雄 (1981) 『日本語助動詞の研究』大修館書店
- 許 永新 (2005) 「日本語自動詞におけるヲ使役とニ使役の実証的研究」『東京大学言語

学論集』24 東京大学大学院人文社会系研究科・文学部言語学研究室

金水 敏 (1991)「受動文の歴史についての一考察」『国語学』164 集 国語学会

———— (1992)「場面と視点—受身文を中心に—」『日本語学』8 月号 明治書院

———— (1993)「受身文の固有・非固有性について」『近代語研究』第九集 武蔵野書
院

金田一春彦 (1950)「国語動詞の一分類」『言語研究』15 日本言語学会 (金田一春彦編『日
本語動詞のアスペクト』1976 年、むぎ書房所収)

楠本 徹也 (2002)「「を」格における他動性のスキーマ」『東京外国語大学留学生日本語教
育センター論集』28 東京外国語大学留学生日本語教育センター

工藤真由美 (1990)『ことばの科学 4』むぎ書房

久野 暲 (1983)『新日本文法研究』大修館書店

権 奇洙 (1991)「受動文の動作主マーカーについての一考察—主に「に・によって・か
ら」を中心に—」『東北大学文学部日本語学科論集』第 1 号 東北大学文学部日本語学
科

小杉 商一 (1979)「非情の受身について」『田辺博士
古希記念国語助詞助動詞論叢』桜楓社

小柳 智一 (1996)「禁止と制止—上代の禁止表現について—」『国語学』184 集 国語学会

佐藤 里美 (1986)「使役構造の文—人間の人間にたいするはたらきかけを表現するばあい
—」『ことばの科学 1』むぎ書房

———— (1992)「依頼文—してくれ、してください—」『ことばの科学 5』むぎ書房

佐藤 友哉 (2010)「「に」受身文と「によって」受身文の成立条件」『文学・語学』第 196
号 全国大学国語国文学会

———— (2012)「命令文の基本的機能」『熊本県立大学大学院文学研究科論集』第 5 号
熊本県立大学大学院文学研究科

———— (2013)「否定命令文の基本的機能」『国文研究』第 58 号 熊本県立大学日本語
日本文学会

———— (2013)「格助詞「を」と「に」の対象表示用法について」『平成二十五年度 西
日本国語国文学会会報』西日本国語国文学会

志波 彩子 (2005)「2 つの受身文—被動作主役化と脱他動化—」『日本語文法』5 巻 2 号
くろしお出版

柴谷 方良 (1978)『日本語の分析』大修館書店

白川 博之 (1993)「「働きかけ」「問いかけ」の文と終助詞「よ」」『広島大学日本語教育学
科紀要』第 3 号 広島大学教育学部日本語教育学科

須賀 一好 (1981)「自他違い—自動詞と目的語、そして自他の分類—」『馬淵和夫博士退
官記念 国語学論集』大修館書店 (須賀一好・早津恵美子編『日本語研究資料集 第
1 期第 8 巻 動詞の自他』1995 年、ひつじ書房所収)

- 杉本 武 (1991) 「ニ格をとる自動詞—準他動詞と受動詞—」『日本語のヴォイスと他動性』くろしお出版
- 砂川有里子 (1984) 「〈に受身文〉と〈によって受身文〉」『日本語学』7月号 明治書院
- 尊田佐紀子 (2003) 「ニヨッテ受身文の成立—『西国立志編』を資料として—」『文献探求』第41号 文献探求の会
- 高見 健一 (1995) 『機能的構文論による日英語比較』くろしお出版
- (2007) 「使役形と自/他動詞形」『言語学の諸相—赤塚紀子教授記念論文集—』くろしお出版
- 高見健一・久野暉 (2002) 『日英語の自動詞構文』研究社
- 竹林 一志 (1998) 「日本語の「～にVしてもらう」構文について—非対格性との関連をめぐって」『言語』第27巻第9号 大修館書店
- 陳 常好 (1987) 「終助詞—話し手と聞き手の認識のギャップをうめるための文接辞—」『日本語学』10月号 明治書院
- 寺村 秀夫 (1982) 『日本語のシンタクスと意味 第Ⅰ巻』くろしお出版
- 中西 宇一 (1975) 「自動詞と他動詞—格助詞「に」と「を」の対立を通じて—」『女子大國文』76 京都女子大学国文学会
- 仁田 義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 日本語記述文法研究会 (2009) 『現代日本語文法 2』くろしお出版
- 丹羽 一彌 (2005) 『日本語動詞述語の構造』笠間書院
- 早津恵美子 (1995) 「使役表現における使役対象の表され方と動詞の自他」『日本語の研究と教育: 窪田富男教授退官記念論文集』専門教育出版
- (1999) 「いわゆる「ヲ使役」「ニ使役」についての諸論考をめぐって」『語学研究所論集』第4号 東京外国語大学語学研究所
- (2004) 『朝倉日本語講座 6 文法Ⅱ』朝倉書店
- 半藤 英明 (2006) 『日本語助詞の文法』新典社
- 平野 綾子 (1996) 「現代日本語使役文における助詞ヲ・ニの機能」『目白大学人文学部紀要 言語文化篇』第2号 目白大学人文学部
- 藤井 正 (1971) 「日本語の使役態」『山口大学教育学部研究論叢 (第1部)』20-1 山口大学教育学部
- 細川由紀子 (1986) 「日本語の受身文における動作主のマーカーについて」『国語学』144集 国語学会
- 益岡 隆志 (1982) 「日本語受動文の意味分析」『言語研究』第82号 日本言語学会
- (1987) 『命題の文法—日本語文法序説』くろしお出版
- (1991) 「受動表現と主観性」『日本語のヴォイスと他動性』くろしお出版
- (2000) 『日本語文法の諸相』くろしお出版

- 益岡隆志・田窪行則（1987）『日本語文法セルフマスターシリーズ 3 格助詞』くろしお出版
- 松尾 拾（1969）『^{古典語}助詞助動詞詳説』松村明編 學燈社
- 松下大三郎（1930）『改選標準日本文法』（訂正版）中文館書店（複製、1974 年、勉誠社）
- 三上 章（1953）『現代語法序説』刀江書院（復刊、1972 年、くろしお出版）
- 宮島 達夫（1972）『動詞の意味・用法の記述的研究』秀英出版
- 村上 三寿（1993）「命令文—しろ、しなさい—」『ことばの科学 6』むぎ書房
- 森田 良行（1987）「自動詞と他動詞」『国文法講座 第六巻』明治書院
- （2002）『日本語文法の発想』ひつじ書房
- 森山 卓郎（1988）『日本語動詞述語文の研究』明治書院
- 森 雄一（1998）「「に」他動詞について」『人文学科論集』31 茨城大学人文学部
- 山田みどり（1980）「「～をそむく」と「～にそむく」」『成蹊国文』第 14 号 成蹊大学文学部日本文学科研究室
- 山田 孝雄（1908）『日本文法論』寶文館
- （1936）『日本文法學概論』寶文館
- 和栗 夏海（2005）「属性叙述受動文の本質」『日本語文法』5 卷 2 号 くろしお出版